刑政第53巻第11号

矯正図書館

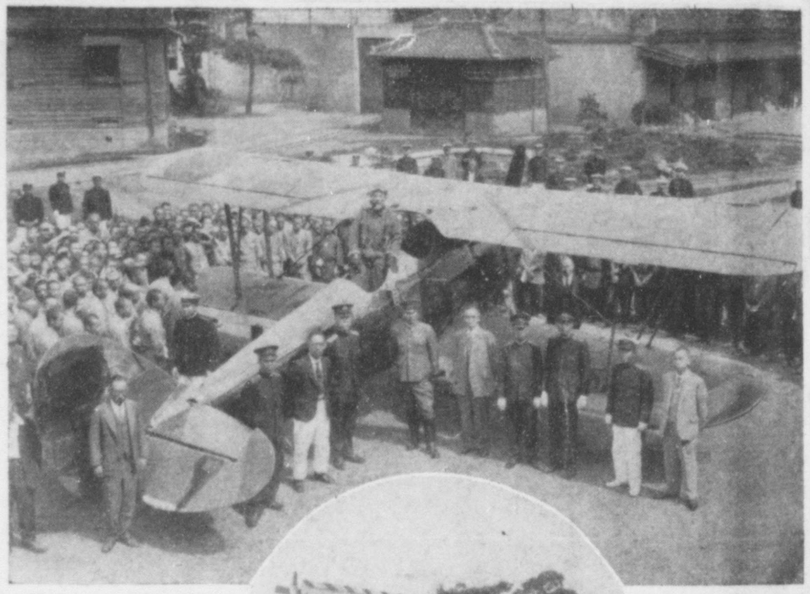
刑政

第五十四卷　十一月號　第十一號

國民學校について（卷頭言）　八木田政雄　二
徳川時代に於ける自由刑思想の形成　小川太郎　四
ナチス・ドイツの少年行刑（一）　公文彦三
構外作業座談會（一）　府中刑務所　三
フリードリツヒ・ニーチエの人生論と彼の刑法觀（二）　シユペヒト　三六
北米ニユー・ヨーク州矯正法（四）　四
釧路集治監を偲ぶ（二）　釧路支所　三九

財團法人　刑務協會發行

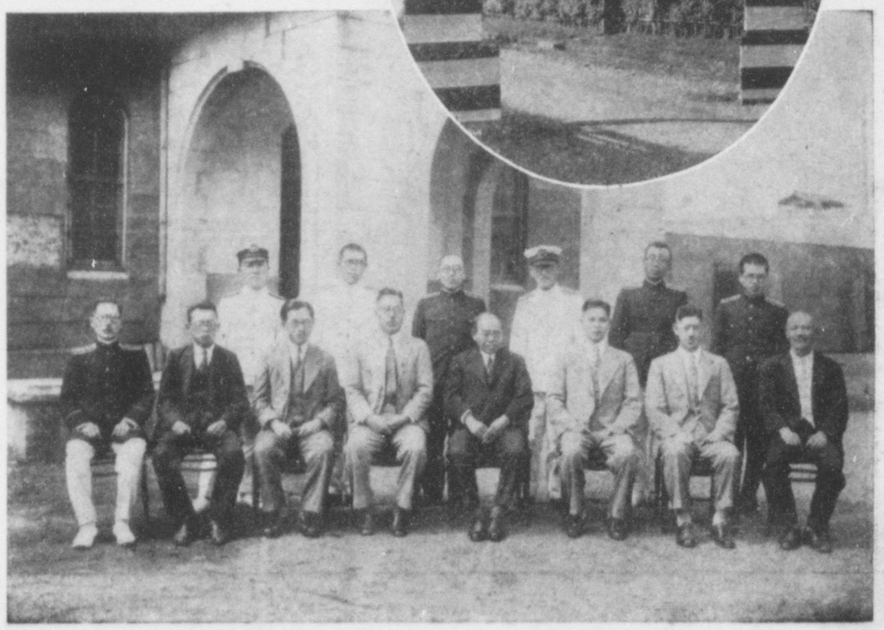
矯正図書館



浦和支所・航空記念日記念撮影



中・浦和支所
保護デーの催し



東北行刑衞生集談會記念撮影

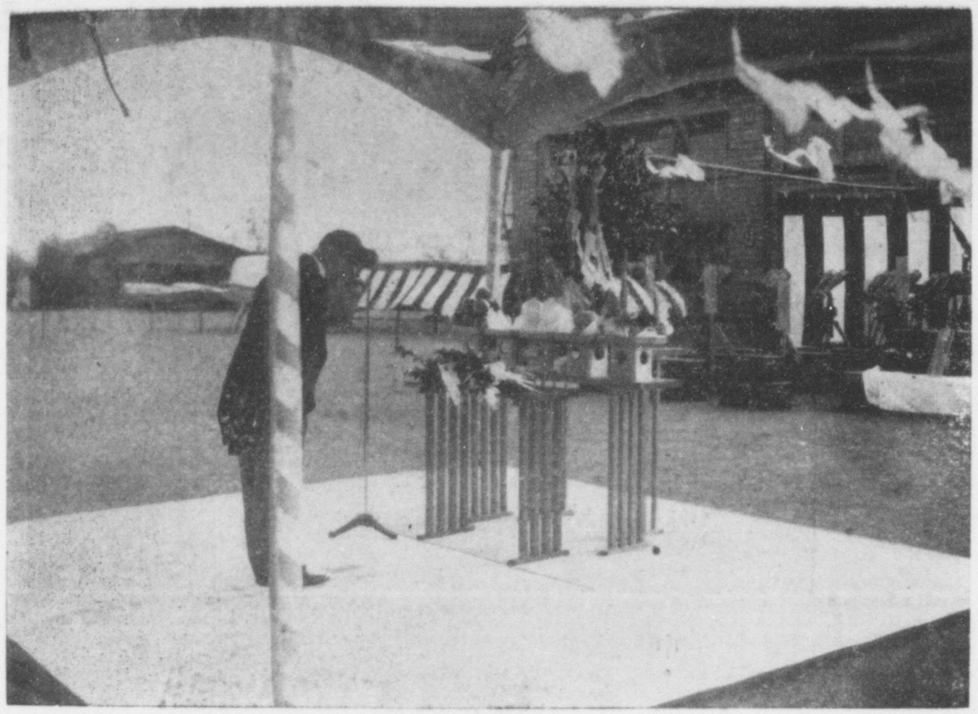
矯正図書館

刑政

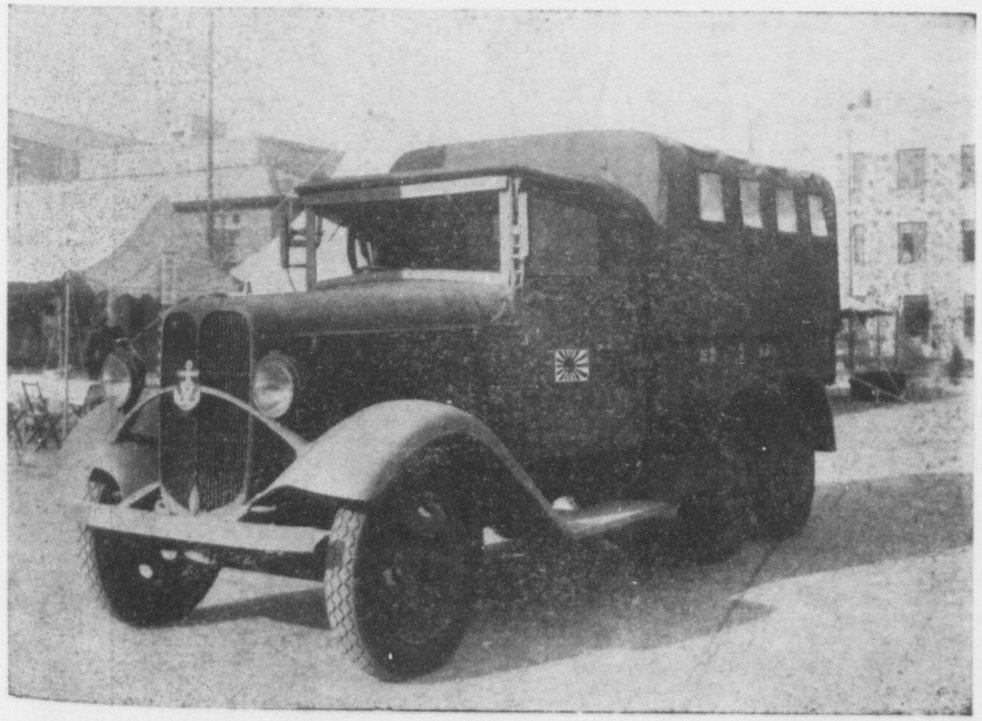
十一月號

第五十四卷

第十一號



至誠號獻納式



至誠號

刑政第53巻第11号
矯正図書館

國民學校について

來年度から初等教育の改正が行はれ國民學校制が採用される旨の發表があつた。未だ關係法令の發布をみるに至らないが文部省は目下改正の準備に忙殺されて居る。

抑々教育は國家進展の基礎であり文化向上の本源である。我が國の教育は近年頓に進歩し歐米諸國に比し遜色は無いと云はれる。然し乍ら我が國力と文化の一大發展が遂げられ世界的地位が急速に高まるに從ひ從來稍もすれば陷り易かつた歐米模倣の風を一掃し我が國獨自の立場から確乎たる指導理念を確立し教育全般に亙り根本的な改革を行ふべしとの氣運が澎湃として起るに至つた。文部省は此の要望に應じて先づ初等教育の問題を取り上げ教育審議會の議を經て國民學校の制度を發表したのである。

それでは國民學校とは如何なるものであるか。

先づ其の指導精神を觀るに『國民學校は皇國の道に則つて普通教育を施し國民の基礎的練成を爲す』を本旨とする。茲に皇國の道に則りとは教育に關する勅語に明示し給へる臣民の守るべき道に從ふことである。此の道に從ふことが教育の大眼目でなければならない。普通教育とは國民一般に共通且平易な教育を意味し、國民の基礎的練成を爲すとは兒童の全能力を練磨し體力、思想、感情、要するに兒童の精神及身體を全一的に育成し其のことが將來の教育の基礎であり生涯持續せらるべき自己修養の根幹となるの意である。

次に國民學校の教育方針として十項目が揭げられて居る。『教育の全般に亙つて皇國の道を修練せしめ特に國體に對する信念を深からしめ』『我が國文化の特質を明ならしむると共に東亞及世界の大勢に付て知らしめ皇國の地位と使命との自覺に導く』ことに依り我が國體の明徵を期し我が國固有の文化及使命に

對する自覺と誇りとを持たしめ『心身を一體として教育し教授、訓練、養護の分離を避け』『各教科並科目は其の特色を發揮せしむると共に相互の關聯を緊密ならしめ之を國民練成の一途に歸せしめ』て教育方法及教材を統一し皇國の道に則り一體として練成に向はしめ『教育を國民の生活に則して具體的實際的ならしめ高等科にあつては尚將來の職業生活に對し適當な指導を行ひ學生をして全てに興味を持たしめ自修の習慣を養はしむる』等極めて注目すべきものが多い。

國民學校は八年の義務教育制であつて初等科六年、高等科二年に分れる。其の教科並科目は前揭指導精神と教育方針に從つて目新しく選擇せられ一教科に屬する各科目は夫々當該教科の有機的分節であり相互に密接な關聯を有すべきである。國民精神の體認、國體信念の確立、皇國使命の自覺と云ふ點から國民科があつて修身、國語、國史、地理の四科目が之に屬し、科學に對する認識、生活の數理的科學的處理の點から理數科が置かれて算數、理科の二科目より成り、高雅な情操と藝術的技術的表現能力を有せしむる爲め藝能科が設けられて武道、體操の二科目より成り、高雅な情操と實踐力の涵養の爲めに體練科が設けて音樂、習字、圖畫、工作(女には其の外裁縫)の四科(又は五科)より成る。從來各科目が分離し勝であつた弊を除去し統一的綜合的教授を行はんとするのである。高等科に於ては以上の外職業報國の點から農業、工業、商業、水産の四科目より成る實業科を置き女には藝能科の內に家事を加へることになつて居る。

行刑教化特に少年受刑者の教化の上から教育の重要視さるべきことは何人も異論の無いところであつて我が少年行刑教育令も實施後既に七年の歲月を經た。同令は少年教育を普通科及實科に分け普通科は小學校令の趣旨に則る旨を規定して居る。然るに此の小學校令が改められ形式、內容共に劃期的な制度が設けられんとして居り此の事は必然的に少年行刑教育に大なる變革を齎さずには居ないのである。我々は今日より國民學校制の研究を怠ることなく少年行刑教育の爲め萬全を期せねばならぬと信ずる。

八木田政雄

矯正図書館

徳川時代に於ける自由刑思想の形成

小川太郎

目次

一 序
二 刑罰制度の矛盾と幕府の改革策
三 自由刑思想の形成
（一）荻生徂徠と「政談」（二）太宰春臺と「經濟錄」（三）中井竹山と「草茅危言」（四）中井履軒と「年成錄」「愚利茅議」
四 結語

一 序

わが國に於ける近代的自由刑は寛政二年（一七九〇年）の人足寄場制度にその起源をもつとされてゐる。卽ち京兆府尹記事に從へば、長谷川平藏が火付盜賊改役を兼帶した際に當時の老中奥州白川の城主松平越中守定信に一封の書を獻じて「御府内の花も葉もしげりたるによつて諸國より集り來る者多し、其中には理辨の徒は少く、放埒だじやくの族ありて後は非人と成下るなり、是は己が心柄とは言ながら、非人多きは國の恥なり、若臣に臺命を蒙りなば、ケ樣の族を召捕つて、兩國の下流、佃島無人島等に於て、身持相應の産業ををしへ、雜費の外は、其者共の德分と爲レ致錢財をたもたしめ、店を爲レ持、渡世を爲レ致なばよかるべし、國の元は百姓たれば其中より撰び、百姓に仕立、御料私領に不拘、無人の土地へ有付なば、百姓無之のうれひなかるべし」との趣旨を言上した。越中守定信は「殆ど感じ是聖賢の道なり、能心付たりとて、則上聞に達するの時御感に思召」その奉行を長谷川平藏に命じて、此處に人足寄場の發生を見たのである。（一）江戸石川島、佃島及常陸國筑波郡上郷村の三個所にこれを置き、文久元年には函館にもこれを置いた。初め無宿又は入墨敲の刑に處せられた者で歸する所なき者を此處に收容したのであるが、のち文政三年に至るや江戸拂以上追放等の者をも收容することとなつた。（二）（三）

これは恰もその種々の事情において一五五三年のブライドウェル宮殿の懲治施設並びに一五九五年のアムステルダムの懲治場の成立及びその後の事情に比し得ることである。（三）いづれもその根本的動因は封建制度の崩壞に伴ふ人口の都市集中といふことであつた。人口の都市集中は一方當時の社會事情の必然的な産物であるとともに他方に於て封建的刑罰制度の無力を端的に示したのであつた。勿論そのいづれに於ても浮浪人の取締對策として發したものであつて、現在の意味に於ける所謂受刑者がその對象であつたわけではない、一定の施設への收容が刑として科せられるところの自由刑は近世的意味の刑法の成立による刑法的思惟の所産である。卽ち專ら實際的な要求からして、自由刑と保安處分との未だ分化せざる前のものが其處に生じたとせぬばならぬのである。今日、自由刑から更に保安處分に進展する刑法の動向と照し合せて示唆深いものを感ぜざるわけにはいかぬ。

かくて、自由刑の形成の過程をみるには一には社會經濟の具體的事情、二にはその時代の刑罰制度の矛盾、三にはこの矛盾點を拓り開かうとする思想的、政策的努力との關聯に於てするのでなければ、自由刑の本質を見紛ふの虞なしとしない。殊に今日、諸々の制度の批判がその思想的基礎を顧みることは決して無意義なことではないと思ふ。自由刑發生の思想的基礎にまで及ぼうとしてゐる際には、自由刑發生の思想的想形成のあとを顧みようと思ふのである。

（一）古事類苑法律二第四一五頁
（二）正木博士「行刑を基點として考察したる不定期刑」（法學志林第三六卷第九號）第三一頁以下

（三）　細川龜市氏「徳山幕府の教育刑政策」（刑政第四七巻第五號）第一三頁
（四）　拙稿「刑務作業の研究」（刑政第四九巻第十二號）第三二頁以下

二　徳川中期に於ける刑罰制度の矛盾とその改革策

わが國上古の刑罰の種類としては死刑、流刑、追放刑（やらい）、黥刑、杖、配役、沒收、貶性等があつた。その後王朝時代に入るやわが國固有の制度の上に支那法を繼受して大寶律令、養老律令を制定した。刑罰としては笞、杖、徒流、死の五刑を基本とし、有位者及び僧に對しては閏刑が認められた。以上のうち今日の自由刑に類似する刑種としては、上古の配役、律令の徒刑を擧げることが出來ると思ふ。配役は身體を沒收し奴隷又は部民とするものであり、徒は一定期間（重きは三年に及ぶ）強制的に官役に服せしむるものである。配役は兎も角、徒が今日の自由刑に著しく類似したものであることは疑を容れることは出來ない。殊に農民の浮浪化の防止、家の維持といふ點にこの刑の用ひられたあとを考へて、發生的にも今日の自由刑と稍〻共通するものあるを感ぜざるわけにはいかぬ。

しかし平安朝の中期以後に於ては律令は漸く行はれぬやうになり、古代的慣習が復活するに至り、盜犯の如きに對しては着鉱配役の慣習が行はれた。この時代に於て近代自由刑に類似するものとしての徒は一原則として刑罰制度の上から消え去つてしまつた。武家時代に入るや名譽刑、財産刑、肉刑に重きが置かれ、さらに、その領内の安全のみを目的とする追放刑が切りに用ひられた。從つて徒刑は德川初期に於ては藩法を以て定められた二、三の藩（例へば熊本藩、新發田藩）を除き一般的には刑罰制度の上から消え去つてゐたのである。

しかし、土地經濟から貨幣經濟に移るに從つて、換言すれば封建的「米遣ひ」の經濟より非封建的貨幣經濟に移るに從つて、德川幕府はその刑罰制度の矛盾に苦しめられて來た。家康、秀忠時代は「可被處嚴科」又は「可付重罪施行」とあつて死罪を除く外の刑名は成文の上にはあらはれず、戰國の餘習に委ねてゐたのである。三代家光のときに至

り寛永八年評定所を開き訴訟のことは稍〻形を整へて來、六代家宣を經、八代吉宗のときに至り、法度書十五冊の編輯を見、且つ公事方定書を訂正する等、德川幕府の刑法はこのときに於て稍〻整備を得たのであるが、既にその當時に於て一般的社會事情の矛盾とともに刑罰制度の矛盾は幕府當路者を惱ましたのであつた。

德川中期は土地經濟と貨幣經濟との相剋に明けた。五代綱吉のときに貨幣改鑄による最初のインフレーションが訪れた。これによつて惹き起された物價高は元祿の燦然たる町人文化としてあらはれた反面に既に商品經濟に侵蝕されてゐた武士及び農民に大きな困窮が齎らされた。此處に農民の土地を捨て都市に出て浮浪化する最初の大きな機因が與へられた。明和、天明のインフレーションも亦困窮を增大するばかりであつた。八代吉宗、十代家齊のデフレーション政策にも拘らず、その困窮はやまず、寧ろ浮浪化の機因は漸次增大して行つた。これに拍車をかけたものは頻々として起つた天災、疫病、饑饉であつた。試みに當時の史實を顧みれば、

元和五年（一六一九年）不作、疫病流行、餓莩街に充つ
寛永十七年乃至十九年（一六四〇年——一六四二年）飢饉、大凶作、人の死するもの多し
寛文六年乃至九年（一六六六年——一六六九年）凶作續き京都特に甚だしく窮民に救恤す
延寶三年（一六七五年）凶作續き餓死する者多し
延寶八年（一六八〇年）關東より畿内に及び飢民輩出
元祿九年（一六九六年）津輕方面飢民多し
元祿十二年（一六九九年）東國地方餓死者多し
元祿十四年（一七〇一年）東國地方大飢饉
元祿十五年（一七〇二年）關東地方餓莩途に充つ
享保七年（一七二二年）饑饉

亨保八年（一七二三年）米價下落するも、諸色高直、武士農民共に困窮し元値段下元値賣出を勸奬す
亨保十七年（一七三二年）餓民途に充つ
亨保十八年（一七三三年）農民米商に殺到
寶暦五年（一七五五年）奥州地方飢饉
寶暦十一年（一七六一年）米價下落、士農困苦、騒動起る
明和二年（一七六五年）上州、武州の農民一揆
明和五年（一七六八年）佐渡の農民一揆
安永二年（一七七三年）飛彈に農民一揆
安永七年（一七七八年）信州の百姓騒擾
天明元年（一七八一年）武州上州の絹一揆
天明四年（一七八四年）大飢饉、疫病盛んなり、飢死者數十萬

以上は徳川の初期より松平定信の輔佐となるまで徳川の治世約百七十年に起つた重なことを記したのであるが、武士及び農民の困窮の漸く增大して行つたことを雄辯に物語るものであらう。初期に於ける饑饉は尙流通經濟の完全ならざる關係上その規模も小であつたやうに考へられるが、元祿を過ぎる頃よりその規模益々大きく、享保の末より明和安永に至つて物情騒然たるものがあつた。物價高にも武士及び農民は困窮に陷し入れられたのである。

かくてこの經濟的窮乏は農民をして土地を捨て華かな都市に赴かしむる原因となつた。殊に明和より安永にかけてこの農民の離村傾向は甚だしかつた。遂に幕府は安永六年在方村々の者共、奉公稼ぎに出づる者多く、自然田畑を荒らすことあるべく、不埒の至りであるから、以來村高、人別、割合を調べ、殘人數にて耕作等村方の差支なきや否を糺したる上に、差支へなき場合のみ差許すとし離村制限の擧に出でたのである。しかし、かゝる經濟上の離村傾向をさらに强めるものに皮肉にも幕府自身の政策があつた。卽ち當時切りに用ひられたところの追放刑制度である。

徳川幕府の追放刑は前代よりこれを繼いだものであることは前述したが、前代に比して其種類は甚だ多く、重、中輕の別あるのみならず、これに入墨敲、耳そぎ、又は鼻そぎを附加し、さらに江戸十里四方追放、江戸拂、所拂、門前拂等の種類があつて其の執行方法も煩瑣なものであつた。

元來、追放刑は、各國分境之刑法に者可レ然候得共御一統之御治政に者相當共難思召」であつて、大名割據の時代に於て犯人を其管外に追うて良民の害を除くに出てたるもので其目的は專ら其領内保安の維持にありと考へられるのであるが、徳川幕府に依り政治的に統一せられ、又流通經濟の發展に伴ひ經濟的にも封建たるよりも半郡縣的色彩の濃厚となつた徳川中期に於ては、刑罰制度其ものとしても維持し難い點があつたのである。卽ち「追放刑を適用するの結果は、犯人を甲地より乙地に移す爲め、甲地の蒙る利益は乙地の損害となるを免れず。加之此刑の執行と共に、士分は當然浪人となり、町人百姓は無宿となるべし。幕府は政治上、社會上、浪人の害毒を恐れて百方これを監視し、壓迫して已まざりしが、無宿の如きも、これを放任すれば良民を惱まし、産業を廢して、田園を荒廢に歸せしむるもの」であつた。(一)

かくの如く社會經濟上の離村傾向があるのみならず、刑罰制度の上にもこの傾向を强むるが如き制度があつたので、都市は浮浪無宿の徒漸く多きを占むるに至つた。

幕府は吉宗の治世に至り享保の買米令を初めとして封建的社會政策の活動を開始したのであるが、刑罰制度の上に於てもこの矛盾を取除くべく、過料を徴することによつてこれに代へ、なるべく被追放者の減少を計らんとし、又部下諸大名に令して猥りに追放に處せざる樣に令し、さらに居住制限の地も縮少したのであつた。御定書百ヶ條第百三條御仕置仕形にあるものはかゝる刑事政策的考慮に出でたるものであつた。その他吉宗は享保五年入墨刑を創めて刑、劓の二刑に代へ、又元文二年緣座の法を百姓町人の間に廢止するなど、刑政改革に着目した點に幕府最初の刑

政家として著はれた人であつた。

しかし追放刑に關する矛盾は吉宗のときに終りを告げるわけにはいかなかつた。その後十代家治のとき安永七年鑛山役夫の制を設け、江戸其他近國に俳徊する無宿の徒を捕へて幕府經營の佐渡鹿山に遣して、水替人足の苦役に服せしめたのである。松平定信が老中となるに及んで、天明八年陸奥、常陸、下野地方に對しては村民一同より歸村を願出て幕府の許可を得た場合は追放刑に處せられた者でも歸農せしむる制を設け、又寛政元年無宿者の引渡し、溜預けについて令を下し、そうして其翌年長谷川平藏の議を用ひて人足寄場の制度を設け、無宿者を逮捕せる後、入墨、敲に相當する輕罪を犯せる者と、無罪の者とを收容したのである。

しかしながら、此の場合に於ても追放刑を全く廢止するには至らなかつた。水野忠邦の老中となる頃に至つて追放刑の存否につき幕府の立法機關たる評定所に諮問し、又三奉行に答申を求めたのであるが、討議三年を經るも遂に決せず、德川幕府一代のうちに於ては遂に廢止をみることを得なかつた。追放刑を廢止して完全に自由刑制度を創めることの出來なかつた理由は三浦博士によれば次の四點にありとされる。

一　御定書の尊重思想

二　政治的統一はあるも尙大名割據の餘波は殘り一部に於ては追放刑を必要とする事情も存した。

三　身分階級により刑罰を別異するの必要上武士に對しては追放刑を存すを可とした。

四　追放刑の脅嚇性と密場の懲改性とに關する刑罰思想の爭ひ。

しかし所詮德川幕府は大きくいつて明治維新の準備時代であるが故に其の廢止を斷行することは出來なかつたのであるが、同時に其の苦慮のうちに新しき時代に卽應し得る自由刑制度を妊んでゐたのである。

（一）三浦周行博士「法制史の研究」第九九八頁。本稿中追放刑に關しては多く同書「追放刑論」に據る。

三　自由刑思想の形成

前述の如き刑罰制度の矛盾は、既に社會經濟の事情に實利主義的な眼を向けて來たところの儒學者、國學者の間に無視される譯はない。殊に平常經國濟民の熱情をその根本に於て培ひ眞劍に國家を思ふ當時の學者は犯罪の忽せにすることを許さざる國家的事件であることを今日の識者諸士より遙に明確に把握して、中期に於ては多少ともこれに對する意見を吐露する者が續出したのであつた。そのうちの主なる學者は、荻生徂徠、太宰春臺、中井竹山、中井履軒である。

（一）荻生徂徠と「政談」

徂徠（一六六六年——一七二八年）、通稱は惣右衞門、字は茂卿、又蘐園とも號する。初め朱子學を講じたが、のち獨特の復古學を主張した。宋學の主觀的形而上學的なるに對し、客觀的、實踐的なる實學を主張した。その著政談は享保の中頃吉宗に內密に進言したものであつて、わが國經濟社會の學說を檢討する者の看過し得ざる名著である。その第四卷に刑罰のことが論ぜられてゐる。

彼の刑罰觀は他のものに對すると同樣專ら和漢の古法から當代の刑政をみるといふ方法をとつてゐる。第一に刑罰については受刑者の身分階級が考へられねばならぬとする。「輕き棒手振水呑百姓の類は、此方にても元より流人同前の境界也、艱苦も常也。大島、八丈島抔へ行けば、江戸に有し時よりも仕合宜き類多しと承る。當時は何事も物の名目計にて、刑も實事には當らぬ樣也。」又「當時町人百姓に閉門を申付るは、結構過たる仕形也。殊に百姓は農作並に人夫を出す事公役也。閉門の間は家內の人此業成らぬ事也。有間敷きこと也」。

第二には牢下し制度に反對する。「牢下しと云事は異國の律にも日本の古へも無事也。牢舍仕る事は、罪の僉議未濟

内の事也。久く牢に置るゝ事は淹囚とて却て刑罪を司る官人の罪なり。其子細は賂を取又は私の怨有て無理に落したれども、實に可申付罪無故未詮議仕る事濟ぬと名を付て牢に入置、牢死さする事多きによりて官人の罪に成也。」

第三に追放刑に代へて徒罪を立つべきことを主張する。「追放は元來戰國割據の時の法にて、其時分は流罪と云事ならぬ故、其代に仕たる事也、當時大平の世に此法有故、遠國の追放人缺落人抔御城下に集る故、御城下は自ら惡人の津と成也。戸籍の法立時は、何れの國にても親類知人の添へ狀なければ、其所に不構置く事ならぬ故、改易追放は差支ゆる事也。古の流罪に追立ての官人と云事の有るを見れば、今の追放はやはり流罪の仕形を、戰國の時仕替たる者と見へたり。且又百姓抔は田宅を沒收して、やはり其所に置て水呑百姓にせば、追放には及間敷事也。田地も持たぬ百姓、輕き町人は何方へ行つても同樣成物なれば、追放は何の詮も無事也。追放と云事有より、世界に惡人は絶ぬ事成れば、徒罪を立て追放は止度事也」

「徒罪は三代の古も、異國の後代も、日本の古も有之事にて、此法無き時は死罪流罪の次に階級なく、取捌きに足らぬ所有と可レ知。米をつかせ、籾をこなさせ、繩をなはせ、草履を作らせ、薪を取らせ、荷物を運ばせ、車を引かせ、其外普請胴突抔其外の事にも召仕ふ事也。年數の定めに二階級有故、罪の階級幾段にもつく也。戸籍之法、度牒之法立時は通行べき先なく紛れもなし。中興より戸籍之法、度牒之法破れて、此法も破れたりと見へたり。」

第三には過料に關する主張がある。「過料を出す事古の贖罪也。但し古の贖法は五刑（笞杖徒流死）の法を立置夫に贖の多少を割付置、其上にて罪の疑はしきは贖を出さする。又八九十の老人、十歳以下の小兒と官人の笞杖罪に贖を出す事也。」「先年此方にても、京都の町人那波屋が奢りを過怠として、橋を掛けさせたる事」「苦しかる間敷事」である。しかし、それには明確な刑の定めがなければならぬ。しかるに「當時は笞杖徒流死の沙汰も無く、兼て盛りつけの定めも無く、只當分の見計ひにて、輕き民より過怠として金を出さする事、宜からざる事也。是は只金を出させてこまらせて刑に仕ろ仕方、先第一古に無之事也。扨五刑之定め無ければ、專ら金を可レ取爲に成る也。五刑の定め有時は、金無人は直に其刑を受、金有人は金を出して詫言を仕るなれば、刑法の名目立也」「初より金を出さすると云事、殊の外に下輦成る仕方にて、民の心に服せぬ事也」(一)

徂徠の思想は獨創的に見えて必ずしも然らず、熊澤蕃山の思想に緣由する所多いとされてゐるが、彼の「政談」は山路愛山の言葉を以てすれば、「滔々として腐敗無能に傾かんとする士風に對しては士着論を以て之を救ひ、動もすれば無政府の狀態に流れんとする地方の政治に對しては戸籍法の制度と代官を重んずることとを以て之を救ひ、舊慣故格の勢力に對しては職制の制定と法律の明文とに因りて、之を救はん」(二)としたのであつて、その時弊に適中するもののあつたことは否めない。その時弊救治策の一部として刑罰のことが論ぜられてゐるのである。愛山と共にわれわれも亦そこにベンザム的思想のあることを見のがすわけにはいかぬ。(三)

(一) 瀧本政一博士編「日本經濟大典」第九卷「政談」による

(二) 山路彌吉「荻生徂徠」第一四一頁。尙徂徠については黑正巖博士「荻生徂徠」（近世社會經濟學說大系）

(三) 小野清一郎博士「法律思想史概說」第一一七頁には徂徠の功利主義的政治學說なることが說かれてある。

(二) 太宰春臺と「經濟錄」

太宰春臺（一六八〇年——一七四七年）、名は純、字は德夫、通稱は彌左衞門、別に紫芝園と號する。信州飯田の人である。初め程朱の學を中野撝謙に受け、のち荻生徂徠の門に入り其の高足となる。その著「經濟錄」は享保十四年（一七二九年）恰も徂徠の歿したる翌年成つたもので、其の第八卷に刑罰のことを論じてゐる。春臺上書等にも刑罰のことは散見するが、經濟錄に於て最も詳しい。經濟錄にあらはれてゐる彼の刑罰思想はこれを左の諸點に分つことが出來る。

刑政第53巻第11号
矯正図書館

第一は死刑の肯定である。即ち「刑は政を亂り治を害する者を誅する法也、罰は過失ある者を懲し戒る法也」といふ根本觀念からして「孟子の人を殺すことを嗜まざる者、能く天下を一にせんと云るは、妄に人を殺す」をいふのであつて、「罪ある者を刑殺するを云ふには非ず、今の人孟子の言に因つて、惡人をも殺さず、政を害する者をも容舍して誅せざるは、大なる誤也」となしてゐる。

第二は肉刑（劓、刵等の刑）の肯定。漢の文帝が「一旦忍びざるの心を以て」聖人の定めた肉刑を廢したのは大いなる誤りである。元來、肉刑は「皆其身に誌を着るなれば、自己にいつ迄も其非を忘れず、他人是を見ても恐怖する故に、萬人の戒となること深く廣し」如何ほど嚴格なる法でも一時の苦痛のみを與へるのでは「今の世の鄙き諺に、咽を過れば熱さ忘るゝ」である。而も「聖人は肉刑を行へども但其罪を懲すのみにて、其人をば棄ず、墨者には門を守らしめ、劓者には關を守らし」生產に窮せしめることはないのである。第三は當時の刑法の肯定である元來聖人の治に於ては人に任じて法に任せざる政をよしとするのであるが、これは明智の人が事に當らなければできぬことである。聖人の道から離れた「後世は法律を立て、罪名と刑名とを定置て、其名目にさへ合へば、何の料簡もなく此罪には此刑といふ定法を以て刑を當つる也、如斯なれば、さのみ明智の人に非ずとも、刑罰は行はるゝ也」、これは先王の道に違ふのであるが「天下郡縣になりては律を用ひずしては叶はざる道理も」あるのである。即ち「其法に折けば數千里の外をも、帝都の內と同く一律にて治むる故に、律にさへ合へば左右を顧ることもなく、速に決斷して法の如く行ふ故に、法令の滯ることもなく、其事辨ずる」のであつて、天下を郡縣にすることが元來聖人の制に違ふのであるから、この下に於ける刑罰と聖人の制でないところの法律を用ひることは自然の勢なりとしてゐる。春臺の此の點の論據は極めて卓見であると思ふのであるが、彼は當時を封建の世と解して、郡縣制に移る前の半郡縣的封建制度であることを解しなかつたのである。從つて彼は「戰國の餘習にて萬事に制度なきこと多く、苟且の政を以て治め來れる故に刑獄の法も一定せず、異國の先王の法を用るにも非らず、公家の律をも廢し、何となく一種の刑法ありて士民の罪を治むる」るところの當時の刑罰制度を寧ろ先王の古風に近いものであるとして、況や當代は海內封建にて、諸侯は國別に法度を立て治むれば、公家の世の如く、一定の律を以て海內を判斷せんこと無用也、只あらましに刑法を立て、其立たる法をば嚴密に行ひ、其外は禮義廉耻にて士大夫を責め、仁恕を主として恩惠を長くせんこと今の世の便利なるべし」といつて刑法制度については、寧ろ逆行的意見を吐いてゐる。

第四は刑を行ふには赦を禁ずべきであるといふことである。即ち「死に當る罪ならば決して死刑に處すべし」、「請ありとも赦すこと有るべからず」「多く赦を行ふは亂世の始也、君子の刑を行ふには赦といふ事決して無しと知るべし」と。第五は緣座法及び老幼への科刑に對する反對。即ちその根據は「凡賞は子孫に及ぼし、罰は其身に止まる、古先聖人の道也」であるからである。第六は首告連座の法の肯定。「犯人の與黨の中より其姦を告るを首といふ、他人より告るを告といふ」「連座といふは今の世に云まきぞへ也、一人の犯罪にて、數多の人其罪を受るを連座といふ」。是は先王の道ではなく、商鞅の法であるが、民の姦惡を禁ずるには便利であるとしてゐる。

第七は追放刑の否定である。「今の世に輕罪の者を追放する刑あり。……此刑國政に害あり」「總じて刑を行ふ道は、殺すべき罪ならば、決定して殺すべし、何程の義にても赦免することあるべからず、さて殺すまでに及ばざる罪ならば、流すべくは流すべし、流すにも及ばざる輕き罪ならば、鼻を截り、耳を截り、足を斷ち、黥してなりとも、其處に居らしめて、生業の營みをなさしむべし、さも有れば飢寒の苦みなき故に、自ら惡事をなさず、況や一たび刑を被りては懲るゝ心も起れば、彌罪を畏て、恆の心を生ずる也」。即ち彼は追放刑はこれを否定するのであるが、その換刑として自由刑を認めるには至つてゐない。（一）

刑政第53巻第11号
矯正図書館

「經濟錄」にあらはれた彼の刑罰思想は大約以上の如くであつて、當時の刑罰論としては內容の相當豐富なものを認めることが出來るのであるが、要するに刑罰の苛責なき執行こそ刑政の要諦であるといふのである。彼は刑法を否定しつゝ一種の法定主義を主張しつゝあつたのである。それは春臺上書に「御母堂又は女中方或ひは出家等之願にて無據御赦免被成候事世間に有之候甚惡敷事に御座候」とある如く、科刑の不公平に對する公憤も存してゐるのである。自由刑思想の形成については彼は全く寄與するところがない。推測が許されるならば彼の抱持する見解では郡縣の世でない當代に自由刑は不適當であるといふことになるのではなからうか。彼は漢の文帝が肉刑に代へて城旦舂（城の營築に使役す）、鬼薪（宗廟の薪を折らすこと）、白粲（米を舂すること）等の自由刑を用ひたことを、文帝が「學問し給はず、古を稽へず一旦人に忍びざる心にて肉刑を慘刻なる刑と思ひて止め玉へる也」としてゐる。彼の所論は當代を所謂郡縣の世といふ括弧に入れれば以て直ちに近世的刑政思想となるのではないか。

（一）日本經濟大典第九卷

（二）中井竹山と「草茅危言」

中井竹山、（一七三〇年——一八〇四年）名は積善、字は子慶、善太と稱する。大阪の儒者であつて五井蘭州に就て宋學を學んだ。しかし彼の宋學は「林氏にあらず、山崎にあらず」、獨自の宋學であつた。その著「草茅危言」は寬政元年松平定信に奉呈したものであつた。定信と竹山との關係は定信が天明八年大阪に巡視した際、禮を厚うして竹山を招き政事を問ふたことにはじまつてゐる。その時、竹山は定信に答へて「舊來の驕りを矯め、遊惰の風俗を改めれんとならば、至極の決心こそ第一に候へ。世上一般に閣下を憎み奉り、恐れながら、隙間もあらば、閣下を刺し殺さんとする者あるに至らば、始めて能く天下の弊風を一洗したまはん」といひ、定信は手を拍つて「面白し、予も疾くよりしか思ひぬ」といつて喜んだといふ。（一）草茅危言五冊を奉つたのはその翌年のことである。後述する弟、

履軒と共に竹山の定信の思想に及ぼした影響は相當に大でなかつたかと思ふのである。殊に刑罰思想について竹山及履軒の思想と定信の施策とには共通するもののあることは判然と認め得る。

「草茅危言」は徂徠の「政談」春臺の「經濟錄」と共に德川時代の有名なる社會經濟の文獻である。刑罰思想は主として卷之九盜賊之事にあらはれてゐる。彼の犯罪及び刑罰に關する考へ方は他の學者の道義的なるに比して著しく社會的である。卽ち第一に追放刑の弊を認めて

「盜賊は止難き者也、世に云貧の盜にて、人窮すれば必濫して盜心を生ず」「律に於て初犯は黥し敲拂と成、再犯の上死刑に處せらる、怙終の事故其筈の事乍ら、元來業も無、宿なき者どもなれば、初犯にて牢を出たる日よりは、盜より外の事無、曾て悔改む可便も無、其隙も無、遂に再犯の處、斬に及でやむのみ」。これでは犯人は僅の命を延ばすのみで其の害を受くる平民のみ困ることになる。從つて刑罰の美意を全くするには、「梟首に行る程の盜賊は其儘にて、其外は初犯再犯とも一切是を髡して眉迄剃落し、佐渡、隱岐等の絕島に配流し、人戶に配分して柴薪を采せ」等して、能く悔改めたらば髮を立させ妻を持せ、平人となし遣す可、其身一代は成可に濟たらば、其子は皆よき平民成可、是所の繁昌と成事也」として、追放刑に代る一手段として遠島を、用ひることを建言してゐる。又巾着切の如き小盜も其害は甚だ大なるものであるから「絕島に遣す可者也」としてゐる。

第二に徒刑を設けることを勸奬してゐる。「徒罪は王政の古には有たる事成を喪亂以後に絕たり、御治世以來備前の芳烈公の賢明を以封內に此科の設有しと聞、其品は如何有しや審にせず、何れ此科一つ立たらば贖罪の外も是に處して中を得る事多かる可、必有度者ならんか」と。而して弟履軒の「恤刑茅議」永牢の部（後述）を引用したのち、「此設（履軒の永牢）あれば主人の財を盜みたる者一番に此に入可（竹山はこの前項に主人の財を盜み掠たる者は斬罪に處せられることになつてゐるのであるが、この刑が餘り重すぎるので主人が訴へ出を躊躇する結果妥當な刑とならぬから、かゝる者には徒刑を用ひるべきであるとするのである）扨漢の徒罪に鬼薪、城旦舂抔有、是も採用す可者か、官

府にて用る所の米をつかせ、薪を割しむ可、牢の外構を設、空地を取、忍がへし抔を嚴にし、塀裏に庇をかけ米薪の働をし、其外手職をする者の場所とし、晝は外構に出し置、夜は牢中に追込可、米薪等は少々の賃錢を定め置、服食抔の用を辨じさせ、若餘錢を貯度願ふ者あらば役所の帳面に留置、赦免の節渡遣す可、總じて衣食萬端其宿元より直の通路は一切禁ず可、又女の牢をも右に准じ別に設置て、淫奔盜竊抔の輕き罪有者を入可、紡績裁縫等の手職を望に從ひ勤さす可、都て徒罪とす可者は、男女ともに元結はらひにしてよかる可、是徒中にて事少く、若脫け出たる時辨じ易き爲也」と。(二)

彼は追放刑の換刑としてではなく、全く獨立に徒罪の有意義なることを認めてゐるのであつて、而も自由刑の執行に關する詳細なる思慮は當時としては驚くべきものではあるまいか。

天保年間の學者神惟孝（晋齊と號す平生醫を業とし江戸に住す）は草茅危言摘議（三）を著はして竹山の意見を批評して曰く「其凶頑化し難く、終に盜賊の徒に陷りたる類は、萬人に一人も悔ゆるものなしとは云はれまじけれども、先平民に反ることは無き事也、然るに絕島といへば、佐渡隱岐か、大島八丈島かの類なるか、此等の所へ遣ても其凶惡なほ止ず、又盜賊をなして島民の愁をなさん」「右等の絕島と雖ども、當今治平の澤に浴し文物敎化も中原に異なることなしと聞く、然に萬民何の罪あつて、此凶惡の者を投ぜんと欲するぞや」とし竹山の絕島に配流するの策は公平を缺く論であるとしてゐるのであるが、後半徒罪勸奬のことに付いては全く非難の言葉を避けてゐることは興味深いことである。

（一）三上參次博士「白河樂翁公と德川時代」第七四頁
（二）日本經濟大典第二三卷
（三）日本經濟叢書第二四卷
（四）中井履軒と「年成錄」及「恤刑芻議」

履軒（一七三二年——一八一六年）名は積德、字は處叔、前述竹山の弟である。兄とともに五井蘭州の門に學んだ。極めて博識であつたが、傲放不羈で閉居して自ら幽人を以て任じ輕々に人の招きに應じなかつた。松平定信大阪巡視の砌り、微行して履軒を訪ふたことがあつたが、彼は竊に家の裏より出て之を避け爲に兄竹山の叱りを受けたといふこともある。その「著年成錄」及「恤刑芻議」(一)に刑罰のことを論じてゐる。殊に恤刑芻議は短篇であるが專ら刑罰のことを論じてゐる點に當時のものとしては興味深いものがある。原本最後に「時節柄物忌に御座候故密々に御覽被下候尤他見は決て御諫可被下候」とあるから多分大阪の町奉行などの參考に差出したものと推測される。

彼は「年成錄」に於て磔刑焚刑の廢止など、當時としては著しく進歩的な意見を吐いてゐる。而もその根據は決して感情的なものではなくて、政策的なものである。卽ち、「うちつづきて重刑行はるれば、輕刑は何とも思はぬは民情なり、穀貴くして百目以上の價二三年つづきたる後は、八十目ばかりの穀は貴しとも思ひしらず、又四五十目の價二三年つづきたる後、七十目の價となれば、あなつらしや、辛き世やとなきさけぶなり、民の情は皆かゝるものにぞありける」。しかし盜賊の刑のみ輕くするのはよくない。殊に追放刑に對しては贊意を表し難い。卽ち、「追放てふ刑は侯國の刑なり、わが國の民の命をとるは、いかにも忍びがたし、人の國にて惡をなしてころされんは力なしとてなむ、國を逐出すなりけり。是はさもあるべきことなり。天下を保てるおほ君は、侯國とてもわが御下なれば、いづかたにても惡をすれば、にくみ給ふべき事なり。かしこにてはくるしからずなど、わけへだてたまふべきやは。これは戰國の時自國の刑なりしをそのまゝにて天下の刑はいまだざりしなり。是はあらためたるぞよき。」しかし、「小盜を捕へて悉く首を斬は不便なりと思へば、永牢を造るにしくはなし、別に永牢を立て、もろ〳〵の盜輕重なく、前綴までも皆こゝにいれて再び出すことなし」、更に竊盜犯人の外「殺す計りの罪にもあらで、度々惡事をなして閭里の患となるもの、不孝不義にて父兄に逐うたるもの、主の金を引負たるもの、姦淫にて風俗をみだすもの、人を騙して金を取るもの、疆悍にて鬪をこのみ、閭里の患となるもの、おし賣おし買して閭里の患となるもの、子女をかどわかし

て轉賣するもの、大法仕とて訴訟の謀主となるもの、鬼神をかりて人を騙する類、今まで追放なりし罪人は、大かた此牢に入れてよし」、この牢に入れた上は「盜の外は輕重をはかり年月を考へて、ゆるしいだすこともあるべし。」とさらに、「恤刑茅議」に於て彼の自由刑思想は極めて明瞭になつてゐる。

「追放てふ刑は、國もたる人のわざにぞ。天か下しろしめす御政にはいとつきなし」それかといつて「そなをことごとくころすにてもあらねば」「永牢てふものをつくりおかば、いかがあるべき。是は罪人をかうがへさだむる牢（未決監）にはあらで、罪さだまりて後、ころすはいとをし、ゆるせば又罪つくるべきものどもを、いれおかんれうなり、ちかきは半年、あるは三五年、遠きは十年、あるは終身とし、なをさだめて、平民の家業あるもの、あやまちて博突の罪をかしたるなど、半年より三年まで、心あらたまりなば、限みちてゆるすべし、あらたまらずば、終身もよかるべし」。

そしてその永牢の管理にまで言及してゐる。「永牢はすべて常の牢よりはゆるやかにすべし。門禁のみ嚴しくして、地面はやゝひろらかにして、罪人のくるしみすくなく、牢瘍てふもののいでこぬやうにあらまほしき。およそはいさめのためのもうけとしるべし。さてくひものは、朝毎に米二合を粥に煮て、鹽のみをあたふべし。是にても露の命はつなぎつべし」そして「つとむるものは食をえ、おこたるものは食をえず、心にまかすべし」。作業は「わらくつの外何にてもなしえたるわざあるものはあひはかりてよ」。

その他履軒は刑の形式主義的施行に對して反對してゐる（年成錄中刑名篇）。全體としてみるとき彼に於ては改善思想が際立ち、太宰春臺と極めて興味深い對蹠を示してゐる。そこに近代の學派の爭ひにも似た兩論があるやうである。

（一）何れも日本經濟大典第二十三卷による

以上、徂徠、春臺、竹山、履軒の所說につき略說したのであるが、德川時代に於て刑罰のことにつき考慮を及ぼしたものがこれのみに限るものでないことは勿論である。例へば、國學者として本居宣長（玉くしげ別本）、又儒者として山縣周南（爲學初問）、安井息軒（救急或問）等がある。たゞ自由刑思想形成の過程を顧る上には以上四者の說く所を以て充分とすることが出來よう。

四　結　語

わが國の自由刑は人足寄場に其起源を爲してゐるが、その思想的基礎付けは既に徂徠に於て着手されてゐる。ことの刑罰に關する限り、徂徠の思想は二つに分れて一つは春臺の嚴刑主義、一つは竹山、履軒の人道刑主義になつたやうである。刑事政策の實際上の要求と復古思想とのうちにわが國固有の自由刑思想が改善思想を伴ふて形成されて行つたのである。徂徠、竹山、履軒の刑罰思想は夫々段階を爲しつゝかゝる思想の形成に寄與したのである。當時既にヨーロッパに自由刑の存してゐたことは明瞭であるが、これとわが國のものとに直接な連繫を發見することは出來ぬ。たゞ極めて一般的にいへば、ヨーロッパに於ては重商主義的政策の治下に自由刑は形成されたのであるが、わが國に於てはこの押しよせるヨーロッパの重商主義政策に對する德川幕府の防護對策のうちに自由刑が形成されたのである。そして、その母體となつたものは自覺しつゝあつた自然科學的精神である。關流算法の開祖關新助、曆法を改正したる幕府天文方保井算哲、京都の有名なる數學家中根元珪は殆と徂徠等の同時代の人々である。殊に中根元珪と徂徠との間には親交すらあつたのである。勿論、人足寄場が制度として成り立つたことについては松平定信や長谷川平藏の功を沒することは出來ぬ。しかし定信の政策は徂徠の「御隱密御役」をつとめた吉宗に範を採つたものでこの吉宗前後の思想家の影響は極めて大きいとしなければならぬ。而も定信自身又一個の近代的思想家である。「國本論」にあらはれた彼の思想はこのことを示して餘りある。

かくて、わが國現在の自由刑を中心とした刑罰制度はヨーロッパの繼受に始まつてゐるのであるが、治明維新に於て繼受を容易にさせた所以のものは德川中期以降に於て獨自な形で發達して行つた儒學者らの自由刑思想によるものであることは明白であらう。

刑政第53巻第11号
矯正図書館

ナチス・ドイツ少年行刑

公文彪

一、本誌七月號に於て卷頭子は「少年犯人への對策」と題して、メトーヂツシュな方策樹立の必要あるを唱へ、同時に一九三七年一月ナチス・ドイツに於て少年行刑令が公布せられたることを報じてゐる。こゝにはそのあらましを紹介してみたいと思ふ。

現在ドイツ國の一般行刑法ともいふべきは一九三四年五月十四日の「自由刑の執行竝びに自由剝奪を伴ふ保安矯正處分の執行に關する原則」(Verordnung über den Vollzug von Freiheitsstrafen und von Maszregeln der Sicherung und Besserung, die mit Freiheitsentziehung verbunden sind.)であるが、これはかの一九二三年の各聯邦協定(ラント)になる自由刑執行原則(Die der deutschen Länder vereinbarten Grundsätzen für den Vollzug von Freiheitsstrafen vom 7. Juni 1923)——刑政研究資料第二輯に正木亮氏の全譯あり)の中の重要なる諸規定を修正した部分と、それに保安矯正處分の執行に關する規定を補充した部分とより成つており、これを以て將來ドイツ刑法の全面的改正が成就し、同時に統一的新行刑法が制定せられるまで、ライヒ法たる效力を有するものとされてゐる。然るに一九二三年原則中少年に關する特則に就ては一般的になされた刑務委員會制度の廢止の影響を受けてその第一九九條に部分的な改正の行はれた——刑務委員會の廢止についてはワイゼンリーダー Weisenrieder の言葉をかりれば、現代國家行政觀念に反するといふ理由からである。——外は全然修正せられてゐないのであるから、新に發布せられた少年行刑令に特別の定めなき限り、本原則も亦有效である。因に少年裁判所法も一九二三年に公布せられたもので、今日種々の角度から批判せられ、これが改正が企圖せられてゐるやうである。

然るにこゝに紹介しようとする少年行刑令はその全條文從て又その根底にある思想はすべてナチスの精神に從ふものであつて、民族社會主義が青少年の指導に特別の關心を拂ひ、また同時にそれにふさはしい諸政策を現に實施しつゝある事實——例へば一九三六年十二月一日、我國にもよく知られてゐるヒツトラーユーゲントに關する法律 Gesetz über die Hitlerjugend が實施せられたが、それは少年行刑令に先立つこと僅に一月餘に過ぎない——に照して考へるならば、少年行刑令が一般的狀勢と遊離して突如として現れたものでないことがわかる。二、何故にナチスは少年行刑令を特に急いで發したか。ドイツ少年行刑令——(以下本令といふ)——の基本思想を展開する「少年行刑觀」(Gedanken über Strafvollzug an jungen Gefangenen, von Freisler-Eichler-Nörr, 1936.)に寄せた司法大臣ギュルトナー Dr. Gürtner の序言は前示の設問に對する一つの答となるであらう。「自由刑は元來、犯罪人を一定期間若は永久に無害化するといふ目的を有するに過ぎなかつたものである。然るに自由刑の執行には、次第に無害化するといふことより以上の意義と內容が考へられるに至つた。この意義內容は、なるほど初期の間は囚人の勞働力を刑罰を執行する國家のために利用するといふに過ぎなかつたものであるが、やがて、規則正しい有用勞働に馴致し、またその他の敎化手段を施すことにより、受刑者を改善せんとする思想が現れた。この思想が漸次有力な地步を占むるに至り、遂には、敎育と改善とはよしんば唯一の刑罰目的ではないとしても、猶且最高次の刑罰目的であると考へられ、結局、およそ如何なる受刑者も悉く敎育し改善することができるかのやうな妄想に陷つたのである。これに對して吾々は、選擇(Auslese)の必要を提唱するものである。卽ち敎育方法を見境もなく wahllos 一切の受刑者に施すといふのではなく、寧ろ受刑者を再び民族協同體に編入させることのできる見込みのある場合に、あらゆる敎化手段を剩すところなく採り容れようといふのである。

然るに未完成の少年こそは、前述の見込みを容易に棄て去ることのできない者である。故にライヒ司法行政の目的とするところは、少年行刑を組立てこれを完成するに當つては、少年行刑の最大の使命卽ち罪に陷つた若きドイツ人を敎導して再びドイツ國民に仕上げるといふ使命を滿し得るやうにするにあるのである」と。(ここに「選擇」Auslese といふのは、ある場合には淘汰

とでも譯した方がよいこともあるが、それに就ては後に誌すことにする。右序文にいふ「犯罪少年の民族協同體への再編成」こそが本令の眼目であり、すべての處遇なり施設なりがそれを中必として展開するのである。この目標は第九條の第二項に次の如く表現されてゐる。

「少年行刑ハ一切ヲ睹シテ少年受刑者ノ將來ノ心構ヘ(künftige Haltung)ニ決定的感化ヲ及シ、受刑者ハ之ヲ一人ト雖モ剩サズ正道ニ復歸セシメ、且道心堅固ナラシメ以テ民族協同體ノ有能ナル一員タラシムベキモノトス」と。これについてヘルベルト・ラウヒ Herbert Rauch は「斯くして少年行刑に於ける教育思想に決定的意義が賦與される。これは少年裁判所法全體否それのみならず民族社會主義國家の青少年教育全體が據つて以て立つところの認識に相對應するものである。即ち、青少年は現に成長しつゝある發育盛りの國民であつて、原則として教育的感化を受容し得る可能性を與へられてゐるものである」と謂ひ(Die Neugestaltung des Jugendstrafvollzuges, von Herbert Rauch, Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft 57 Bd. 2.Heft.)またフライスラー Freisler は「さり乍ら少年はドイツの將來である。故に吾々としては、未だ完成しないドイツ人の總てを民族協同體に再編成するの希望を棄て去ることは良心が許さない」といふ。(前揭少年行刑觀序文)

それでは一體青少年を如何に觀るか。

ワイマール體制時代——一九一九年戰爭終結後ドイツに現れた共和制——には「青少年を獲得するものは將來を獲得す」といふ標語があつたのに對し、ナチス黨は殊更に「將來を獲得する者は青少年を獲得す」といつてゐる。ナチスにとつては青少年は、自由主義國家に於けるが如く、單なる觀念的存在でもなく、單なる象徴としての青春でもなく、ましてや單なる大人への準備期でもない。青少年は實に民族發展の基礎であり、それ自身一つの階層を成す社會の一要素であり、從て亦國家は當然それに對して政治的態度をも決定しなければならないとする。「民族は在る所のもの(Seiendes)ではなくて、成る所のもの(Werdendes)である。世代が永遠に交替する所に、民族の不滅の基礎がある。民族が常に新たになるらなかつたら、それが最早青少年を持たなかつたならば——たとひその民族が強く、力あり且富んでゐたにしても——その民族は死滅し、滅亡の淵に陷つて了ふ。今

日から明日の爲にドイツの歷史中に登場したゞけではなく、ドイツ民族の最も遠い將來の爲に配慮してゐる民族社會主義は、必然的に青少年に對して、以前の政治的機構が考へてゐたものと全く異る意思を表明しなければならない」。(Reichsjugendführung, Dr. jur. Gottfried Neese, 評論社新獨乙國家體系第二卷一六一頁)その異る意思とは、一九三六年十二月一日のヒトラー青少年團法を見るに

「(前書)青少年ハドイツ民族ノ將來ノ懸ル所ナリ、此ノ故ニ全ドイツ青少年ハ、己ノ將來ノ義務ニ對スル準備ヲ行ハザルベカラズ……(第一條略)

第二條　全ドイツ青少年ハ家庭並ニ學校以外ニ在リテハ、ヒトラー青少年團ニ於テ、身體的、精神的、肉體的、道德的ニ、民族社會主義ノ精神ニ基キテ、民族ヘノ奉仕ト民族協同體トヲ目標トスル教育ヲ施サルベキモノトス」とある。かくの如くナチス青少年は一定の政治的志向、即ちすべて民族社會主義的理想によつて與へられる統一的な、そして國家に對しても國民に對しても規準となる目的に向つて進められねばならない。それは寔に政治教育なのである。このことは恐らく、きのふまでの日本に於てならば納得し難い無暴な企圖であつたに違ひない。然し前大戰後の平和條約の鐵鎖を斷つて國家再興の途上に踏み出さんとするドイツにとつては至極自明の理となる。「すべて國家の建設者及び改革者が目的を達するために、其の國家理念を民族或は國家中堅層の大部分の者の意思、態度、及び世界觀の中に根抵づけることに成功しないならば、其の事業の完成は疑問である」からである。(民族社會主義的教育・Ernst Krieck. 前揭新獨乙國家體系第二卷)

三、犯罪少年に對する教育も前項に述べたやうな一般青少年に對する國家の基本的態度に對應するものでなければならぬことはいふまでもない。然し少年行刑令の志向する「教育行刑」は次の點で著しい特徴を有してゐる。即ち、本令に於ては往年の教育樂天論(Erziehungs-optimismus)の如く、教育の可能性をあらゆる場合に無雜作に肯定するのではなく、遺傳素因や人間の不平等なることを充分洞察した上で、選擇と云ふ考へ方を認めるのである。(前揭グュルトネルの序參照)本令第二條に依り少年刑務所としては大體既設の少年刑務所を認め、男子に就いては十ケ所、女子に就いては六ケ所で、初犯者のみ收容するもの二ケ所、累犯者のみ收容するもの二ケ所となつており、殘餘の刑務所では累犯者のため

に特別區劃を設けることになつてゐる。（第七條第一號）こゝに累犯者とは、既に一回以上自由刑に處せられたことがあり、その刑期を合算して一年以上に亙るものである。かやうに區別し分離することが、既に「選擇」原則の現れであるといはれる。然し本令の特徴は、寧ろかやうな初犯、累犯といふが如き形式的な區別に在るのではなく、本質的な區別を爲す點にある。即ち個々の少年受刑者の教育が可能であるかどうか、そして教育の必要があるかどうかによつて區別しなければならないのである。從つて第七條第三號に規定するところに依れば「受刑者の素質、經歷もしくは行狀にしてその必要ある時は、初犯者と雖も累犯區劃又は累犯刑務所へ、また反對に累犯者を初犯區劃又は初犯刑務所へ移送することを得る」としてゐる。

更に選擇と云ふ考へ方は、少年行刑の對象とすべき受刑者の範圍を定めるに付ても規準を與へる。即ち第一條第二號及び第八條に依り、重懲役刑の執行及三月以下の輕懲役刑の執行は少年行刑の範圍外とされる。從つて拘留と三月以上の輕懲役の執行が少年刑務所に於て行はれることゝなる。重懲役の外に三月以下と云ふが如き短期刑を除外したことは、教育と云ふ觀點から何れも不適當だからである。本令第三條乃至第六條を要約すれば、少年刑務所に於て執行すべきものは次の如くなる。

一、例外なく——十四歳乃至十八歳の少年

二、原則として——十八歳乃至二十一歳の少年、但し一年以上の前科を有し且つ改善不能者であるか、又は執行中改善不能と認められるに至りたる者を除く

三、例外として——二十一歳乃至二十四歳の者にして發育程度充分ならず、且つ少年行刑により民族協同體への再編成が容易となる見込みのある者

實際上は勿論第二のグループに重點が置かれることにならう。そしてこの第二のグループの中から改善不能なる者（第四條第一項）を除斥するとしたことは注意すべき點である。即ち改善の資質ある（besserungsfähig）少年受刑者は之を少年刑務所に收容し、その刑務所に於ては改善の資質ある少年受刑者の民族協同體への再編成のためのあらゆる條件を具備せしめ、改善不能な（unverbesserlich）少年受刑者即ち教化困難（unbeeinflusszbar）にして少年行刑を徒勞に終らしむるが如き者は之を少年刑務所から排除するのである。

ワイセンリーダーの謂ふところによれば——"Aus-lese im Vollzug" Gefängniskunde Bd 68, ——刑

罰の執行には二つの使命があり、過去を見ては犯行と被害者に對する贖罪（ショク）を實行せしめ、將來を見ては國民をその再犯から保護せんとする。前者と後者の間には自から一脈の關係がある。即ち贖罪（ショク）の實行（Sühneleistung）は同時に再び將來過誤を犯すまじとする意志によつて鼓舞せられるのであつて、從つて眞の教育と改善は犯行に對する眞實の悔悟なくば到底開始せられるものではない。贖罪こそは犯人の道義的責務（einesittliche Pflicht）なのであつて、犯人がその責務を如何にして果すべきか——自ら進んでか若くは强ひられてか——と云ふ形式は法律的に理解し得べく、法規命令及び刑務所の實際によつて決定せられる。又豫防目的は之を教育目的の範圍から見れば社會的になほ用ひ得べき受刑者を惡影響より保護し、教育可能な者を教育し、改善可能な者を改善するにあり、また保安の目的から見れば逃走の防止、犯人の危險性を確認することが刑罰執行の任務である。從つて受刑者の特性（Wesensart）を知るといふことは日常生活の長期に亙る觀察を必要とし、行刑中に於てこそ可能でもあり且つ成就すべき特殊使命なのである。この特殊使命は、學識經驗ある人の觀察眼を頼るにもせよ、或は學問的研究の結果を採り容れるにもせよ、とに角原則として豫防を任務とするものである、と。

然るに受刑者が刑務所に收容せられては入り込む環境といふものは、容易に外界の影響を受け易い者にとつては甚しく危險である。從つて刑罰の執行が國民保護のために役立つ豫防作用を有せねばならぬとすれば、それに對應して正しく選擇するといふことが實際上豫防效果を擧げるための前提の一つとなる。即ち不良な環境諸條件を除去することが肝要なるのみならず、また同時に一層良好なる環境を作り、以て刑務官の教育事業に一つの基礎を與へることが肝要となるのである。

從來とても勿論執行の內部に於て良好なる諸關係を創り出さんとする努力はあつた。即ち作業があり、教育があり、教誨があり其の他種々の補助手段が講ぜられたのであるが、これらは何れも一つに懸つて刑務官の運用方法如何に左右せられるものである。然るに選擇は行刑竝にその目的に對する受刑者の、寧ろ始めから與へられてゐる健全にして分別ある態度を創り出すに役立つものであり、教育可能なものに對しては寧ろ一層效果を期待し得べき仕事の眞の基礎を與へるものである。從來も同一種類の刑罰を科せられたる者の分類に關する規定、或は同一刑務所又は同一區劃に拘禁せられたる者の分類に關

する規定があり、それ等の一部には一種の選擇と見るべきものがあつたが、前者は個々の受刑者の特性を見ないで刑種、年齢、前科といふやうな客觀的事實に基いて受刑者を分類するといふ共通點を有し、これは少くとも或る程度の類似の性質を有する受刑者を同一刑務所又は區劃に拘禁する結果とはなる。又この同一形務所又は區畫に拘禁せられた者を更に分類せんとする規定は、實際上は殆ど實行されず又到底困難でもあつた。少くとも積極的に多數の作業を實施してゐるところではさうであつた。故に本令ではこうした難點を除去せんとしてゐるのである。例へば作業に於ても大量生產に要する機械類を排斥し手仕事を推奬してゐる。（第二十五條第一項）

選擇と云ふことは通常個別審査が徹底的に行はれる場合に考へられることであつて、理論上から云へば考査刑務所（Einlieferungsanstalt）を設け、此處に有能なる考査官の如き職員を配置し、充分なる調査の結果に基き夫々適當な刑務所に引渡すことが考へられる。然し本令ではそれを規定してゐない。蓋し地理的關係を考慮したためであらう。然し後に述べる如く特に犯罪生物學的調査に關する規定を設けてゐる。

選擇――又は陶汰――に關する個々の條文に就ては後に述べる。

四、本令の志向する教育行刑の今一つの特徴は一切の人道主義的改善思想をきつぱりと否定して「刑罰による教育」（Erziehung durch die Strafe 第九條）を宣言し、同時に少年受刑者には「公平嚴格に……mit gerechter Strenge ……紀律を遵守せしめ、」少年受刑者は「身を持するに謹嚴なるべきことを學ばねばならぬ」（Er musz lernen, hart gegen sich selbst zu werden 第九條）とする點である。

フライスラーは「吾々は從來行はれてゐた如き、犯罪者は環境の犧牲者であるとする見方に反對する。なる程吾吾は人間の種と血の制約に極めて強く支配せられてゐたし、又現にさうであるが、而も吾々は人間の意思を恃みこれに呼びかける。意志が人間を鼓舞し、意思が〃自彊不息〃Immerstrebend sich bemühen といふことを人生に實現する力を與へないところでは――偶々犯罪に陷つた者は別々とするも――そんなところでは自由刑執行はどうして改善的效果を期待し得ようぞ。吾々は自由刑にも從來とは異る目的を與へる。即ち刑事司法一般の意義及目標たると同一の目的即ち三つの目的を與へる。自由刑は

犯したる不正に對する贖罪であり、從つて吾々獨乙人の魂深く根差してゐる責任に對する贖罪と云ふことに對する要求を考慮すべきであり、

同一犯人又は他の犯人の犯罪的侵害から國民を保護し、

善良なる心を抱ける國民の態度は國民の道德的向上に資するものであるとの信念を國民により强からしむるものでなければならない。

從つて吾々は成熟し切つた犯罪者に對する多かれ少かれ現實離れのした女教師のマヽ事のやうな教育は、今日では全然も早之を尊重しない。」といつてゐる。（前揭少年行刑觀）ナチス黨綱領第十八條には「我等ハ公共的利益ヲ毀損スル行爲アル者ニ對シ假借ナキ鬪爭ヲ主張ス。一般國民的犯罪者・投機業者・奸商等々ハ、宗教及ビ人種ノ如何ヲ問ハズ之ヲ死刑ニ處ス。」とある。――因みにナチス黨綱領は前世界大戰後のドイツ國民の最も甚しい內的外的屈辱時代卽ち一九二〇年二月二十四日に、ミユンヘンのホーフ＝ブロイハウス集合場に於て宣布せられたものである。この綱領によれば犯罪者とは「公共的利益ヲ毀損スル行爲アル者」となり、此處でも又國民、種族、社會共同生活の價値が觀察の中心點を爲す。會つて獨乙の自由主義的マルキシズム的墮落者共にとつては、「殺した者より殺された者に責任あり」といふ矛盾に滿ちた準則が選ばれ、ユダヤ的支配の時代には、犯罪者をあらゆる手段で無罪にし、出來る限り刑罰を免じ、結局いかんともする能はずして處罰した場合には、少くとも刑務所に於て出來る限り氣樂に生活が出來るやうにしたことは、惹ては警察と刑事裁判とをあはれむべき案山子と化せしめ、いかなる犯罪人もそれを眞面目に受取らず、犯罪は葉ばかり繁り繁茂せざるを得なかつたが、「然し行儀のよい國民同胞は次第に法律的保護の外に置かれるやうになつた。」いゆる犯罪人優遇體制の時代（Die verbrecherfreundliche Systemzeit）である。

それに對して民族社會主義的見解は、國家は眞面目で勤勉な國民同胞を支持し、彼等の危救を助け、生活を容易ならしめ且つ美しくすべき義務があると同時に、他方では國民に有害な犯罪に對してはたゞ假借なき峻嚴さがあり得るのみであるとする。そして「國民の健全な正義感は、犯罪の應報及び賠償としての峻嚴なる刑罰を要求する。たゞ峻嚴によつてのみ、改悛し難き犯罪人もより以上の惡行から防ぐことができ、もしそれが必要ならば彼等を無害にすることも出來るのである。犯罪人に對す

る憐憫は、眞面目な人々に對する同情のないことゝ同じ意味であるだらう。何となれば犯罪人に對するいかなる溫情も、それはその犯罪行爲を眞面目な人々の犧牲に於て繼續せしめ且つなほ增長せしむるための、犯罪者への奬勵を意味するからである。

特別扱ひとしては、たゞその犯行に於ける年齡、素質、及び犯行の動機によつて改悛能力があると認められる場合だけが問題になり得るのであつて、決して本來の犯罪そのものが、その計算に入れらるべきではない。」

(Das Programm der NSDAP. von Hans Fabricius, 評論社、新獨乙國家體系第一卷二五五頁) 從つて自由刑に於ても「自由刑はその目的と手段に於て自由なる教育を可能にするために、單に閉ぢ込めて置くのでなく、寧ろ刑罰執行に於て、少くとも成人に對する刑罰執行に於て教育が云爲されるのは、たゞ刑罰による教育が問題となり得る場合に限る、……囚人の自治だの、囚人の共同體の內部に於ける自己教育だのが、有意義であり且つ教育上尊重に價するものであるといふが如き考へは空想と認められるに至つた……。」(Vor einer Neuordnung des dentschen Strafvollzuges, von Dr. H. Eichler, Gefkunde. Bd. 68,)

少年行刑に於てもその執行が峻嚴でなければならぬことは云ふまでもない。けだし、「少年行刑と雖も行刑であり、少年刑務所と雖も刑務所である」からである。

(Die Neugestaltung des Jugendstrafvollzuges, von Dr. Herbert Ranch: Zeitschrift für die gesamte Strafrechts wissenschaft 57 Bd. 2.Heft) 然し行刑が峻嚴である一方教育を認むることは矛盾ではないか。だから本令は「公平嚴格に規律を遵守せしめ」又「身を持するに謹嚴なるべきことを學ばしむる」のであるとする。

要するに少年行刑令を通じてのこれらの特徵は世界觀の强力なる革命の結果である。漠たるが如くして一貫せるものがあり、一貫せるが如くして漠たるものがあるのがナチス・ドイツの現狀ではあるが、それだけに一箇の施設を解するにも常にその世界觀的歸趨を探ぐらねばならぬわけである。爲し得るところではない。

少年行刑令の構成に從つて、以下主要な點を述べることゝする。

(以下次號)

構外作業座談會(一)

千葉刑務所典獄補 鹽見市郎

日時 昭和十五年八月二十四日
場所 刑務協會
主催 府中行刑學會

來賓

司法省行刑局長	金澤次郎	
司法省衞生官	芥川信	
司法書記官	中尾文策	
司法事務官	小川太郎	
東京拘置所長	谷內庄太郎	
豐多摩刑務所長	河邊湛然	
小菅刑務所長	伊江朝睦	
水戶刑務所長	島田鏃太郎	
新潟刑務所長	双木文四郎	
八王子少年刑務所長	田中克巳	
宇都宮刑務所長	武子喜久治	
浦和刑務支所長	榎本高義	

出席者

庶務課長	山本八百藏	(東京)
看守部長	柴內春治	(同)
教務課長	岡田敎准	(小菅)
作業課長	三角節藏	(同)
教務課長	加藤專精	(豐多摩)
作業課長	石澤信次	(同)
看守長	龜山武夫	(同)
同	濱田稔	(浦和)
醫務課長	三井文夫	(府中)
作業課長	三輪良保	(同)
看守長	川口隆	(同)
同	美谷島正男	(同)
敎誨師	中谷哲	(同)
作業課長	船浦敏	(橫濱)

刑政第53巻第11号
矯正図書館

戒護課長　村田義格（同）
看守長　山口重幸（同）
戒護課長　佐藤忠一（千葉）
看守長　及川勇（水戸）
同　長橋新三郎（同）
同　小室利市（宇都宮）
戒護課長　小鮒房吉（前橋）
看守部長　藤島源治（同）
教務課長　淺見好持（靜岡）
看守部長　小泉喜代藏（同）
戒護課長　瀧澤正郎（甲府）
看守長　白石文章（同）
同　山田規一（松本）
看守部長　小松寅雄（同）
庶務課長　北野竹太郎（新潟）
戒護課長　鈴木隆夫（小田原）
看守長　佐々木憲夫（川越）
看守部長　内田常二（同）
作業課長　瀧澤齋（八王子）

主催者

府中刑務所長　吉田律
典獄補　保古政英
看守長　大武鐵四
同　源數一

挨拶

保古典獄補　お暑さの折柄、殊に中には隨分遠方の御方も御見えのやうでありますが、洵に御苦勞に存じ上げます。局長閣下を初めとし、斯く多數の御來會を戴きまして、有難く、御禮を申上げる次第であります。大變御待たせ致しましたが、只今から構外作業に關する座談會を開催致します。で司會の方は吉田所長に御願ひ致したいと存じます。御承認願ひたいと思ひます。

吉田所長　開會に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。御承知の通り構外作業が極めて幼稚な時代に隨分施行されました、舊監獄法の施行細則にも之に關する規定がある位でございますが、我々の先輩は此の構外作業を實施致しました結果、色々な弊害が伴ふし、又教化の實績が擧らないと云ふことをもちまして結局構外作業は刑罰の目的に反し、行刑の本義に悖ると云ふやうな理由から之に反對し、現行の監獄法施行前後に於きましては、內地に在りては殆んど構外作業の實施は殆んど影を潛めたやうな形で、唯僅に北海道に於ける開墾事業のみに其の名殘を止めて居つたやうな次第でございます。然るに時勢の變轉は驚くべきものがありまして、支那事變が起りまして以來、人的資源、殊に勞力の缺乏からしまして、社會に於ける土木事業を施行して居る者、又是から土木事業を起さうと思つて居る者は受刑者の街頭進出を希望して止まなかつたのであります。從ひまして此の要求の前には多少の弊害に對する犧牲は拂はなければならぬと云ふやうな見地からして、構外作業が許されたのでありますが、許されますと丁度、堰かれた河が一時に氾濫したやうな狀態で、此の構外作業は非常に擴大して、御承知の通り全國的に實施せらるゝに至つたのであります。併しながら此の構外作業と受刑者の教化とは非常に重大な關係があるのであります。私は今更ら其の是非、乃至は可否を論ずる意思は毛頭ありません。我々としましては此の構外作業を施行する上に於て最も效果的に、どうしたらば行刑の目的を達し得るやうに施行し得るかと云ふことに付て再檢討をする必要を痛感したのであります。又之を再檢討するには最も今が一番好い時機でないか、寧ろ遲きに過ぎるとの憾がして居りますが、此の事を私の刑務所のみに於て幹部が集つて彼れ此れと云ふことよりも、尊い經驗を有つて居る各位の御話を聽いたならば、今現に構外作業をやつて居る所は勿論、今後私共は構外作業をやらなければならない立場にありますが、其の構外作業をする上に於て諸君の御意見を參酌して、少しでるいやり方かも知れませんが、さういふ意味を持ちまして實は此の座談會を開催することを企てたのであります。さうして各所に向つて御勸誘申上げた所、御贊成下さいまして斯く多數御集り下さいましたことは主催者として洵に欣幸に堪へない次第であります。厚く御禮を申上げます。且又斯うした催が何か行刑に對して稗益する所があつたならば是亦望外の幸とする所であります。どう

刑政第53巻第11号
矯正図書館

か此の意味に於きまして私が司會者として務めますが、實は是は何も會議ではありませんから、極めて打寛いで、ざつくばらんに御話を願ひたいのであります、では是から座談會に移ります。御手許に配つて置きました構外作業座談會事項、之を中心として御話を願ひます。尤も是とは限らないのでありますから、自由に一つ御話し下さつて差支ないのであります。それでは先づ最初に現に施行されて居ります構外作業の種類に付て小菅の三角作業課長に御願ひ致します。

構外作業の種類

三角作業課長　はつきり此の作業と此の作業と云ふことはちよつと申兼ねますが、大體に於て種類を申せば所謂整地作業、内務省から引受けて居ります砂利取り、又はブール、或は各縣から引受けて居る道路工事、其の他各所でやつて居ります木炭燒斯う云ふやうな種類が構外作業の種類でないかと思ふのであります。或は是れ以外にあるかも知れませんが、今記憶する所は其の程度であります。

三輪作業課長　只今小菅の作業課長の仰しやつた構外作業の外にちよつと氣が附いた點を申上げます、構外作業と致しまして農業あたりも矢張り認めて宜いかと思ひます、それから牧畜、建築とか、構外に於ける建築、營繕、海上刑務所に於ける漁撈作業、伐木、河川の浚渫邊りを何處かでやつて居つたやうに思ひますが、それから開墾です、是等を加へて悪くないかと思ひます。

吉田所長　漁撈は一體構外作業ですか。

石澤作業課長　矢張り是も廣い意味に於て構外作業と云ふことが出來ると思ひます。私は所謂構外作業と云ふのは刑務所の塀の中でやつて居る以外のものが構外作業と心得て居りますが、此の座談會で御話になる構外作業と云ふのは所謂泊込作業と云ふ程度のものを構外作業と云ふならば、又別問題と思ひますが、廣い意味で構外作業と云ふ場合は漁撈作業も構外作業、それで泊込と云ふと、大分沖合に居つて、一週間、二週間船内に泊つて居るものでありますから、或は是も構外作業と見てよいかと思ひます。

吉田所長　御名指しをしないでも自由に發言を願ひます。

石澤作業課長　もう一つ變つたと云ふ程でもありませんが、構外作業として是は廣島管内では廣島刑務所並岡山刑務所でやつて居ります、是は或官廳の構内に行つてやつて居る作業、是なんかも刑務所と云ふものから離れての作業でありますので、或は構外作業の一つ、是は泊込はやつて居りません、通勤でやつて居ります。

泊込所と獨居房

吉田所長　泊込所は、多くは雜居房ですか、獨居房の必要はありませんか、何處か獨居房を造つて居られる所はありませんか。

小室看守長　宇都宮刑務所は今丁度整地工事をやつて居りますが、其處には雜居房が十三、獨居房が五、で獨居の方は主として甚だしい規律違反の場合とか、疾病の爲め休養する用意の爲めにも其處を當てるやうにして居ります。

吉田所長　それは今迄の經驗で、獨居房が必要と認めて、造つたのですか。

小室看守長　此の前茨城でやつて居りましたが、其の時は雜居房が十箇房ございましたが、處があゝ云ふのは野外に最初出ました頃は、受刑者の氣分が非常にすさんで、時には大きな喧嘩をするとか云ふやうな場合がありまして、雜居して殘して置きますと、夕方現場を引上げて來て、又其の房の人間と一緒になることがあり、取調上から云つても、矢張護の上から言つても宜しくないと思ひます。現在の所は獨居を有つて居りますが、獨居を造らなければならんと云ふ事情はさうした場合、それから病氣で殘す場合の用意でございます。

吉田所長　府中の美谷島看守長、今度の泊込所は……

美谷島看守長　現在十四房ありまして、内二つは獨居房になつて居ります。あゝ云つた泊込所にはどうしても獨居が必要と思ひます。

吉田所長　其の外で獨居房を設けて居る所がありますが、何か泊込所の構造に付て意見はありませんか。

小室看守長　只今の件に付きまして、ちよつと申上げたいと思ひます、先程の疾病の爲に隔離する必要と、それから反則、其の他の規律違反の場合の隔離と此の二つの外、私の方は現在事務所、或は職員宿舍と云ふ方面の掃除をやらして居りますが、之が外の方の雜居の受刑者と同一の監房に置くことは有らゆる方面に於て弊害が多いと思ひまして、現在晝間仕事をして、夜間は獨居拘禁をして居ります。

吉田所長　結局泊込所には獨居房があればあつた方が宜いと云ふ意味ですね、他に御意見ありませんか。

小室看守長　泊込所は絕對獨居の必要があると思ひます、少くとも五箇房位は設備の必要があると思ひます。

累進處遇令適用の範圍

吉田所長　では次に移ります。行刑累進處遇令適用可能の範圍ですが、是はどなたか御意見ありませんか、どの程度迄累進處遇令を適用し得るか、現在どの程度迄適用して居ると云ふことを宇都宮の小室看守長。

小室看守長　累進處遇令の適用の範圍ですか、勿論構內の場合と違ひますから、餘り擴大することは色々な弊害が伴ふのぢやないかと思ひます。構外作業に對する色々な取締が完備して居りますれば、相當擴大出來ますが、現在の構外作業實施の過渡期に於きましては廣い範圍の適用は不可能と思ひます。

吉田所長　衣類はどうですか。

小室看守長　現場の廣い所で、青い著物を著せて出しますと、殆んど社會人と分らん狀態になつて、甚だ面白くないと云ふ所から、全部赤い著物を著せて居ります。

吉田所長　舍房に歸つてはどうですか。

小室看守長　舍房に歸りましては、二級以上は青い著物を著て居ります。

吉田所長　別菜はやつて居りますか。

小室看守長　別菜はやつて居ります。

吉田所長　入浴はどうですか。

小室看守長　入浴は毎日、特に土工作業ですから其の必要があると思ひます。

吉田所長　賞與金の使用高は二分の一、三分の一あれでやつて居りますか。

小室看守長　やつて居ります。

吉田所長　自己用途品は何々を許して居りますか。

小室看守長　石鹼、齒磨粉、齒磨楊子、便箋、インキ、ペン、塵紙、封緘葉書、まあさう云つたものをやつて居ります。

吉田所長　府中の川口看守長、前に調布でやつた時の例で宜しいですが、採點はどうですか。

川口看守長　やつて居ります。

吉田所長　進級、降級をやつて居りますか。

川口看守長　やつて居りました。

吉田所長　ラヂオ、蓄音器は。

川口看守長　ラヂオの方は制限しませんで、敎化上宜しいと云ふものに付ては慰安の意味でやつたのです。

吉田所長　接見と發信は。

川口看守長　面會人が來ますと、必要と認めれば許して居ります。大體親族だけです。外の知己の者が訪問的に來たのは許しません。

吉田所長　發信は。

川口看守長　級別通りやつて居ります。

吉田所長　衣類はどうですか。

川口看守長　外は全部、青、舍房の方では矢張り級別通り……

吉田所長　別菜はどうですか。

川口看守長　別菜はやつて居りません。有賞者にはやりました。

吉田所長　入浴は。

川口看守長　最初は每日やつて居りましたが、旱魃で水が出ませんで、尙燃料節約の關係があつて、日はつきり覺えて居りませんが、二月中旬頃と思ひますが、其の頃から隔日にしますと、尙水が不足だと云ふので三日に一回位に減じた譯であります。

吉田所長　作業賞與金の使用高は。

川口看守長　是は矢張り規定通り四分の一、三分の一、二分の一と云ふやうに。

吉田所長　それを自己用途品に使つたのですか。

川口看守長　さうです、自己用途品は、石鹼、塵紙、矢張り宇都宮で申されました、あの程度です、唯多いのは雜記帳です、是は三級以上希望者に許して居ります。

刑政第53巻第11号
矯正図書館

Nietzsche's Anthropology and the Penal Law

Dr. H. Specht

フリードリツヒ・ニーチエの人性論と彼の刑法觀 (二)

ハムブルグ地方裁判所判事
ドクトル・シユペヒト

（八）

是に於て、只だ全體のニーチエの意の存する所を誤解する人のみが、ニーチエはあらゆる道德的な刑罰思想を嫌厭するがために、單に目的を達すれば可いといふ便利上の手段に依らうとするのだ、と斷定するのである。しかし、ニーチエはそうは考へてゐないのである。公正といふものの中に、恐らく、彼は秩序を正くするばかりでなく、刑罰を科する裁判官の居ることを認めてゐるのである。で、彼は批難の語を放つて、「社會が犯罪者の味方をして、しかも、眞面目で正直に味方をする病的な甘やかしをやる場合があつて、その社會にとつては刑罰が不當なものに思はれてゐるのである」、と言つてゐる。この言葉で、嚴罰主義を固持する意向が表白されてゐるのである。彼の頭にあつたことは、道德から刑罰を解放する（entmoralisieren）ことなのである。彼は人間生活に於けるその社會的並びに生物學的の必要からのみ刑罰の有つ最も深い本質の根據を求めたのである。刑罰は彼にとつては現實の生の意志の表現であり內容であつて、かくして始めてその存在が正當なものとせらるゝのである。かくして、彼はこの意義を了解するよう裁判官に次の警告を與へてゐる。「而して死刑に處することによりて、汝自ら生を擁護するものなることを了解せよ」（„Und indem ihr tötet, seht zu, dass ihr selber das Leben rechtfertigt.“）

「生といふ價値の標準のみが唯一の決定的なものなのである。ニーチエが自分一個の見地からの生の問題を最後まで追究しつづけたことは特記すべきことで、彼は彼にとつて最高の存在と

して の生の激刺たる活力とその表現たる眞正の、といふのは、精神的に卓越した公正道の殆んど熱狂的な擁護者なのである。しかし、また、彼は、公正の道のみが支配することになると、生命が壓殺せらるゝことを知つてゐるのである。かくて、彼れは、國家、法律並びにまた刑罰に於て、一方では、明かに權力發動の最高形態を視ると同時に、しかしまた、他方に於ては、凡庸軟弱なる人間を鍛へ上げる訓練所としてのそれ等のもの、機能をも認めてゐるのである。ニーチエはこの事を決して消極的な認識とは感じてゐないのであつて、己れの不正と脆弱とを自覺し、奮起して更らに一層正しく且つ強き人となるべき任務を我等に課してゐる箇の生を信じ且つ箇の生に歸依することによりて、正と不正、强と弱、健と不健、精神と肉體との對立相剋を克服し得るものと信じてゐるのである。

（九）

生の大法に則れる刑罰の機能に基いて、同時に、ニーチエの解してゐる犯罪者の觀念もまた自ら定まつてくるのである。ニーチエは上昇的（aufsteigend）の系統に屬する人と下降的（absteigend）の系統に屬する人と、强い生の人と弱い生の人とを區別してゐる。犯罪者は生活の秩序の極めて自然な法則を尊重することのできない弱い人なのである。彼れは自分の行爲によつて自分自身と矛盾することになるのである。といふのは

法的秩序に反抗するものは、これに由て一般法律に違反するばかりでなく、同時にまた自分自身の生の法則に違反することになるからである。かういふ人間はペルゾーン（人格）ではなく、弱い、內部の矛盾に堪へ得ない個體にすぎないのである。

かくして、ニーチエは刑法上の責任觀念についての一箇の新しい學說を樹立したのである。道德上の罪の觀念（Schuldgedanke）は責任の觀念に代へられたのである。生の法則に違反し、價値品位の序次を維持する規範を亂し、由て以て自己に存する自然の法則に離背するが故に、その爲めのみで責任が生ずるのである。理由は別に他に存するのではなく、自分自身に存してゐるのである。犯罪とならずに、別に他に行動する道があり得たかどうかの疑問が生じ得る遑さへなく、直ちにあるがままの我々のダーザイン（生存）其者から責任の理由は自然に發生してくるのである。ニーチエは唯だ一事を知るのみである。彼れは生（Sein）と生の變化發達（Werden）の事實を知るのみである。彼にとつてはこの事以外には何物も存しないのであつて、それを離脫し、それを超越した一切の思想はすべて徒爾である。弱くあるが故に、その人格が指定されたる要求に匹敵しないものであることが明白になつたが故に、其の人は自分の行爲の結果に責を負はなければならないのである。

刑法上の責任の問題に在つては、重大な關係のあるのは、全體としての人で、人格で、更らに適切に言へば、その人物であ

刑政第53巻第11号
矯正図書館

る。人間の價値はたつた一つの行爲で斷じて定まるものではない。一つの行爲、それが我々の價値に何の變化をもたらす所があらうか、と、ニーチエが問ふてゐるのは尤である。彼にとつては個々の行爲は只だ一つの徴候にすぎないのである。彼の要求する所は、これまで概念的に犯罪者なるものを抽き出して而して行爲を空らにしてゐたのを、更らに再び行爲の中へ犯人を引戻さうといふのである。「彼れは自分を只だ一行爲の行爲者だと思つてゐる。精神錯亂である。さういふ人間にとつては例外が本質と思はれるのである」(„Immer sah er sich nur als Einer Tat ‚Täter, Wahnsinn heiss ich dies: die Ausnahme verkehrte sich ihm zum Wesen.")。とニーチエは曰つてゐる。

責任とその程度の問題を決定するものは、外部に現はれた行爲ではなく、行爲の内部に潜んでゐる意義を成す所のもので決定さるるのである。本能、慾望、即ち、行爲の發する内部の本人自らの態度である。これで決まるのである。人間的なものの皮相に止まる意識とか願望とかいふものではなく、もつと奥底に潜んでゐる無意識的なものが問題となるのである。若し、人に責任を負はせようとするならば、其人の全人格が攫まれなければならない。であるから、裁判官(リヒター)たるものは、個性を成す内部にゐる人を理解する鍵を、其人の皮相でなく眞の深い所に見出すことを努めなければならない。裁判官にして、リヒテン(判決)せんとするならば、テーター(犯人)の魂の中に忍び込んで、そして、内に潜んでゐる「人」の懐にとぐろを巻いてゐる毒蛇の群れを識別しなければならない。「で、眞赤になつた裁判官は、何故にこの犯人は人を殺したのか、盗みをしたいからだ、と曰ふのである。しかし、裁判官よ、自分は敢て君に言ふ、彼の魂は血を求めてゐたのだ、盗みではない。彼はナイフの幸を渇望してゐたのだ、と」(„So spricht der rote Richter: was mordete doch der Verbrecher? wollte-rauben! Aber ich sage Euch: seine Seele wollte Blut, nicht Raub: er dürste nach dem Glück des Messers.")。この言葉の中に、意識されてゐる皮相的なもののみでなく、意識されない深い所に人間を秤量せよ、といふニーチエの警告が存してゐるのである。

勿論、心に考へてゐることは罰せらるべきものでない。只だそのゲダンケ(考へ)が實行に移さるゝ時、即ち、タート(行爲)になつた時に罰せらるゝのである。人間といふものは、自分の心の中で健全な生活に關する事物のみを考へてゐる程、しかくおとなしい動物ではない。齒えず不健全な事を考へてゐるものである。只だ、この不健全な考へに屈したもの、即ち、弱いもののみが罰せらるゝことになるのである。是に於てか、内部の慾望の制御訓練が極めて重大なことになるのである。強い人間と弱いもの從つて咎のある人間との分かるゝ所は全く玆處

に存するのである。

(十)

ニーチエが大犯罪人の讃美者と呼ばれたのは、不當もまた甚しいのである。彼がナポレオンやシーザーを大犯罪人と曰つたのは、全く別な意味である。彼が大犯罪人と曰つたのは、偉大な力強い人を指したのであつて、彼等は精神的に自己の事功に匹敵した素質を有つて居り、由て以てその事功を正當なものとする人達である。彼等は實際「大犯罪人」(„die grossen Verbrecher")ではあるが、しかし、それは人間に有りがちな弱さからくる犯罪といふ刑事上の意味でしか云ふのではない。彼等は敢て爲す人である。敢て爲す力を有つてゐる人である。或る一人の者にとつて特權であり、而して是を以て正當なものであり得る行爲も、他の人にとつては罰せらるべき行爲となるのである。「權利の不平等といふことは、そも〳〵權利なるものゝ存在する最初の條件なのである」(„Die Ungleichheit der Rechte ist die erste Bedingung dafür, dass es überhaupt Rechte gibt.")。この言葉の中に、人と事と相當する人格の適合(Personenadäquanz)即ち功となり罪となるも一に人物如何に依るといふ個性責任(Persönlichkeitszurechnung)の觀念が極めて明瞭に示されてゐるのである。

刑法上の責任についての彼の觀念を以て、ニーチエは全く意志の自由又は不自由並びに刑法上の責任の前提としての因果關係の立場を見棄てゝ、而して、他の立場から、これ等の矛盾を克服したのである。實に此點に於て彼の心理學的證明の手腕の凡ならざるを見るのである。

自由な意志とか又は自由でない意志とかいふものは存在しないのである。これがニーチエのテーゼ(主張)である。道德派の人々にとつては、力の作用が顯はれる以前に自由な意志が存在してゐなければならないのである。何となれば、若し然うでないとすると、力の作用が人間に歸屬しない、自分の働きでないことになるからである。しかし、ニーチエは、意識して自發的に所有するものでなければ、何物といへども我々の有に歸するのではないといふことを是認するのが自然の心理であるとする人々に反對するのである。或る意志を機械的な、といふのは、無意識的な作用の原因として据ゑようとするのは、奇蹟の力を信仰するやうなものである、と彼は曰ふてゐる。大抵の場合、人間は目的を意識して行動するのであるが、その目的は、實現の一切の御膳立が出來上つてから、始めて出現するのであつて、それまでは、いくらあせつても實現はしないのである。此等の言葉を以て、ニーチエは行爲の責任(Schuld)の根據を論證するための自由意志說の意義を根本からぐらつかせてゐるのである。意志の自由であるといふ感じの中に彼は只だ心理的な眞實を認めるのみであつて、この感じは何事にでも自

分の力を感じさせたがる人間に存する支配欲（Machtgefühl）の現れで、尤だと首肯ける心理だ、といふのである。

ニーチエは、全くの心理的立場から、意志の自由で行爲の責任を論證する謬說から假借する所なくその假面を剝ぎ取つてしまつたのである。彼は曰ふ。「玆處で彼等は自由意志に助けを求めるのである。動機が切迫したものでもないのに、行爲が無から奇蹟として現はれたのに、完全な願望が行爲の責任を決定しなければならないといふのである。何かしら或る契機が入つて來なければならないのである。何の願望も支配する筈のなかつた犯罪に於ては、眞僞の確かでないその意向らしいものが罰せらるゝのである。それで、犯人は、何かの理由に依つて行動すべきであつたに拘らず、理由なくして行動したといふ、つまり自由意志を利用した故に罰せらるゝのである。行爲には、動機のない、理由のない、由來のない、何とも分らない目的も理性もない、といふ行爲がある。かういふ行爲はいかなる所罰條件によつても罰することは許されないことになるのである」。

意志の自由でない（Willensunfreiheit）といふことにも、ニーチエは反對するのである。意志が自由でないといふ觀念は虛構された浪漫的な「絕對」（„an sich"）といふ觀念から生れて來たものだ、と彼れは言ふのである。で、彼は說くのである。「意志の自由でないことを壓迫强制として感ずる者は、何物にも責を負はず、何の咎をも受けようとせず、而して、自れの力を恃まず自ら卑しめて、責任どころか自己其者を何處へか轉嫁し得たらと望むである人達である。かういふ人達が今日犯罪者の肩を持つてやたらに書物を書く輩である」。意志の不自由（Willensunfreiheit）といふ語はニーチエにとつては高々生存のウンシュルド（無垢自然）といふ意味を心理學的に言ひ表はした語にすぎないのである。「意志の不自由を否認するものは馬鹿者である、それを切に感ずるものは病人である。實際の生活に於ては自由な意志なんといふものは斷じて存在するものではなく、只だ强いか弱いか二つに一つの意志が存在するのみである」（„Wer die Willensunfreiheit leugnet, ist dumm, wer sie empfindet, krank. In wirklichen Leben gibt es keinen freien, sondern nur einen starken oder schwachen Willen."）。しかし、この言葉で、やゝこしい問題が解決されてゐるのである。只だ生存の眞實が標準となるのであつて、その强さ弱さに據る意志の評價が許さるゝのである。是に於て、人間の意志が自由であるか又は自由でないかといふことは、ニーチエにとつては全く第二義的の事に屬するのである。彼の立場からしても、彼は斷じてかゝる疑問に想到する筈はないのである。彼が所謂意志の中に人間の行動をして縱るべ放つ力の存するものと見ることは、それは有り得ないことである。然らば、彼れは、意志（Wille）なるものをどう解してゐるか。彼はこれを複

雜な形成物（ein kompliziertes Gebilde）と名づけてゐる。「或る一つの情慾に打勝たんとする意志は、要するにまた他の一つの又は多くの情慾を生ぜしむる意志たるにすぎないのである」（„Der wille, einen Affekt zu überwinden, ist zuletzt doch nur der Wille eines anderen oder mehrerer Affekte."）。この斷案を以てニーチエは古い意味に於ける意志說を根柢から覆へしてゐるのである。

（十一）

ニーチエが一切の事物を見ようとする根本的の立場は、次の言葉の中に明かに表白されてゐる——「眞理といふものは誤謬の一種である。只だ這般物なくしては或る種の活きた人間は生活していけないのである。眞理も誤謬も問ふ所ではない。最後の決定を與ふるものは生を助長せしめる價値である」（„Wahrheit ist die Art von Irrtum, ohne welche eine bestimmte Art lebendiger Wesen nicht leben könnte. Der Wert fürs Leben entscheidet zuletzt."）。彼が箇の基本思想から意志は自由だとか不自由だとかいふやかましい反對物を葬つてしまつたと同じく、また彼は一切の因果律の定論（ドグマ）からその今迄享受してきた權能を奪つたのである。原因と結果（因あれば果あり）に關する學說は事物の合法性（Gesetzmässigkeit）を假定し說明し、從つてドグマを打ち建てるのである。しかし、ニーチエは一切のドグマに反對し而して偶然の偉大なることを强調するのである。原因なるものは、彼にとつては、單に事後の不完全な自覺に過ぎないもので、連續した因果の序列の最後の狀態を瞥ひ出すに過ぎないのである。この狀態が後になつて推論の結果一つの概念となり、客觀化されて原因と稱せらるゝのである。

是に至つて、ニーチエの思想が古い學說からいかに隔つてゐるかが分明かるのである。彼は生の永劫の生長發達を信じ、而して凡ての力强い生を只だそれが現に存在してゐるといふ理由だけで是れを是認してゐるので、意志の自由とか不自由とかの古い問題は、彼にとつては全く無意義でなければならないのである。彼の思想の中心には人間といふものと人間の行爲とが唯一の眞實として存在してゐるのみである。而して、人間の價値は、それが生のために役立つ場合にのみ、意義があるのである。若し人にして彼の不健全にして頽廢的な衝動に屈服してその命ずるがまゝになるならば、彼れは箇の事實のためのみによつてこれが責任を負はなければならないのである。緊要なことは、人たるの人格が全體として生の生長の法則と一體を成すことである。全體としての人格以外には、廣い世界に何物も存しないのである。這箇裏にこそ責任觀念の最後の最も深い根據が見出さるゝのである。而して、曖昧な因果關係の思想に代つて、行爲が行爲者の性格と活きた關係を有つてゐるかど

うか、卽ち、行爲が生の法則並びに價値標準に從つて全く行爲者に歸屬せしめられ得るものなりや否かの問題のみが決定權を有つものとして現はれてくるのである。

(十二)

ニーチエが刑罰の人間生活との關係に於ける機能から刑罰の根據を說明したように、彼はまたこの同じ立場から刑罰の任務と目的とを斷定してゐるのである。刑罰は生に奉仕するものである（„Die Strafe dient dem Leben.“）。卽ち、ニーチエの解する意義に於て、力の增强と秩序維持に役立つものである。是を以て、法律上の刑罰（Rechtsstrafe）といふ觀念は彼には緣の遠いものなのである。彼の頭に在るストラーフエ（刑罰）は法律上の反動作用としての刑罰ではなく、生の刑罰（Lebensstrafe）なのである、卽ち、强い生の有つ目に見える威力の表現である。刑罰は個人の利益や必要のために制定せられたものではなく、從つてその目的も此等の關係で定められるものではない。刑罰の任務とこの任務の遂行の樣式方法とは個人を超越した社會的階級組織（Rangordnung）の觀念のみから自ら定まつてくるのである。以是觀之、ニーチエが個人主義者でなく、この社會的階級組織の觀念から生れて而して個人を拘束する强力な超個人的な倫理の宣言者であることは自ら分明なのである。

ニーチエはドグマを喜ぶ理論家ではない。從つて、彼は融通の利かない一切の杓子定規を厭ふ。是に於て、彼が——彼の時代に背いて——刑罰の機能を一々一方的にはつきりと定めてしまはないのは會得のできることである。彼は一であつて多であり多であつて一である全き「意義の統合」（„Synthesis von Sinnen“）として刑罰の多趣多樣を認め、仍て刑罰を以て定義しがたいものだとしてゐるのである。リストとは反對に、彼は目的刑への刑罰の進化を是認しないのであつて、刑罰に於て「時には此れ、時には彼れと、一つの要素が他の要素を壓倒し、しかのみならず場合によりては、要素の全き殘部を止揚するように見える」ことを認めてゐるのである。

刑罰の目的を獨斷的にこれ〳〵だとはつきり定めてしまふことに主義として反對してゐるので、ニーチエはこの主義に忠實に、價値の豐かな活力に滿ちた生活に役立つといふ機能と目的を有つ刑罰に內在する多くの要素を我々に示してくれるのである。

「刑罰は列伍からの逐斥で、我々の理想に比例して品位を貶下することである」（„Strafen ist ein Rangabweisen, ein Herabsetzen in Verhaltnis zu unseren Ideal.“）、と曾つて彼は言つたことがある。といふのは、「犯人を社會の組織の中に在つて更らに一層劣等の地位に置く」（„den Täter in der gesellschaftlichen Ordnung niedriger zu setzen“）といふ意味なのである。この言葉の中には、明かに極めて近代的な條件の無い自主的な刑罰觀念が響き渡つてゐるのであつて、刑罰は法律上の刑罰（Rechtsstrafe）ではなく、破壞された秩序に對する生の自働的にして自發的な反動として現はれてゐるのである。

刑罰の目的に關して幾度か反復された彼の言說に於て、ニーチエはカント［Immanuel Kant（1724——1804）——ドイツの大哲學者］の懷いてゐた復讐法の思想の意味に於ける報復の目的は之を無視してゐるのである。此點について彼の認むる所のものは、只だ刑罰の中に存する犯人を淨化する力である。この力は、宗教的の內容を有つた刑法に於ては、罪を贖ふ力として知られてゐるもので、犯人が自ら進んで價値を恢復し、卽ち淸淨になつて、そして社會と媾和する、といふ結果をもたらすものである。しかし、かうなるためには、犯人が眞心から刑罰の有つ箇の力を信じてゐることが假定されてゐなければならないのである。ニーチエにとつては、犯罪に對する應報といふことは問題ではないのである。彼は、むしろ、犯人に對する刑罰の中に、それに因つて犯人が再び自由になれる犯罪に對する等價物、卽ち商業上で云ふ報償が見出され得るのだ、といふことを說示してゐるのである。報復するといふのではなく、犯人に訴へて罪を償はしむるといふ觀念で、これをニーチエは承認してゐるのである。

ニーチエが甚しく刑罰執行の價値と効果とを疑つてみたことは特記すべきで、これが爲めに、彼はあらゆる刑法に關する學理的の思索から遠ざかつて、努めて實際の生活に則したのである。で、一方、刑罰の執行が力說されてゐるにしても、同時に亦た、實生活の諸相を考慮することを忘れなかつたのである。若し、單に刑罰の威力にのみ重きを置き、又は、刑罰を以て犯行の一定不變の法律上の結果と視る人があつたら、その人は極めて單純な頭の持主といふべきであらう。と彼は思つてゐたのである。

(十三)

ニーチエは犯罪人を二つの大きなグルッペに區別してゐる。卽ち、一つは、どうにもならない生來質の惡い犯人で、他の一つのグルッペは、なほ刑罰執行の感化を受け入れることのできる犯人である。

改善敎化の効のないクリミナルは加害し得ないようにしなければならない。かゝる犯人は「社會的秩序に對して反抗」するものといふ概念の下に屬せしめらるべきもので、この場合、刑罰は專ら犯人の鎭壓に止めらるべきである。犯人種族に屬する者に對しては、彼は何か或る敵對的行動を爲す以前に夙く剿滅戰が開始さるべきで、「是に於て生の擁護のための大受任者たる社會は生其者に對して不合格者の責を負はなければならない」（去勢）、のである。

犯人種族に屬さない者に對しては、犯罪を斷念して社會と媾和する機會と道とを與へてやるべきである。全人格的に社會を敵視してゐる間だけが所謂犯人（Verbrecher）であるのであつて、敵視しないやうになつてまでも其者に罰を加へることは、殘酷であるばかりでなく、もつと善い方法で社會の役に立てられる精力の浪費と謂ふべきである。

ニーチエはかゝる「矯正」制度（„Besserungs"-System）の事たることを心から認めてゐるのである。彼は、犯人は屢々社會の敵となつてプリズンを出てくるもので、しかのみならず、自分が惡かつたといふ感情どころか、むしろ却て復讐本能の强められてゐる事實の存することを知つてゐるのである。であるから、ニーチエは決して「ベツセルング」（矯正）の效果について誇張された妄想に耽ることはしなかつたのである。刑罰に於て、彼は精神的の矯正よりむしろ一箇の「制御」（„Zähmung")を看取するのである。刑罰は、犯人が將來に於て自分の義務を履行するよう、なほ感化の力の及ぼし得可き犯人に「思ひ知らせる」（„Gedächtnis zu machen"）ことに役立つべきものである、と彼は信じてゐるのである。

「我々の濟季の文化の中には、報復とか刑罰とかの觀念を全く殘無するような、極めて頽廢的な性格があるのであつて、……かういふ人間は、誘惑がある場合に、これに抵抗しなければならないのに、抵抗しようとはしないで、むしろ却つてこれに跟隨ひて行かなければゐられなくなるのである。かゝるデカアント（頽廢者）の焦躁性は刑罰による矯正改善のシステムを全く意味のないものにしてしまふのである」。矯正思想の過重に對するニーチエの反對の意向のこの言葉より以上に明白には言ひ表され得たものはないのである。

矯正といふ觀念はノーマルな身心共に强健な一個の人間を前提とするもので、其者を社會の一員として失はざらんがため且つは、社會に對し敵意を懷かしめざらんがためには、彼れの一々の行爲がどうにかして再び陶冶調整せられなければならないのである。是に於て、かゝる犯人の場合に於ては、刑罰の執行は性格を破壞する虞あるか如き嚴刻なものではなく、意志と肉體との訓練教育即ち更らに一層强いタイプの人に仕立て上げることを意味しなければならないのである。これについては、其人の價値を無視する道德的侮蔑を以て處遇の手段としないのが必須條件で、かくしてこそ始めて其人を更らに一層高い標準へ引上げることができるのである。ニーチエはこの事を非常に重大視してゐるのである。であるから、彼の欲する所の刑罰の執行は、道德的意義に於ける矯正ではなく、强い人間に作す一種の教育（Erziehung）なのである。

生來的犯人の剿滅と教育可能の犯人の教育に關するニーチエの思想は、矯正不可能の犯人を無害に作す（Unschädlichmachung des Unverbesserlichen）ことと及び矯正可能の犯人の矯正（Besserung des Besserungsfähigen）といふフランツ・フオン・リストの要求と酷似してゐるのであるが、それにも拘らず、兩者

の間には大きな差異が存してゐるのである。リストは犯罪なるものを社會といふ立場から、だから、外部から社會學的に考察したのであるが、之に反して、ニーチエはむしろアントロポロージゲ（人類學者）であつて、犯罪を內部から考察しやうとするのである。內部に潛んでゐるもの〻力强さを力說し、意識せられないもの、衝動並びに情慾の重要であることを認識したニーチエにとつては、犯罪を社會の環境に於ける一箇の現象とばかり看ないで、犯罪の中に個々の人間の內部に潛んでゐる天性（Zaun）の發露を看取する必要が存してゐるのである。彼にとつては、這箇裏にのみ犯罪の源泉が存するのである。而して、刑法に於ける目的を商量するに當りても亦た、目安となるべき要點は這個裏にのみ存するのである。

刑罰の機能に關する彼れの思想を、リストがやつたやうに、一つの法式にまとめようとするならば、それにはニーチエの全體の見解から見て彼れの志に背馳するものである。ニーチエは、我々が旣に看取したように、刑罰には種々異つた要素が含まれてゐて、發達の進みの中に、論理的には理解し得ないが、此等のエレメントの間に自ら優越の力の差が生じて、一つのエレメントが他のエレメントを壓倒することになるのであるが、決して或る一らのエレメントの爲めに他の多くのエレメントが決定的に全然除斥さるゝものではない、といふことを常に知つてゐたのである。犯人に及ぼす刑罰の淨化作用、受刑者をして損害を賠償せしめ、且つ、受刑により意志の改善を證明せしむるの可能性、意志の訓練陶冶の方法としての機能、更らに飜つては、犯罪人を絕滅する機能、秩序維持のために威嚇防壓の手段として鑑戒の效を社會に及ぼすべき任務、最後に、侮辱されたる價値の階級の絕對的に必要缺くべからざる反撥としての內部の裝備——すべて此等の異つた要素は、リストとは反對に、ニーチエの刑罰の中に並存するものとして認めたる所のものである。

ニーチエはこの立場からしてフランツ・フオン・リストの所謂目的刑を擯斥するのである。彼の思想の一部に幾分合理主義的な特色の存するにも拘らず、また、刑罰執行の重要性の力說せらるゝが如き、多くの共通點の見出さるゝにも拘らず、刑罰の本質について、ニーチエはリストから全然原則的にその見る所を異にしてゐるのである。何となれば、リストとは反對に、ニーチエは彼の刑罰觀念を合理的に個人主義的な社會の秩序のために役立てようとはしないで、むしろ刑罰の中に生の大法に則つた社會的組織の一箇の倫理的原則の發現を見んと欲するのである。この最後の生の法則を決して理解することのない理性からではなく、生の充實といふ立場から、ニーチエは刑罰の機能を說明せんとするのである。是を以て、ニーチエの刑法に關する思想をしてリスト並びにその時代を遙かに隔てた今日に在つても亦た特に根本的なりと思はしむる所のものは、實に刑法の中に存する箇の偏狹なるラショナリズム（純理主義）を克服する生の倫理的要素なのである。（つゞく）

Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, August 1939.

Correction Law
of the state of New York

北米合衆國ニュー・ヨーク州矯正法 (四)

第百七十八條　或る矯正施設に於ける受刑者の勞働管理

矯正局長の採用せる一般規則に從屬する感化監獄訪問委員竝に本州所在の懲治監獄或は輕罪監獄管理者は本條に依り州立監獄に於て行はるゝと同樣の方法及び制限を以て各施設受刑者の勞働を管理し且つ其の指揮をなすべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第百七十九條　公道（public highways）**に受刑者を使役する件**

矯正局長は州立監獄に拘禁せらるる受刑者を全州内に所在する公道の修理、維持、建設、改良作業に使役し又は使役せしむ。但し市町村（an incorporated village or city）外廓に於ては之を施行すべし。此の場合に於て州又は郡公道に關しては公共事業局長（superintendent of public works）の要請又は同意、其他の公道に關しては該修理、維持、建設、改良を管理する官吏の要請又は同意を要するものとす。郡又は町（town）當局の管轄する公道の維持及び修理作業に關して受刑者勞働を利用せるとき當該郡又は町は協定に依り相當賃銀を支拂ふべし但し一受刑者一日一弗を超過すべからず。同作業の營まるゝ郡、町の地方公道係りは各週末に各受刑者の就業日數を矯正局長又は當該受刑者拘禁監獄の典獄に報告すべし。矯正局は當該勞働に對する支拂請求書を當該郡、町に提出すべし。

請求書を發行せる典獄同請求額の支拂を受けたるときは直に同金額を會計檢查官の同監獄維持基金保管所として指定せる銀行に「監獄公道作業基金」と稱せらるる獨立基金として預金すべし。典獄は直に斯の如く受領し預金せる金員の報告を會計檢查官竝に矯正局に提出すべし。同報告には同金員の受入日竝に同銀行の責任係員に依つて受領せられし事實竝に同典獄の宣誓證明を記載すべし。宣誓の内容は同預金額は本條に規定されたる受刑者の公道勞働により最後の預金日以來收受されし全金額なることを證明するに在り。

典獄が斯の如く受領し預金せる金員は公道作業に從事中の受刑者の扶持（maintenance）住居、食物の購求、移送、戒護其他の必要なる支出に限つて使用することを得。而して典獄は同金額の支拂ひを承認せる會計檢查官の副署を以て小切手を發行することを得。會計檢查官は同小切手が前記基金の正當なる負擔なるべく且つ矯正局の認可せる受領證の支拂ひに宛てらるべく發行されたる場合に限つて之に副署す。

同監獄の典獄は每年十二月三十一日を以て同日附の「監獄公道作業基金」決算高を以て租稅・財政局財政課を受取人として小切手を發行し之を會計檢查官に送附す。同官は該小切手に副署し之を州金庫に預金して一般基金に繰入れしむ。

特別經費に依つて賄はるる公道の改良、修理に從事中の受刑者の經費は作業當初に於て矯正局の決定せる受刑者一人一日の割當額を超過すべからず。關係監獄の典獄は同費用に宛てられたる特別經費を以て之を支拂ふべし。同定額を超過する經費は當該監獄經常費の中より典獄之を支拂ふものとす。

典獄は同作業從事中の受刑者に對する適當なる給與、監督に關して必要なりと思惟する規則を矯正局長の認可を得て制定することを得。但し該作業は斯の如き修理、維持、建設、改良に責任を負ふ公共事業局長或は地方公道當局の指揮に從つて施行さるべし。

本條に於ける州、郡、町公道とは公道法の定義に依る州、郡、町公道を稱す。

矯正局は本法第百十七條の規定に據つて該作業に必要なる機械、道具、素材を購求することを得。但し州、郡公道に關するものを除く（一九二九年四月二日法律第二四三號、一九一九年法律第四二〇號、一九一七年第三一八號並に一九一四年法律第六〇號に依り修正）。

第百七十九條a（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り第一八〇條に修正）。

第百八十條　州立感化監獄（state reformatories）**收容者の公道作業使役**

矯正局長の制定せる一般規則に從屬する感化監獄訪問委員會（the board of visitors of reformatory）は州立感化監獄收容者を州内公道の修理、維持、建設、改良に使役し使役せしむることを得但し市町村の外廓に於て之を實施すべし。州又は郡公道に關しては公共事業局長の要請或は承認に基き他の公道に關しては該修理、維持、建設、改良の責任官吏の要請或は承認に基きて行はるべし。郡、市當局管轄公道の維持、修理に雇傭中の受刑者勞働に對して當該郡、市は各受刑者に對して一日一弗を超えざる範圍に於て協定したる相當賃銀を支拂ふべし。受刑者勞働の行はれる郡、市の地方公道當局は各週末に矯正局竝に雇傭受刑者收容感化監獄典獄に各收容者の就業日數を報告すべし。矯正局は同作業に對して郡、市に請求書

を發行すべし。

同作業に依る全受入金は會計檢査官の指定する銀行に「感化監獄作業基金」として預金さるべし。同典獄の適法に證明せるその細目報告は直に會計檢査官及び矯正局に提出さるべし。同受納金は公道作業に從事中の受刑者の扶持、住居、食料の購求、移送、救護其他の必要なる經費に限つて使用さるべく且つ會計檢査官の副署せる典獄（superintendent）の發行せる小切手を以て同費用を支拂ふべし。會計檢査官は同小切手が正當なる前記基金の負擔すべき受領證の支拂に宛てられ且つ矯正局の承認せる場合に限つて之に副署すべし。

同金額を一般基金として州金庫に預金せる典獄は每年十二月三十一日に於て同金額の決算高を租稅、財政局の財政課に引渡すべし、同課は之を一般基金として國庫に預金す。

特別經費に依つて賄はるゝ同作業に從事中の收容者給與費用は矯正局長の認可を得て作業開始當初に訪問委員會の決定せる收容者の割宛額を超過すべからず且つ同費用は其の爲の特別經費中より關係感化監獄典獄之を支拂ふべし。同定額を超過する經費は同監獄の經常費中より典獄之を支拂ふべし。

典獄は同作業に從事中の收容者の給與、收容、監督に關して訪問委員會の承認を得て矯正局長の制定せる一般規則に依據する規則を制定すべし但し當該作業は公共事業局長（the superintendent of public works）或は同作業に責任を負ふ地方當局の指揮に從つて行はるべし。

典獄は行刑局長の制定せる一般規則に依り本法第百十七條の規定に依據して同作業に必要なる機械、道具、素材を購求することを得但し州又は郡の公道に關する作業を除く。茲に謂ふ州、郡、市公道とは公道法に規定されたる州、郡、市公道を稱す。（一九二〇年法律第一七〇號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第百八十條a　（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り第一八二號に變更且つ修正す）。

第百八十一條　受刑者の公道作業を妨碍する者は輕罪に處せらるべし

公道に關する本法の規定に依る受刑者の作業を妨碍し又は受刑者に酒類、麥酒、其他酒精飲料を與へ又は與へんとしたる者は輕罪を以て處斷さるべし。公道作業に就役する受刑者を管理する州立輕罪施設の職員は令狀に依らずして本條の規定を侵犯せる者を逮捕することを得（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第百八十二條　監獄農場及び其他の場所へ受刑者を移送する件

矯正局長は州立監獄收容の受刑者を選定して本法第七十三條の規定に依りて借用せる農場又は其他の場所に當該受刑者を移送せしむることを得。行刑局長が前記農場及び其他の場所の管理を命じたる典獄並に其他の官吏は矯正局長の認可を得

て前記の規定に依つて使役する受刑者の適當なる給與、監督に必要なる規則を設定することを得。移送されたる受刑者は引續き監獄規則に服し且つ矯正局の給與、監督を受くべし。矯正局長は又受刑者の使役に關する法律に依つて設定されたる有益なる事業に使役する目的を以て州立監獄の受刑者を州内の他の場所に移送し且つ選定せる受刑者の給與と監督に關して前項と同樣の規定を設くることを得。（一九一七年法律第二四三號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第百八十三條　作業の分類、作業に關する報告

監獄の位置、便宜に關して適當の考慮を拂ひ且つ他の施設に監獄所在の機械及び受刑者を配備して受刑者勞働の能率と配置を最高度に保持する目的を以て矯正局長は自己の管轄下に在る矯正施設内に受刑者勞働と作業を分配し且可能なる限り受刑者を釋放後就職の確率性最も多き職業に從事せしむるは矯正局長の義務たるべし。矯正局長は現在使用さるゝも將來廢止され又は使用し得ざる施設内の設備、機械を變更し又は處分し且つ作業設備或は機械類を賣却する場合には最高價格を以て賣却し且つ廢止する事業に對しては好意を確保する爲に其の購買想定者が周知する如く適當なる努力をなすべし。

矯正局長は每年年報に添へて自己の管轄する矯正施設内に於て製作されし各品目の量質、受刑者作業竝に其の配置方法を明示せる報告書を提出せしめ之を本州議會に廻付せしむべし。（一九二九年四月二日法律第二四三號及び一九二四年法律第六〇一號に依り修正）。

第百八十四條　本州竝に本州の行政區劃に供與さるべき製作品

矯正局長竝に懲治監獄典獄（the superintendent of penitentiaries）は輕罪監獄及び懲治監獄收容受刑者をして次の如き品目を製造せしむる權能と義務を有す。該品目とは同所の必要とし又は使用し或は本州又は本州の行政區劃の必要とし或は本州の所有し管理し監督する建物、官廳、公共施設に於て必要なる品目にして建物の建設に使用さるる素材竝に公道、其他の道路の開設、改良、修理に要する素材なり。州立輕罪監獄或は懲治監獄に於て又は受刑者に依つて製作さるる品目にして同所用品に非るものは型式、意匠、質に關して矯正局の規定を受くべし。但し前記諸條件が行政局標準課（the bureau of staudards in the executive department）に於て既に決定され或は將來決定さるるものを除く。前記品目は適當なる職員の要求に基き下記の如き價額にて本州或は本州の行政區劃或は本州又は本州行政區劃の所有し管掌し監督する公共施設に提供さるべし。矯正局長が同要求品目の供與不可能を證明せざるときは同製作品は本州、本州公共施設或は本州行政區劃用品として他の個所より購入されざるべし。但しニューヨーク州老兵團（the State Camp for Veterans）及び女子救

世軍ホーム（the New York State's Woman's Relief Corp Home）制服を除く。尚ほ矯正局長の證明なき同品目に對する請求書は會計檢査に附されざるべく或は支拂はるることなかるべし。（一九二九年四月二日法律第二四三號、一九二五年法律第四五七號、一九二四年法律六〇一號、一九一六年法律第五三三號に依り修正）。

第百八十四條　a　行刑施設の農作物は他の施設に供與さるべし

（一九一五年法律第四五七號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り廢止）。

百八十五條　供與品目の見積り

每年七月一日又は其の以前に於て本州、本州內の行政區劃或は本州又は本州內の行政區劃管轄諸施設の適當なる職員は本州行刑施設の供與し得べき品目にして次年度購求額の見積りを矯正局に提出すべし。矯正局長は同報告、供與品目要求の形式、矯正施設作業の適當なる變化に關して規則を設定することを得べし。（一九二九年四月二日法律第二四三號、一九二四年法律第六〇一號、一九一八年法律第一〇〇號に依り修正）。

第百八十六條　矯正施設內に於ける勞働竝に製品の價格

矯正局長は標準・購買局長（the superintendent of standards and purchase）の承認を得て本州行刑施設內に於ける勞働竝に製品にして本州、本州內の行政區劃或は其の公共施設に供給さるべき價格を決定することを得べし。此の價格は總て統一さるべし但し矯正施設の所在する郡竝に其の行政區劃に供與さるべき勞働竝に製品にして郡監督委員會（the board of supervisors of such counties）其の價格を決定するもの竝にニュー・ヨーク及びキング郡（Kings counties）所在にして保護・矯正委員會（the commissioners of charisies and correction）其の價格を決定するものを除く。該價格は可能なる限り通常の市場價格に近似して決定さるべし。矯正局は矯正施設が其の對價を要求するに適當なる型式を考案、決定すべし。而して會計檢査官は總べての契約に於て適當なる計算方法を考案し決定すべし。並に其の行刑區劃の所有し管掌する建物、官廳、施設を分類して其の各々に適當せる型式、意匠、質を決定するは各廳（sach boards）の義務たるべし。但し行政局（executive department）の標準課（the bureau of standards）が同樣の決定をなせる場合を除く。可能なる限り本州矯正施設の建物、官廳、公共施設に對する供給品目は總べての各部類に應じ其の型式、意匠、質を統一さるべし（一九二九年四月二日法律第二四三號、一九二四年法律第六〇一號、一九一七年法律第二二二號に依り修正）。

第百八十七條　受刑者の牧得（Earnings of prisoners）

一　州立矯正施設に收容され矯正局の規定に服する者竝に懲

治監獄或は郡監獄に收容させて典獄の管理に從屬する者は其の拘禁期間中遂行せる勞働に對して賞與金（Compensation）を受くべし。該賞與金に關し州立矯正施設收容受刑者は矯正局の規定に依り、他の總ての矯正施設收容者は典獄の規定に依り段階を設けらるべし。

二　矯正局は知事の認可を得て全州立矯正施設收容受刑者に對する賞與金制度設定規則を作成すべし。該規則は各受刑者の遂行せる勞働に基き其の賞與金支拂方法を決定すべし。

三　矯正局は各受刑者の遂行せる勞働の價値に應じて異る段階的賃銀（wage）表を作成すべし。矯正局規則は又各受刑者に對する信用制度（a credit system）該賞與金の受刑者又は其の扶養者に對する下附方法竝に受刑者の釋放迄典獄に依る保管方法を決定すべし。

四　本條に依つて受刑者に支拂はるゝ賞與金は各受刑者の遂行せる勞働に依據すべく尚ほ監獄主要基金（the capital fund）中より支拂はるべし（一九二四年法律第六〇一號に依り附加、一九三〇年法律第五〇三號、一九二九年法律第二四三號に依り修正）。

第百八十八條　罰金處分

本法の規定に依り州立矯正施設より罰金として受領される金額は總べて一般基金（a general fund）として預金され矯正局の監督を受けて、虛弱、貧困又は釋放後充分なる生計所得を得ること能はざる釋放者に對する特別補助金として支出さるべし。又本條に依り懲治監獄典獄の賦科する罰金收入は一般基金として預金され同監獄の所在する郡監督委員會（the board of supervisors of the counties）の指揮を受けて支出さるべし但しニュー・ヨーク郡及びキング郡に於ては保護・矯正委員の指揮を受けて支出さるべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第百八十九條　受刑者勞働收得金の處分

受刑者預金として監獄帳簿に記入されたる剩餘金額は矯正局長が典獄を通じて其の支拂ひを許可せる場合に限つて受刑者の扶養親族補助又は矯正局長の認可せる其他の目的の爲に受刑者の引出しを許可さるべし或は矯正局長の認可を得て受刑者の同意なくして前記目的の爲に支出することを得。受刑者の扶養家族補助に宛てらるる全金額は該家族の存住する郡の公衆福利會長（the commissioner of any public welfare agency）の調査及び承認を得て典獄を通じて支拂はるべし。本法の規定せる條件附釋放或は行刑局長の認可せる釋放に際して受刑者預金より前記金額を差引かるべし。但し滿期釋放（the absolute discharge）に際しては同金額の差引は該受刑者の同意を得て行はるべし。（一九三〇年四月十六日法律第五〇三號、一九二九年法律第二四三號に依り修正）。

第百九十條　作業出納月報

州立監獄典獄は毎月一日に作業用として前月中に購入したる總ての原料、機械、其他の財産竝に其の價額に關して完全なる明細書を作成すべし。尙ほ典獄は現に製造中或は今後製造さるべき或は製造濟の全原料竝に受刑者作業の遂行上必要なる機械施設等竝に該作業の出來高及び其の種類竝に其の收入金竝に前月中に於て同監獄受刑者作業收得として典獄の受領せる全金額の報告書を作成せしむべし。典獄は宣誓を以て該報告書の正確なることを證明し矯正局に提出すべし。（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第百九十一條　心要なる機械竝に原料に關する報告

矯正局長は又每月一日に其の翌月中各監獄の生產、作業訓練の爲受刑者勞働遂行上或は翌月の契約上必要なりと認めらるる總ての原料、機械、備品、道具其他の設備に關する見積書及び明細書を作成すべし。同見積書は會計檢查官に提出さるべし（一九二九年四月二日法律第二四三號、一九二四年法律第六〇一號に依り修正）。

第百九十二條　作業用機械竝に原料の購入

州立矯正施設の典獄或は其他の管理職員は第一書記官（the first assistant commissioner）の勸告に基き矯正局長の認可を得て特定準備金の範圍內に於て本法第百十七條に基き本條に依り認可せらるべき作業の遂行上必要なる總ての機械、道具、備品を購入し且つ之を維持する權限を有す。州立矯正施設に於ける貨物製造に使用さるゝ機械竝に原料の購入竝には入札に依つて行はるべし但し標準・購買局長（the superintendent, of standards and purchase）が一般市場に於て之を求むるを州の最高利益なりと認めたる場合を除く。同入札者は入札の日時、場所を告知さるべし尙ほ入札は本人又は代人を以て行はれ、入札は卽時登錄さるべし（一九二九年四月二日法律第二四三號、一九二四年法律第六〇一號に依り修正）。

第百九十三條　作業中止時に於ける機械の處置

州立監獄に於て作業が中止せられ該作業が同監獄に於て再開され或は繼續されざることを適當と認めたる場合には典獄は其の旨矯正局竝に州會計檢查官に報告し同時に同作業に屬し或は夫に關連して使用さるゝ機械、道具其他備品類の表竝に其の價格目錄竝に在庫品及び現在製作品の量、價格に關する報告をなすべし。同典獄は矯正局長竝に會計檢查官の認可を得て總ての不使用、不必要なる機械、道具、備品、在庫品、製作品を賣却し處分すべし。其の賣却の場所及び日時を少くも二週間に一回アルバニー市に於て發行する一新聞、ニューヨーク市に於て發行する一新聞、賣却を行ふ監獄の所在する市又は町に於て發行する一新聞或は前記市、町に新聞紙發行されざる時は同監獄の所在地に最も近接せる市、町に於て發行する一新聞に公告せる後同財產は最高入札者に落札さるべし。同賣却の行はるゝ監獄の典獄は入札者の要請に依り印刷せる賣却財產目錄、完全正確なる同財產明細書、賣却條件竝に其他必要なる告知を之に與ふべし。典獄は同賣却に依りて收得せる金員より總ての必要なる經費を控除したる殘額を監獄基本金として預金すべし（一九二九年四月二日法律第二四三號、一九二四年法律第六〇一號に依り修正）。

第百九十四條　購入見積り（Purchaise to be included in estimates）

典獄又は其他の州立矯正施設管理者は本法第百九十二條の規定に依つて契約せる機械竝に原料を購入することを得。其の際本法第百十七條の規定に依つて適當の見積書を作成すべし。此の際典獄は本條に依つて契約せられたる裝備、補給品、原料の代價支拂ひのため州立監獄基本金より必要なる資金の引出に會計檢查官の連署を得べく支拂證書（a warrant）を同官に提出すべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第百九十五條　典獄の銀行預金

會計檢查官は各監獄に最寄銀行を指定して同所受刑者の勞働に依り或は其の製作品の賣却に依つて典獄の收受せる全金額を同銀行に預金せしむべし。此等の銀行は典獄が同預金をなし或は同銀行が同預金を受領するに先立ち會計檢查官の承認する如き保證と條件を以て違約金契約書（a bond in such penal sum）を作成して之を同官に提出すべし。同典獄は少くも一週間に一回會計檢查官の指定銀行に受刑者勞働收益金を預金し受入金竝に預金報告書を每週會計檢查官竝に矯正局に提出すべし。而して該報告書は各預金銀行の適當なる職員の預金者名、預金事情、預金日に對する證明を受くべし。尙ほ典獄は同預金額は同週間に於て同報告に記載されたる最終の預金日迄に於て同監獄受刑者の勞働竝に其の製作品の賣却に依つて典獄の受領せる全金額なることを宣誓を以て證明すべし。典獄は會計檢查官の連署せる場合に限つて同預金額に對して小切手又は手形振出をなすべし。會計檢查官は同小切手又は手形が矯正局長の承認せる見積書に記載されたる支拂ひのために振出されたる場合に限つて之に連署するものとす。會計檢查官は每年議會開會時に於て矯正局所管各監獄の財政狀態を報告すべし。該報告には現在手持の未加工原料高竝に其の價格、未賣却製品高竝に其の價格、代金未納賣却製品高竝に其の價格、本條規定の預金銀行預金殘高、偶發的損失高、尙ほ會計檢查官が監獄作業に關して適當なりと認むる其他の報告を具申すべし（一九二九年四月二日法律第二四三號、一九二四年法律第六〇一號に依り修正）。

第百九十六條　監獄勞働規則違反

矯正局長、典獄又は本州の監獄、感化監獄、懲治監獄其他の矯正施設の管理者等の爲したる契約にして本條に違反せる場合無效たるべし。前記管理當局者は監獄、感化監獄、懲治監獄其の他矯正施設收容受刑者の勞働組織或は使役方に關して當局者の爲せる契約の眞正謄本或は然らざる場合其の摘要を檢事正（attorney-general）の要求に依りて之に提供すべし。檢事正前記契約が本條に違反せり或は當局者が受刑者の勞働或は前記施設に於て採用され又は現に繼續されつゝある作業組織に關して締結せる或は現に締結中の契約が本法に違反せりと信じ、該違反行爲は訴訟提起に該當するものと判定せるとき檢事正は本法に依り監獄、感化監獄、懲治監獄又は其他の矯正施設收容受刑者の勞働組織或は其の使役に關して前記官吏のなせる契約の效力を裁判する爲にニュー・ヨーク州人民の名に於て其の選定せる郡の高等法院（the Supreme Court）に訴訟を提起し又は前記官吏の爲せる行爲にして本法違反なりと判定され得べき行爲の效果を決定する權限を有す。前記契約の當事者竝に前記訴訟の決定關係者は何人も被告人たるべく、裁判或は事實審理中檢事正の要求に依り或は本條の規定に違反せる契約の成立又は被告人の爲せる行爲が本條の規定に違反せることを適法に證明せる申請書の提出に依り前記裁判所は被告人に對して被告事件に係る事務の繼續又は前記の如く締結されたる契約の履行を禁止し且つ前記官吏に對して本條に違反せりと認めらるゝ行爲の繼續禁止を命ずることを得。而して同禁止命令違反行爲は裁判所構成法第十九條を以て處罰さるべし。裁判の終了後、判事は他の裁判に於けるが如く裁判所又は陪審官のなす事實決定（finding）を認むるものとす。裁判費用は裁判所の決定に從ふものとす（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第百九十七條乃至第百九十九條缺

第七章A

第二百條乃至第二百二條（一九二四年法律第六〇號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り廢止）

第二百三條乃至第二百九條缺

第八章　パロール

第二百十條　パロール局竝に其の權利と義務

パロール局は他の法律規定に從つて州立監獄に於て不定期刑に服役中の受刑者をパロール釋放に附し竝に其の時期と條件を決定すべき義務を負ふものとす。同局は又州立監獄よりパロール釋放に附されたる總ての受刑者を監督し必要なる調査をなしパロール條件違反が特別なる事情に因るや否やを判定し夫に關する處置を決定しパロール釋放者の就職に援助を與ふべき義務を負ふものとす。尙ほパロール局員は不定期刑に依つて州立監獄に收容中の受刑者に關して個人的調査をなしてパロールに附さるべき究極的適性を決定すべき義務有るものとす（一九二八年七月一日法律第四八五號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第二百十一條　パロール釋放前の記錄

不定期刑宣告受刑者は州立監獄に收容さるるを以て各受刑者に關して入監當時に於ける完全なる報告を受理し提出せしむるはパロール局の義務なりとす。該報告書には被告犯罪の完全なる記載、犯罪事情、宣告刑の種類、裁判所名、判事及び地方檢事名、保護觀察所報告謄本竝に受刑者の社會・身體・精神・精神病的條件及び履歷を包含するものとす。自己の所有し管掌する前記の報告を其の要求に應じてパロール局に提出するは裁判所書記、全保護觀察職員竝に其他專門職員の義務なり。パロール局は又當該受刑者の完全なる犯罪記錄の謄本少年裁判所の存在する場合には其の記錄をも共に受理し提出すべし。斯の如き有效なる記錄が總て收集されたるときは、其の報告はパロール局或は其の指定する職員に提出さるべし。同官等は其の時該受刑者に關して此の上の調査を必要とするや否やを判定し、必要ある場合には其の調査の內容（nature）を決定して其の作成命令を發すべし。事件處理當初に於て該調査は完成さるべく該調査所は他の報告と共に矯正局に提出されて當該受刑者のパロール條件審査に利用せらるべし（一九二八年七月一日法律第四八五號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第二百十一條a　或る不定期刑受刑者のパロール釋放

（一九一〇年法律第六六九號に依り附加、一九二六年七月一日法律第七三七號並に一九一六年法律第三五八號に依り修正、一九二八年七月一日法律第四八五號に依り廢止）。

第二百十一條b　終身不定期刑（Life sentence; when deemed indeterminate）

（一九一七年法律第四八〇號に依り附加、一九二六年九月一日法律第四九四號に依り廢止）。

第二百十二條　パロール釋放に附さるべき受刑者

不定期刑の宣告を受け州立監獄に收容せられし者にして嘗て重罪に因り州立監獄に拘禁せられざりし者當該犯罪に對して裁判所の科したる最短期間を服役したるときはパロール局の裁判（jurisdiction）を受くべし。釋放の時期はパロール局の決定に依るべし。但し最短宣告期間を服役せざる者或は服役期間一年に滿たざる者は釋放されざるべし。パロール局の決定（the action）は司法機能と見做され法律に從つて行はれたるときは覆審（reviewable）し得ざるべし（一九二八年七

月一日法律第四五八號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第二百十三條　釋放事由

何人も單に善良なる行爲或は監獄所定の義務遂行に對する報酬としてパロール釋放に附さるゝことなし。パロール局釋放受刑者を法律に違反せずして自由に社會生活を營み且つ社會の安寧を害することなしと認めたるときに限つて同人をパロール釋放に附すべし。パロール局の釋放決定を受けたる受刑者は同局の決定せる期間、條件に依り出獄を許可さるべし。但しパロール期間中釋放監獄典獄の法律的監督を受くべく同期間は宣告に指定されたる最大期間の滿了迄に及ぶべし(一九二八年七月一日法律第四五八號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第二百十四條　釋放方法

受刑者のパロール釋放は受刑者の申請(application)に依らざるべく專らパロール局の發意に依つて行はるべし。同局は受刑者又は其の代人に依るパロール釋放申請を聽許せざるべし。少くもパロール釋放に附さるべき受刑者の最短期間滿了前一月に於て同局は第二百十一條に關する總ての報告を提出せしむべし。尙ほ同局は典獄に對して各受刑者の監獄に於ける行狀、反則、懲罰と其の內容、精神的、道德的改善に對する努力の程度、社會、刑を宣告せる判事、公訴せる地方檢事、逮捕せる警察官、當該犯罪竝に過去の犯罪行爲に對する各受刑者の態度を報告せしむべし。尙ほ同局は監獄作業課長(the superintendent of prison industries)に對して各受刑者の作業成績表、一日平均作業時間、服役作業業種竝に當人の最適作業にして釋放後成功の可能性最も多き業種を報告せしむべし。パロール局には又可能なる限り各受刑者のパロール釋放前二月以內に於て作成されたる身體的、精神的、精神病學的考査報告を提出せしむべし。同局は又同局員直接の各受刑者に對する觀察及び推薦事項報告を提出せしむべく、パロール釋放前に各受刑者を同局に出頭せしめて同人の直接的觀察をなし可能なる限り典獄竝に本條に揭げられたる職員の報告と査照すべし。同局は自己の判定に於て受刑者のパロール釋放を決定すべし。何人もパロール局員の滿場一致投票に依らざればパロール釋放に附されざるべく又同局が釋放後適當なる自活職業に從事する見込少しと判斷せる受刑者は釋放されざるべし。同局員が或る原因に依り一時的に執務不可能となりたるとき同人は其の旨矯正局に具申すべし。而して矯正局長は同人の執務不可能なる期間他の職員を任命すべし「一九二八年七月一日法律四八五號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

釧路集治監を偲ぶ座談會 (二)

佐藤氏、さうでせう。確か相當な反別でした。地質と勞力と肥料の三拍子が揃つてゐたためかまことに立派な作物が出來てゐました。大根なども一尺六、七寸から二尺三、四寸もある素晴しいのがざらに出來てゐたもので値段なども今から見ればお話にならない、僅か一本一厘といふ安價で拂ひ下げてゐたものです。私の集治監に拜命した頃は水稻の植付けをして試驗してゐました。數年繰返してやつて見てゐたやうです。然し何しろひどい霜でまあ殆んど失敗でしたね。只一回だけ實のりを見たことがありましたが、その時の皆さんの喜びもお目にかけたい位でした。然し大體は失敗して役に立たなかつたと思ひますが、これは小さいことかも知れませんけれど農時研究といふところからせば當時としては見遁し得ない大きな業績だつたと私は考へてゐます。

司會者、釧路集治監の國土開發のために盡した主なる業績と申しますと、今までのお話を纏めて見ますれば樹木の伐採作業とか耕作地の開墾とか硫黃の採掘、運搬竝に精煉、道路の開鑿、といつたところですね。この外に目立つた作業としてはなかつたでせうか。

見浪平吉氏、集治監當時には私はこの土地に子供位でゐましたが、釧路川の川底を浚ふ作業なども集治監でやつてゐたものです。堤防も同樣集治監の手で構築してゐました。標茶と釧路との間の電話の架設工事などもさうだと聞いてゐますが、この他家屋の建造などは相當集治監が賴まれてやつたものですよ。

佐藤氏、さう云へば屯田兵のはいる家屋なども相當囚人が建てたのがありましたね。兎に角さつき丸田さんがお話になつたやうに土地開發の上には集治監の功績といふものは今日の道民は誰でも忘れてはならぬところだと信じます。さうしてその開拓の蔭に大きな勞苦と犧牲のあつたこともしつかりと胸におさめて置いて忘れてはならぬと存じます。囚人とは云ひながら北海道開拓の基礎を築いて私達に今日の幸福を見せてくれた恩人とも云へますから今日の追悼會の催しなどは本當に意義ある企てゞす。

丸田氏、囚人達の勞苦や犧牲の如何ばかりであつたかといふことについて先刻忘れて話しませんでしたが、こゝで又一つ附け加へさせて頂きます。あの北見道路の開鑿では囚人達の悲慘な狀況は今でも思ひ出すと胸が一杯になります。私も戒護者として派遣されて居りましたが、前にも申しましたやうに工事を早くせよといふので明松をつけて夜の十二時や一時頃までも競爭的に勞働をさせてくたくたになるまでやらしたものです。だからその過勞にもつて來てあの道の通ると

ころは全くの原始林といつた前人未踏の地を開鑿するのでしたから近くに直ぐ飲料水を得ることはまことに困難でした。毎日々々工事が進行し次第に場所が變るのですから井戸などを掘るわけにも行きませんので山の高い方からわざ〳〵下の谷間まで下りて行つて澤山の人の飲む飲み水をとらねばならぬし殊に炊事をするのには全く閉口したものです。さうかうしてゐるうちに夏になつて來るとあの時は來る日も來る日も降雨といふやうな雨續きの狀態でしたので今度は惡病が出て來て流行し出しました。全く手の施しやうがなかつたものです。それに前に云ひましたやうにこゝら邊一帶は文字通り人煙絶無の仙境でしたので、このやうなところへ十數里にも亙つて散宿してゐたから其處をお醫者さんが巡回診療をするにしても一人や二人のお醫者さんでは到底手が行きとゞかぬことは明らかなことでした。だから二三ヶ月の間に死亡者一百人以上も出した程に悲痛な狀態にあつたのです。

司會者、成程、集治監の過去帳を調べて見ますと、一日に八人も九人も死んでゐるのが見當りますが、丸田さんのお話で納得が出來ました。まあ釧路集治監があつた十有七年間に七百五十何名といふのが死亡してゐますから隨分大した數字で驚かざるを得ないやうな氣がします。只標茶の墓地に埋葬されてゐるのは四百五六十名ですが、網走の墓地にも相當葬られてゐるわけです。明治三十二年十一月十五日に建てられたといふあの墓地にある合葬碑には明治十八年より二十九年に至る死亡者三百九十三名と記されてありましたね。まあそれはそれとして佐藤さんにもつと當時のことについてお話を聞きたいと存じますが、一つ續けてくれませんか。

佐藤氏、釧路集治監に私が奉職した頃はもう施設は實に整然としてゐました。先程軍馬補充部を見せて頂きましたが、現在當時の原形を殘してゐるあの監房も殘つてゐました。當時の囚人は集治監の中に居る者だけで千二百人程でした。何せ古いことですから幾分間違つてゐることもあるでせうが、その點は御諒承願ひます。そしてその頃は集治監を北海道集治監釧路分監と申した筈です。徒刑囚、流刑囚、終身懲役と云つた受刑者のうちで、徒刑囚は一番多く、十二年から十五年刑の流刑囚なども當時二、三十人も交つて居りました。そしてその流刑囚は他の囚人とは別に待遇もよく髮もきれいに刈つてゐたし、獄衣にしても別にきれいなものを着せて入獄させ服役させないといふことになつてゐたと思ひます。勿論他の囚人は全部服役して居りました。又この流刑囚は輕い罪を被せられた者で軍人や軍屬の人が多く、主としてこの人達は上官に對して暴行を働き又は抗命したゝめに入獄させられた者が多かつたのです。ですからこれらの囚人は歩くにもよく歩調を合せ姿勢を正しくしてゐました。これがため千二百人からゐた他の囚人も習ひ覺えて實にその起居動作も良かつたものです。念のために申上ますが、囚人を內地から護送して來るのには鎖で縛つて來たのではありません。全部細引きで護送して來たものと思ひます。

懲罰も幾種類もありまして逃走者には足の兩側に二百匁から一貫目もある玉(石)をつけて歩かせ當時の典獄がこれを囚人に言渡したものです。これは重い懲罰でその他には暗室といふのもありました。これは晝夜を分たず全然光線が入らない部屋に入れておいたのです。又獨房といふのもあつてこれはまことに小さい部屋でろくに立つことも寢轉ぶことも自由に出來ないものでしたこの懲罰も苦しいに違ひないと思ひました。然しかうした囚人の中には眞面目に働く者もあるので賞表を與へられてその善行を表彰される者もありましたがこの賞表は五つまで貰へるやうでした。

それから一寸申上げて置きたいとは彼等に月一位囘の通信を許してゐたものです。然し千何百人からの囚人のうち家鄕に便りを出す者は至つて少なかつたのです。これは結局罪人として北海道に居て親族知己に便りを出すとみなに色々な想ひをさせる、これを恐れてゐたのではないかと私は色々考へましたが、もう一つ述べておきたいことはこちらに參つてゐた者はこの土地の土になるといふ覺悟であつたらしいことです。そして彼等囚人同志は非常に仲が良かつた。これがため英照皇太后が明治三十年一月におかくれになり御大葬で減刑の恩赦となつた時など、さあ恩赦で內地へ歸れる、終身懲役でもう出られないと思つてゐた者が突然歸ることが出來る、刑一等減せられて出獄させるといふことになりましたが、それでも彼等は何も喜ばないのです。それは何故かと申しますと、長年住みなれたこの土地に食を共にした友を置き自分一人がこの集治監から出て今後如何にして生活をするかといふ一種の憂ひもあつたのではないかと思ひます。それかといつて又反面に於ては嬉しい感情もあつたと思はれます。

司會者、今佐藤さんが言はれました集治監の名稱のことですが、これは私と致しましても自慢ではありませんがよく判つてゐるのです。明治十八年九月には釧路集治監と云ひ、二十年には北海道廳の管轄に移されて釧路監獄所と呼び、二十三年には又もとの釧路集治監といふやうになり、二十四年からは北海道集治監釧路分監といふことになり、名稱がいろ〳〵に變つて居ります。この二十四年には本監が樺戸に置かれ北海道集治監と呼んだのですが、空地と釧路を夫々分監とすることになつたと記憶して居ります。斯の如く英照皇太后御大葬による恩赦の渙發、明治二十四年出來て三十年に

廢監になつた網走分監、明治二十八年十勝分監の開設等歷史をくつて見ますと大變名稱なども變つて居ると思ひます。それから此處の土地の古老、田中又八さんが御出席のやうですから何か一つお話をして頂きたいと存じます。この方は明治二十年頃から青森の鄉里を出て此處に來られ、集治監の御用商人でした田中商店に勤められて主家の養嗣子となられた方で長いことこの土地に住んで居られます。先づ田中さんから當時の標茶の繁華ぶりをお話して頂きたいと思ひます。

田中又八氏、さつき丸田さんの話で集治監が出來た頃の標茶の有樣が分りましたが、成程あれでは熊の巢窟を意味する熊牛村にふさはしいわけですね。佐々木さんが標茶村より熊牛村がいゝといふのも理解出來ます。私が此處へ來た頃は礒黃景氣と集治監の餘澤で村は次から次へと日毎に發展のときでした。木の香も新しい新築の家屋があつちにもこつちにも建てられて今日は何處其處に一軒出來た、今日もあそこにといふ狀態で新興の意氣に燃えてゐたやうでした。もう戶帳役場とか郡役所とか郵便局とか公立病院、小學校といつた官公署も出來てゐました。私が來てから前にお話に出ました標茶川湯間の鐵道も開通して何とも云へない新しい氣分でみたされてゐたので、鐵道などはこゝら近在では何處でも見られなかつたのですから自然標茶に住んでみると鼻が高いといふ有樣でした。礒黃の精煉所や集治監始め次々と官公衙が出來ると人が入込む一方でそれにつれて莫大な物資が入るやうになり商業も農業も工業も急激に發達して來るし、道路交通や電話の開設などで通信運輸の便が開けると往くさ來るさの旅人も繁くなりそこで村にも純朴さが失はれていかゞわしい料亭とか遊廓とかも見えて來るといふわけでした。私が來てから出來た官廳では測候所、警察署もさうですし日本銀行の出張所や憲兵屯所などもさうでした。民間側でも燐寸の軸木工場とか製麻工場、鮭鱒の孵化場といつた產業の發達もまことに目覺しかつたのでまあ當時の標茶は釧路國內の政治經濟產業の要衝といつた狀態でありました。今考へて見ると、日清戰爭の起つたあの明治二十七年頃は標茶の全盛時代でした。戶數は四百に近く、人口は五千五百を越える程で夜などは十數軒も數ふる料亭や遊廓や旅館の赤い灯青い灯といつた無數の燈火があの標茶川の流れに碎けて橋の上などに佇んで見てゐると一つの美觀でゝもあつたものでそれに三味線や鼓や歌を唄ふ聲がさざめいて當時私達若い連中の心を浮き立たせたものです。（笑聲）本當に一種の誘惑を感じました。まあ當時のことを思ふと今昔の感に堪えないといつた感情に驅られます。それが礒黃の精煉所がなくなる集治監が網走へ移轉してしまふといふことになると何も彼も火が消えたやうな始末で標茶もどうなることかと村のために非常に心配したものです。

司會者、成程いゝことを聞くことが出來ました。當時の標茶は全く相當な都會地でございましたね。

小野キク氏、私の良人はその頃集治監の看守をして居りましたが、今日展覽に供されてゐました集治監關係の遺品中あの扇と書とは北海道集治監とかいふ本監の典獄さん石澤謹吾といふ方の筆になつたもので、これは當時石澤典獄さんがお客さんを案內して或る料亭に遊ばれた時、書いて貰つた書だといふことですし、扇に書いた文字もそんな時に書かれて亭主たんかにやつたものらしく兎に角この二つはその料亭が整理するとき私の方で手に入れたものです。

司會者、それでは釧路集治監には役人にもともと鐵道次官や商工大臣をやつた八田嘉明閣下のお父さんに當る八田哉明といふ方が明治二十五年頃から二十八年頃までこゝの分監長をされてゐたやうですし又刑務教誨史上有名な教誨師、原胤昭などといふ方も居られたやうですが、囚人の方でも長期刑囚ばかりを收容した關係で相當世間に名の聞えてゐる者もあつたことゝ存じます。大津事件の巡査、津田三藏などもこゝに收容されてゐましたね。

丸田氏、さうです。事件が事件なだけに津田をこゝへ移送するには當局も相當途中の警戒などについて注意をしたやうでした。先刻配付して下さつた集治監の年譜によりますと、明治二十四年の七月二日に此處に收監して九月二十九日には病死してゐますが、兎に角一寸の間しか生きて居なかつたと存じてゐます。なかなか神經質な男でいろ〳〵なことをもつて行つて課長さん達を惱ましてゐたやうです。病監の生活が多かつたので身體も弱つてゐたやうに見えます。遺書なんかまで書いてゐた風で縊首でもされるかと相當心配して戒護してゐたものです。そんな狀態ですから病死の原因も事件の責任を感じて舌でも噛んだ結果だらうなどと噂されてゐました。無期徒刑で顏の青白い血色のよくない三十七八歲の男だつたやうに覺えてゐます。津田も集治監の墓地に埋葬した筈です。

佐藤氏、あの日清戰爭の媾和談判に對して何か不滿があつたやうで時の淸國の特命全權として派遣されて來た彼の李鴻章を狙擊したといふ當時の壯士、小山六之助、本名は豐太郎といふのでしたが、この男も確か無期徒刑で此處へ收監されてゐました。小山は丸顏の大きな丈夫な男でした。そしてふて腐れてゐるやうでした。かうした關係で小山は始終我が儘をもては荒仕事をさせられてゐました。又時には訓戒を與へられて氣が向かなければ屁を放つてゐたなど不謹愼極まりないものでありましたが、漸次監獄の態度が判つて來るにつれておとなしくなつて

來たやうでした。

廣瀬榮佐吉氏（現標茶村長）、昭和十一年に開村五十年記念に「標茶村誌」といふものを新聞記者をしてゐる高橋虎君が編纂しましたが、この時高橋君は資料を蒐集のため上京されたさうです。その際小山氏を遇然にたづねる機會を得て御本人に會つたさうで見ず知らずの私のところまで「蘧世如夢」と書いて署名した短冊を高橋君を通じてよこしてくれました。當時七十位だつたさうで錚々として書道の教授を巢鴨でやつてゐたそうです。今頃は他界されたかどうか。子供さん達も成人されて相當成功されてゐるらしい話でした。なほ此處には義賊として名高い關口文七だの五寸釘を足に刺したまゝ逃走したといふ五寸釘吉寅古なども居たといふことですが本當ですか。

高橋兵藏氏、私は明治四十年に軍馬補充部がこの釧路集治監の跡を引繼いで創設されてからこの方ずつと軍馬補充部に御厄介になつてゐるもので當時の集治監の建物の配置なども知つてゐる關係上本日皆さんの見學に來られました時、御案内申上げたわけです。ところで今の話の五寸釘寅吉は此處に居たといふことは本當の事實でせう。といふのは一昨年この五寸釘寅吉は突然私の補充部を訪ねて來て構内の建物で當時在つたものや自分の收監されてゐる時のことなどについて話して行きました。何でも昔の獨居房になつてゐる建物は今は廐舍になつてゐるのですが、その廐舍のところへ案内して行くと、あゝ此處に俺が入れられてゐたんだ、こゝが私の監房だつたと指示してさも感慨に沈んだやうで暫く立ち去らうともしませんでした。

司會者、五寸釘寅吉のことは釧路市の馬場さんもよく御存じのやうでしたね。一つ面白い話でもありましたら知らせて下さいませんでせうか。

馬場理三郎氏、さうですか。實は私も佐藤さんと同じやうに明治二十七年の七月頃拜命して集治監の看守をして居りました。五寸釘の寅吉こともよく知つてゐます。もう小山のことは佐藤さんから詳しくお話がありましたから止めるとして五寸釘寅吉のことを少しばかり話しませう。あれの本名は西川寅吉といふのが本當です。今三重縣で餘生を送つてゐるさうですが、彼は一人で無期徒刑の外に十二年刑とか何々刑とか三つ四つも有つてゐた位ですから相當の惡徒には違ひないのです。然し人間はとても悧口な男でした。あの英照皇太后さんがおかくれになつて、減刑の恩赦に浴したときなどは本當に心から嬉しかつたのか有難かつたのか分らない位で「惡いことをしても一人前の自分だ、良いことをしても一人前のことが出來る自分だからこれからは有難いこの減刑の恩典に感じて改心する」と斷然言ひ切つて改悛を誓つたものでした。それからといふものは寅吉の言行態度が見違へるやうに良くなつて行つたもので放免の頃は賞表を受けて文字通り模範囚といふ程で監内は獨歩を許されて自由に用事をたして居りました。勿論この頃は釧路の方は廢監になつて網走へ移つてからの話です。まあ當時の集治監は重罪犯ばかりを收容してゐたのですから中には世間の話題に上つてゐた者とか小說や講談の主人公になつたり又浪花節に謳はれたといふやうな相當世の中に印象を深くしてゐる者が居つたのです。

司會者、有難うございました。馬場さんはどうして集治監に入るやうになつたのですか。當時の狀態を知る參考にもなると思ひますから一つお願ひします。

馬場氏、私はさつき申上ましたやうに明治二十七年の拜命ですが、山形縣から應募して來た者です。當時看守が募集困難と見えて肥後正彥といふ看守長の方が態々看守募集のため山形にやつて來たのです。そこで同縣人が二十一人應募して一緒に來たのですが、宮城縣の小牛田驛まで徒歩で來て此處から乘車して函館に着いたのは七夕の七月七日でした。函館から汽船で釧路港に着き更に發動機船に乘つて釧路川を遡つたものです。途中ワツコルベツといふところに上陸して其處で初めて土人の家で朝食を御馳走になりました。釧路川はその頃は沿岸に大木が鬱蒼たるものでした。漸く標茶に着いて集治監の合宿所にはいりましたが私の部屋は十五號室といふので、當時食費は一ケ月二圓三十錢位でした。教習期間は三ケ月でなか〳〵嚴格な教育を受けたものです。八分監長は先刻のお話に出ました八田哉明さんで教習生の主任教官はあの肥後看守長で原胤昭さんも教誨師として居りました。さうして明治三十四年の九月廢監となると私達も網走に轉勤となり、私は明治四十二年退職するまで網走に勤務したのです。

こゝで今日の追悼會に因んであの墓地のことについて一寸お話したいことがあります。囚人が死亡すると引取人が居ない限りあの墓地に埋葬したものですが、それが三年以上を經過すると前に土葬した者の骨を掘りおこして合葬したものです。あの墓地に殘つてゐる合葬碑もかうして建てられたのですが、この骨を掘りおこすには四五人の老人の囚人を連れて行つてやらせたものです。あの通り廣い墓地ですから土地や水の關係で骨は大抵きれいになつてゐましたが、きたないものもありました。逃走した者の骨には鎖ついてゐるものがあり繩のついてゐるのもありました。逃走者は官吏に抵抗し社會や役所に非常に迷惑をかけるし一般警戒のためにも氣の毒だが鎖や繩をつけたまゝ埋葬しなければならなかつたのです。何故あとから合葬したかと云ひますと教誨師の進言でこのやうに合葬して鄭重にしてやれば後の收容者も感激ふものは寅吉の言行態度が見違へるやうに良くなつて行つたもので放免の頃は賞表を受けて文字通り模範囚といふ程で監内は獨歩を許されて自由に用事をたして居りました。勿論この頃は釧路の方は廢監になつて網走へ移つてからの話です。まあ當時の集治監は重罪犯ばかりを收容してゐたのですから中には世間の話題に上つてゐた者とか小說や講談の主人公になつたり又浪花節に謳はれたといふやうな相當世の中に印象を深くしてゐる者が居つたのです。

司會者、有難うございました。馬場さんはどうして集治監に入るやうになつたのですか。當時の狀態を知る參考にもなると思ひますから一つお願ひします。

馬場氏、私はさつき申上ましたやうに明治二十七年の拜命ですが、山形縣から應募して來た者です。當時看守が募集困難と見えて肥後正彥といふ看守長の方が態々看守募集のため山形にやつて來たのです。そこで同縣人が二十一人應募して一緒に來たのですが、宮城縣の小牛田驛まで徒歩で來て此處から乘車して函館に着いたのは七夕の七月七日でした。函館から汽船で釧路港に着き更に發動機船に乘つて釧路川を遡つたものです。途中ワツコルベツといふところに上陸して其處で初めて土人の家で朝食を御馳走になりました。釧路川はその頃は沿岸に大木が鬱蒼たるものでした。漸く標茶に着いて集治監の合宿所にはいりましたが私の部屋は十五號室といふので、當時食費は一ケ月二圓三十錢位でした。教習期間は三ケ月でなか〳〵嚴格な教育を受けたものです。八分監長は先刻のお話に出ました八田哉明さんで教習生の主任教官はあの肥後看守長で原胤昭さんも教誨師として居りました。さうして明治三十四年の九月廢監となると私達も網走に轉勤となり、私は明治四十二年退職するまで網走に勤務したのです。

こゝで今日の追悼會に因んであの墓地のことについて一寸お話したいことがあります。囚人が死亡すると引取人が居ない限りあの墓地に埋葬したものですが、それが三年以上を經過すると前に土葬した者の骨を掘りおこして合葬したものです。あの墓地に殘つてゐる合葬碑もかうして建てられたのですが、この骨を掘りおこすには四五人の老人の囚人を連れて行つてやらせたものです。あの通り廣い墓地ですから土地や水の關係で骨は大抵きれいになつてゐましたが、きたないものもありました。逃走した者の骨には鎖ついてゐるものがあり繩のついてゐるのもありました。逃走者は官吏に抵抗し社會や役所に非常に迷惑をかけるし一般警戒のためにも氣の毒だが鎖や繩をつけたまゝ埋葬しなければならなかつたのです。何故あとから合葬したかと云ひますと教誨師の進言でこのやうに合葬して鄭重にしてやれば後の收容者も感激

して良い精神になるだらうといふ意見からださうで、典獄さんの同意を得て石碑を建て供養したものだと聞いてゐます。あの明治三十二年の十一月に建てた合葬碑の除幕式には本願寺の方からも十人位僧侶が來て讀經をしたものですし、又收容者全部を參列させ一日の休養を與へたものでした。この時は集治監で收穫した澱粉で餅を作り供物として供へたばかりでなく囚人一同に對しても食べさせましたし又その代表者に燒香をさせたやいてうに記憶してゐます。又教誨のことにつ少し申上げたいのですが、當時の教誨の基本は忠孝といふことにおかれて居りました。この忠孝の精神を根本として家庭に說き及び親兄弟姉妹のことを教へて改心せよと訓戒するのでした。教誨は毎週あつたやうです。光弘師言といふ教誨師さんなどはなか〳〵立派な方で熱もありましたし誠意のあつた教誨師さんでした。あの人が一苟も天皇陛下の御膝下に於て罪を犯しながら無事に日を暮させてもらうことはまことに恐れ多いことで有難いことだ、皆々は早く改過遷善の道に就かねばならぬぞ、どうだ、」と力強く怒鳴ると一同は肅然として千人以上の者が全く水を打つたやうに靜肅に感銘してゐたものです。從つて教誨堂などに入ると、此處は戒護を離れたところだとして號令を止め笛、呼び子で合圖をすることにしてゐました。かうして囚人達が阿彌陀樣の弟子になつた氣持で教誨堂に出入するといふ精神を涵養することに力を注いでゐたやうです。兎に角全體から見ますと、當時の囚人は今日よりも取扱ひ易いではなかつたかと思ひます。亂暴者や粗暴な荒くれ男がたくさん居りましたが、彼等は今より思想も違ひ方針も相異してゐたから彼等は使ひ用によつては取扱ひ易かつたやうに感じます。今の囚人は何となく率直でないやうに思へて嫌な氣がします。そこへ行くと、あの頃の囚人はあつさりした氣立ての者が多くそれで義理堅かつたし又節を曲げないので吾々役人も時に感服することが尠くなかつたのです。

司會者、當時の行刑についていろ〳〵とためになることをお話して下さいまして有難う存じます。まだこの席上に當時役人をしてゐた小田藏治さんが居られますが、何かお話して下さいませんか。お願ひ申します。

小田藏治氏、もう大分お話したいと思つてゐることは他の方々からなされてしまつたので私の分は大して面白いやうなことはないこと、思ひます。前の馬場さんや佐藤さんは年少者として拜命されたのですからまだ六十五、六歲でせうが、私は慶應元年生れですからもう七十五になりました。私の本籍地は越後の高田ですが、明治二十三年に屯田兵に志願して隣の太田村へ來たのです。さうして二十七年の十月頃この集治監に奉職すること

になつたわけです。それから釧路の方が廢監となるやうになつて馬場さんなんかと一緒に網走の方へ勤務替へといふことになりました。私は日淸、日露の兩役に召集になりましたが、前の場合は戰地に行かぬ內に媾和といふことになり途中で解除になりました。然し後のときは戰地へ行つて彈丸の下をくゞり、遂に左肩のところから貫通銃創を受け療養歸還を命ぜられ、一旦看守に復職しましたが、病氣のため明治三十九年辭職したのです。

先刻教誨の話が出ましたが、私が看守拜命した頃はキリスト教で教誨が行はれてゐました。そのうち本監の大井上典獄がやめられて間もなく佛教の方に變つたのでした。日本の國柄には耶蘇教は向かないばかりでなく囚人そのものの素養が低いから從來永く日本化した佛教の方が教誨にもよいだらうといふ新らしい典獄さんの意見でもあつたやうです。自分としては信仰や教誨といふことを離れて學問や書籍を讀むといふ點で耶蘇の方が幾らか便宜がよかつたやうに思つてゐました。それから英照皇太后さんの御崩御のときの減刑前はまあ千二、三百人の囚人が居たやうでした。そこへ此の減刑の恩赦令が出ると、無期刑の者が一人も居らなくなつて皆有期刑の者ばかりになり、他面釋放する者が多くなつてまあ釋放前に一應移送先の宮城とか東京とか三池などの內地の集治監に送り返したもので、殘りは僅か七百人位に減員して急に淋しくなつたわけです。これが北海道から集治監の消えるやうになる原因にもなつたのですが、兎も角囚人にとつてはこの宏大無邊な減刑の恩典は非常な喜びと感激を與へたことには違ひなかつたので或ります。これが今盛んに行はれてゐる免放免囚なんかは終身刑が一等減せられることになつて「晴れてうれしきみとせの春」と歌つて出て行つたものも見られました。その恩典を與へられたのは明治三十年の一月だつたからでせう。

司會者　なか〳〵の俳人もはいつてゐたものですね。それにしても此の恩赦令の渙發は如何に囚人達殊に集治監に收容されてゐるやうな長期刑の下に服してゐる人々に大きな感激と希望とを與へたことでせう。小田さんのお話でその間の事情もよく分りました。英照皇太后御大葬の際に於ける御恩典のあつた當時、何とか云はれる人がこちらで請負師をして居られ、この人は作業の關係で集治監とも取引きがあり從つて囚人の氣持もよく飲み込んで居られた關係から、俄かに釋放されることになつて岐路に迷つてゐた囚人を五、六人も引取り正業に就かしめたり或は土着させたといふ話を耳にして居ります。これが今盛んに行はれてゐる免囚保護、司法保護の濫觴ではないかと思はれます。この點色々と參考になることが可成りあると思ひますので又田中さんに御存じの點のみで宜しいのですからお願ひ致します。

田中氏　私は皆さん達とは全然違ひこの集治監との關係は方角違ひで賣る商賣の方で御座いまして當時は全くの鼻たれ小僧でした。ですから聞き覺えてゐるとだけをお話することに致したいと存じます。私が集治監に出入りしてゐた頃は先刻丸田さんが言はれましたやうに勤めてゐた人は鹿兒島の人が多かつた。さうして話をしても朝鮮人と話をするやうに何が何だかさつぱり判らない、ドスコとかガッチクとか云はれても私には全く判らないのです。そのうちに太田村からも看守になる人が來るやうになりましたが、鹿兒島の人は辯こそ判らないが支拂ひは實によかつたものです。鹿兒島、仙臺、東京それから太田村といふ順に看守さんが居りましたが、仙臺の人が多く來るやうになつてからは商人は手を擧げたものです。（大笑）さつきも少しばかり申上げておきましたが、當時標茶市街には料理屋や飲食店が十二、三軒もあり、多い家には女が十二、三人も居つたものでなかなか繁華な土地でした。その頃標茶から釧路へ下つても汽笛の音を聞くことが出來なかつたもので標茶の方は釧路を拔いてゐる有樣でした。當時、標茶の學校や病院は集治監の構内である土壘の中にあつたものですが、集治監が網走へ引揚げるやうになつてからは兒童もぐつと減つたので、市街側へ引渡すことになり囚人を使役して新校舍の材料を揃へたものです。ところが新築する頃になりますと、もう精煉所も集治監もなくなつた後ですから村は急に疲弊して建てられなくなり二、三年も材料を雨ざらしにして積んで居つたものです。かうしてゐるうちに學校は雨が降れば漏れ仕方なくなつて漸く建てたもので、今日これだけの學校になつたのは三回目の改增築を閱してゐるわけです。それから先程集治監墓地で追善供養を營みました時、當時集治監書記をして居られて物故された兼平友太郎さんのお墓にも詣でましたが、あの兼平さんは青森縣の弘前の人で非常な手腕家だつたと聞いてゐます。何故この人に石碑が建てられたかと云ふと、あの人の書いた書物であれば何處へ出しても二度と手直し（訂正）する必要が全然なく、爲に非常に惜しい人だといふので役所の方でわざ〳〵あの石碑を建てたものださうです。

それから英照皇太后さんの御大葬のときの恩赦に浴し減刑された囚人が放免されることになり、先程司會者の山田さんが言はれましたやうにいざ出獄となると迷つてゐる者も拂くなかつたのでこれを見て同情した伊藤重明さんと云はれる人が二十二名から二十三名だと思ふ恩赦出獄者を雇ふことゝし函館の商人と枕木を契約したものです。この伊藤さんは前に集治監の工場を建築するとき請負はれた方でやはり集治監とは深い關係はあつたのです。ところで枕木はとることはとつたが、日清戰爭の餘波を受けて解約となり雇はれた者の中四、五人は正業に就きましたが、他は散りぢりばら〳〵となつて伊藤さんはこの集治監が引揚げるのと同時に網走へ移つてしまつたのです。それから伊藤さんのうちも不幸がつゞきみな死になされたとか末子の修といふ人だけが居られるとも聞いて居ます。

司會者、それから集治監が廢監になると、その建物や道具はどうなつたものでせうか。

高橋氏、明治四十年軍馬補充部が此處を引繼ぐ時に私も居りましたが、建物は殆んどその儘殘つてゐたやうに記憶してゐます。あの教誨堂なんかもまとに立派なものでした。これらの建物のうち軍馬補充部として仕事に必要なものは改造したり、位置を移したりして廐舍や倉庫にして居ります。使用する必要のないものは、その後永い年月の間に取りこわしてストーブなどに焚いてしまつたのです。今にして見れば皆さんから勿體ないとお叱りを受けることでせうが。

田中氏、集治監の色々な備品や工場で使つた器具器械といつたものゝうち不要のものは隨分たくさん拂ひ下げたものです。相當商人などもあります。一山で幾らとか一倉庫で幾らとか大まかに見積つて賣出したものです。

見浪氏、あの俱樂部の建物は釧路の何とかといふ人が買つたのですが、私はそれをほごして社や板の建築用材を後に組んで川で釧路まで屆けたものです。今でも釧路川の川口に誰のものになつてゐますか今でも倉庫のやうなものに使はれて殘つてゐるやうです。

馬場氏、建物の話をすればあの典獄さんの住んでゐた官舍も司法省があの頃釧路の方へ移したもので、今の釧路の裁判所の次席檢事が住つてゐる官舍はその一部です。それから當時二棟四個建の官舍も裁判所の方へ持つて來て官舍として建てゝゐましたが、腐蝕して駄目になつたと見えて今は建て替へられ何も殘存してゐません。集治監が廢監ときまると、囚人をば次々と陸路で途中泊りながら網走まで護送したものです。大して事故もなく無事山田さんなんかと一緒にこの護送の任務を果したときはほつとしてやれやれと胸を撫で下したものでした。

丸田氏、うむ、陸路で行つたものは普通の囚人でした。特別の者、病人とか亂暴者とかその外一寸手におへない危險な要視察者とかは六十名ばかり殘つてゐました。これらの囚人は船で釧路川を運び、釧路港から網走へ送つたものです。何でも六日ばかりかゝつたやうに覺えてゐます。私はこの方の護送係にされて彼等に附添つて來たものです。汽船が根室の沖合に來て碇泊すると、食物のとからお醫者さんの態度が氣に合はないとかで暴動を企てようとしたのです。船員たちはどうしようかとびく〳〵ものでした。何でも後になつてから聞いた話ですが、彼等は標茶で船に乘るとき皆大きな古釘を包藏して持つて來たさうでこの時その古釘でやつつけやうと決心してゐたといふことでした。幸ひ私は護送主任の看守

刑政第53巻第11号
矯正図書館

長に許しを得てその中に飛び込んで行つて首謀者四五名を說得したものです。彼等は割合單純なもので梅干や何かを汽船のコックさんから貰つてやつて納得させ兎に角鎭靜するが出來ました。一時はどうなることかと、なか〳〵大變でしたが、事なく網走に送ることが出來たので分監長からもお賞めをいたゞいたものです。

司會者、四十年も前のことですからなか〳〵今日とは變つた想像もつかないろ〳〵なことがあつたものですね。田中さんの話では當時囚徒も今のやうに同情されるやうな事が少い折柄にも拘らず伊藤重明さんのやうな方があつて篤い情けを下さつたさうですが、唯々吾々は感服する外ありません。このやうな方の態度は將來に於ける免囚保護事業にも良い糧となるなることゝ思ひます。さて大分時間も過ぎたやうですからこの邊で一應切上げようかと存じますが、本日は古老の方々からまことに貴重な意義深いお話の數々を拜聽することが出來て吾々刑政の道に携る後進の者ばかりでなく、本道開發といふ見地から見れば三百萬道民のひとしく心すべき多くのものを示唆して頂いたのでことに〳〵感謝感激の外ありません。眞に私共は孤立的に個々的に切り離された姿に於てこの世に在るのではありませぬ。長い〳〵歷史的所産であり、從つて私達の生活は常に私達の父祖の世代にまで遡つて反省的であり、自覺的でなければならぬのであります。其處に若い世代の者は古い世代の先人古老に教へを請ふて、その連鎖の中に自分の地位を發見し、さうして自分の身分乃至は生活の限界とふいものを知り得るわけでありまして、こゝに自足の境涯にも達し得るのではないかと思はれます。この座談會によつて私共は釧路集治監の全貌を知り得たばかりでなく、その中に收容されゐた千幾百といふ囚徒の生活と運命とを思ひ更に彼等が眞の日本人として其の命を賭けて國土開發に盡した勞苦と犧牲とさうして今日の北海道の文化を築き上ぐるに至つたところの基礎を建設した其の功績の多くのものに想到して深い同情の念と嚴肅な冒し難い感銘に浸らざるを得ないのであります。まことに吾々は彼等囚人の罪を憎むもその人を憎むことが出來ない氣持を今日の此の日、私はこの座談會によつて、しみ〴〵と教へられました。どうか皆さんに於かれましても此の點御諒承願ひまして社會の斯樣な日蔭者を心から抱擁し善導し激勵してやつて頂きたいものと思ひます。斯樣に致しまして私達は大東亞建設のために眞の强國日本を築き上げて行くことに皆んな一束となつて御奉公致し度いものと考へます。まことにおこがましいことを申上げまして申譯もない次第ですが、御許しを願ひ度う存じます。皆さんにはお疲れのところ各古老の方々と共に御參會下さいまして有意義裡にこの座談會を終了致しますことを心から感謝する次第であります。今日のお集りの皆さんに於かせられては何卒今後とも御自重御自愛致され將來開かんとする二回三回のこの座談會の席にも御出席下さる樣心からお願ひして居ります。長々とどうも有難うございました。

（完）

實務質疑應答

○減刑に關する件

（問）火災保險契約の保險金騙取の目的を以つて居宅に放火し依つて保險金を騙取せる犯罪が放火に付陪審裁判となり、放火罪と詐欺罪とに別個に刑の言渡しありて二刑を有する場合、この詐欺罪の刑は減刑すべきか。

（答）減刑すべきであると思料する。

減刑令第六條ニ

併合罪ニ付併合シテ一個ノ刑ノ言渡アリタル場合ニ於テ其ノ併合罪中前條ニ揭クル罪アリタルトキハ減刑ヲ爲サス

前條ニ揭ケサル罪名ニ觸ルル行爲ニシテ同時ニ前條ニ揭クル罪名ニ觸ルルトキ又ハ前條ニ揭クル罪ノ手段若ハ結果タルトキ亦同シ

とあつて、保險金詐取目的の放火事件は多くの場合一個の刑の言渡を以つてなされるが普通でこの刑につき減刑せられないのは極めて明瞭であるが、本件の如く分離して裁判ありたるときは、

（一）一個の刑の言渡ありたる場合は減刑せられないのに、何等かの事情によつて分離して各別に言渡されたが故に詐欺罪の刑に對して減刑しなければならぬとするは不當ではないか。

（二）減刑令第七條に手段結果の關係にある卽ち牽連犯に對しては、其の中に減刑すべからざる罪ありたる場合は減刑を爲さない。保險金詐取目的の放火事件の如きは放火と詐欺が互に手段結果の關係にたつこと典型的の事例なるが故に、假令別個に裁判されても双方共減刑すべきでない。

と言ふ消極說が生ずるかも知れない。然し

第一に減刑令第六條は第一項第二項共に一個の刑の言渡ありたる場合の規定である。二個以上の刑の言渡ありたる場合は自ら別であつて、本來別個罪である以上、二個以上の刑の言渡があれば、その各々につき考へねばならぬは當然であり、（參照昭和三年十一月刑事局長回答刑事第九四六二號）若しその結果が不當の樣に思はれるならば、現行刑法の併合罪の處令についての主義を考へて見よう。放火と詐欺の各罪に對する刑を定めて之を併科する主義をとらぬ限り强ち不當の結果を來すとは言へないことになる。

第二に牽連してゐるからとの理由に對しては、それは事實の問題であつて、かゝる場合に裁判所に於て放火と詐欺とが牽連

刑政第53巻第11号
矯正図書館

犯として處斷せられてゐるかどうかは別である。所謂保險金詐取の放火事件の如きは明らかに放火と詐欺の牽連犯なりとする學說も有力に存在するであらう。然し裁判所は之を認めない。本件は併合罪として處斷せられてゐるのである。而も本件の如く放火の點につき陪審にふされたるを以つて分離せられて裁判せられたその點を顧みても併合罪として取扱はれてゐる證據であらう。

何故ならば併合罪なればこそ分離せられたのであつて若し牽連犯だとするならばそれが分離せられて裁判される場合と言ふものが想像出來ないからである。

故に本件に於ける詐欺の罪は放火の罪と併合罪の關係に立つものであるが、偶々分離せられて各別に刑の言渡があつた場合であるから當然詐欺の罪に對する刑は滅刑されねばならぬ。

（小穴鍾藏）

○接見並書類の授受禁止決定の効力に關する件

（問）接見並書類授受禁止中の被告人にして期間を定めたる勾留執行停止の決定により釋放し其の後檢事の勾留再始の指揮により身柄を再び收容したる場合、前の禁止決定の効力は存續するや。

（答）本問に付ては積極、消極二說あり。

有權的解釋としては昭和十五年九月行丙第一七三九號行刑局長通牒あり積極說を採つてゐるが、接見並書類授受の禁止は勾留せられたる被告人たることを前提としてなされる處分ではあるが其の効力に付ては必ずしも勾留の効力に附隨するものではない。故に假令一時的にも（又効力の停止であらうと）其の前提條件たる勾留の事實を缺くに至つた場合には該禁止決定の取消なき場合と雖、釋放と同時に當然禁止の効力は消滅するものと消極的に解する方が理論的に整然としてゐる樣に思はれる。

併し實際上、本問の如く期間を定めて勾留執行停止の決定をなす場合は保釋、責付及一般の勾留執行停止の場合と異り未だ外部との交通を制限するの必要は尙存續するを通例とするものであるから强制處分の趣旨並裁判所の意思より觀て積極說を採る方が事實には合致するものである。前記通牒は恐らく後者の立場より便宜的解釋を下したものと考へる。

（赤塚　孝）

第六回高級刑務官練習所入所式

第六回高級刑務官練習所入所式は十月十一日午前十一時半から刑務協會第二講堂に於て擧行、金澤練習所長、森山保護課長、芥川衞生官、安達書記官、小川事務官、並に吉田、谷内、伊江、河邊の各刑務所長、大原齋藤の兩刑務協會主事、鈴木囑託出席、國歌齊唱、宮城遙拜、默禱を行つた後、金澤所長より次の如き訓示があり、正午閉式した。

本日茲に第六回看守長實務練習生各位の入所せらるゝに當り、練習所長として所懷の一端を開陳するの機會を得ましたことは私の欣幸とするところであります。

各位は數多い全國刑務官中最も有爲な人材として簡拔せられた方々でありますから、今日の時局の認識については今更茲に喋々する必要もないと存じますが、過日日獨伊の三國同盟成立に際し、近衞首相が述べられた如く、今や我國は有史以來の大國難に直面し、尙且その前途には民族の運命を賭すべき重大問題が橫つてゐるのであります。この非常の秋に當つて我國は朝野擧つて一億一心、大政翼贊の新體制を確立して、以て時艱を克服し、光明の一路を踏み拓かんと努めてゐるのであります。

我行刑界に於ても、この實情に卽應する適切な措置につき當局は種々工夫考慮してゐる次第でありますが、新體制行刑を擔は「先づ人から」の問題が第一であります。この意味に於て行刑第一線の幹部各位を拔擢參召して茲に練習所を開設致しましたことは誠に意義深いものが存するのであります。そして又各位のその練習實績に對してはわれ〳〵は勿論行刑界全體が刮目して待つところ大なるものがあるわけでありますから、各位に於かれましても、久しきに亙つて中絕せられてゐた當練習所が特に昨年より再開せらるゝに至つた事情が以上のやうな喫緊の要請に基いてゐる點を克く領得せられ、本日からの各位の勉勵自體が卽ち大政翼贊の一端に副ひ奉る所以であることを十分自覺していたゞきたいのであります。當練習期間は種々の理由から可なり短いものになりましたが練習實績の成否については必ずしも時間の長短が問題となるのではなく、一に各位の心構へ如何にかゝるのでありまするし又當練習所は單に廣汎な學科習得を目的としたものではなく、所謂學行一致、知行一致の修練を目ざしてゐるのでありますから、各位は學問の研鑽は勿論のことながら相互の切磋琢磨により人格の鍛鍊、教養の向上に努められ、以て明日の新體制行刑を擔ひ、克く部下竝に收容者を指導、薰化する行刑第一線幹部としての實踐力練成に向つて自ら積極的に邁進するの決意をこの入所當日に於て誓つていたゞきたいのであります。

終りに臨み御多忙中にも拘らず態々御臨席の榮を賜はりました來賓の方々に深く御禮を申上げる次第であります。

刑政第53巻第11号
矯正図書館



刑務所便り

合葬之碑修築並追弔會

福岡刑務所

福岡市抱之濱に於ける當所々屬墓地は、明治四十三年三月第二回合葬の行はれし以來、三十九體の埋葬あり、墓標も既に腐朽せるを以て、今回、人工壹百六十餘人を費して、之を合葬し、合計五百一名の爲めに、新に「合葬之碑」を修築し、四圍を清掃して剞らすに木柵を以てし、全く面目を一新せしめ、八月十五日、碑前に盂蘭盆會を嚴修して、幹部一同と共に一級受刑者六十四名を參拜せしむ。而して更に九月二十三日、秋季皇靈祭の日、毎年の例に依り、當所教誨堂に於て、在所中死亡者の追弔法要を營み、市内五ヶ寺住職の讀經後、福岡教區管掌青山秀雄師の有益なる講話を請ひ、一同深く感銘したり。

札幌對旭川野球大會

札幌刑務所

秋陽漸く高く爽涼の風また仲秋の野に溢れ渡る昭和十五年十月六日午後零時五十分！

紀元二千六百年記念行事として、本支所職員相互間の親睦と體位の向上を企圖し、旭川市立中學校グランドに於て本支刑務所對抗野球試合の幕が切つて落された。

札幌軍は、さきに控訴院と札幌市立病院等を鎧袖一觸したる餘勢を以て、また旭川軍は土地の官廳チームを撫で斬りにした精鋭なれば、この遠來の好敵手を打ち取らんと兩軍此處を先途と闘ひ、應援團の聲援また同一回と物凄さを加へ、眞に手に汗するを思はせた。

熱戰はいよ〳〵白熱化し正に六回の裏に入らんとした時、何たる秋天の惡戲ぞ！突如北海特有の颶風捲き起り、激雨を呼び、遂に

（先攻）旭川 0 1 1 3 0 2 — 7
札幌 0 1 2 2 3 — — 8 A

の戰績にて試合中止を餘儀なくせられた。時に午後二時四十分。

收容者身心鍛練運動會

網走刑務所

中秋とはいへど、オホーツク海上より吹き來る風の肌寒さに、早や多の到來近きを思はす昭和十五年九月十五日、網走刑務所に於て收容者の心身鍛練のため、運動會を開催した。

午前八時に遙拜所前に全職員收容者整列、國旗揭揚、君が代合唱、宮城遙拜、出征軍人並に戰沒將兵へ夫々感謝と追悼の默禱を捧げた後、「長期戰下銃後國民として恥ぢない心身を作れ」と力强き泉所長の訓示を受け、既に意氣衝天の一同は必勝の意氣も力强く愛國行進曲を合唱して、競技場へと繰込んだ。

競技場に當てられた炊場前廣場には、鮮かに數條の白線が引かれ萬國旗に調和しの一技會氣分をいやが上にも醸立てる。

やがて號砲一發、二百米競走より競技は開始され次々と繰擴げられる。熱戰に見る者も走る者も眞に混然一體、笑と緊張の中に時の經つのも忘れた當日の呼物たる綱引競走を以て、無事プログラムを終了、つづいて優勝旗の授與があつて最後に所長の發聲にて

天皇陛下の萬歲を三唱し和氣藹々裡に閉幕した。

某地泊込所殉難者追悼會

網走刑務所

某地泊込所の工事が始まつてから、二年有四月さしもの大工事も漸く完成の日が近いて來た、昭和十五年九月二十三日秋彼岸會の中日を卜し、同泊込所工事中犧牲となつた三名の收容者のため、同泊込所に於て莊嚴な追悼會が營まれた。

顧れば彼等三名は共に本工事の爲めに選ばれて、內地の刑務所からこの北陬不便の地にまで移送されたのであつて、深からず不便を感じ作業從事者の苦勞は想像に餘る處であつた。未だ工事完成の喜びの日を待たず不幸不時の災厄に遇つて遂に本工事の人柱となつて逝つたのは洵に憫諒の情に堪へない次第である。

今佛前には新しい白木の三基の位牌が安置され工事關係者から贈られた、心を込めた供物が堆かく盛られ香煙は縷々として立ち昇り當原野一帶に咲きつゞく、黃や紫や紅の色取り取りの秋の草花も手向けられてゐる、此の秋の草花をば彼等は生前幾度か美しく眺め如何に愛してゐたことであつたらうか、一入哀愁の情をそゝる。

構外作業の新體制

宮城刑務所

當所に於ける構外作業は國策に卽して、職員受刑者協力一致營々として稼行されてゐるが、右は當所一受刑者の感想錄、その眞摯なる意氣と熱意を買ふべく此處に登載す。

構外作業の新體制

起床ラッパに床を蹴つた、毎日御世話になつてゐる擔當さんが例の笑顏の中に侵せない威嚴を湛えて、もう私共の洗面やら朝食の指圖をされてゐる。見ると擔當さんは左腕にとても見事な櫻の印のついた腕章をされてゐる。「アレッ」と思つて副擔當さんを見ると是も亦同じ樣だが輪廓の線だけが稍々細い腕章をされてゐる。「ハ、ア なる程分隊長と副分隊長だナ」と、一目にしてわかつた。今日から我が作業事務所は新體制下に置かれ名稱も作業部隊と改稱されるのだ。「氣を附

け」朝霧込めた大地にしみ渡る聲だ。「是より隊旗授與式を擧行致します」看守長さんが宣された。「國旗掲揚」我等收容者代表の手で吹きならすラッパと共にスル〳〵と國旗が揚る。「中隊旗授與」いと嚴肅に所長殿より第一中隊長及第二中隊長に中隊旗を順次に授與せられる。見れば白地に赤い櫻花の紋に旭日を中心に配し横に黒線太く一本あるは「一中隊」二本のは「二中隊旗」だ。實に立派な圖案だ。

續いて部隊長殿より各小隊長に小隊旗を分隊長に分隊旗を一々授與せられ、又吾々收容中より班長、副班長、室長、副室長を指名され之にも各腕章を授與せられた。矢張り赤い櫻花の紋がついて居る。自分の分隊の班長は實際仕事の良く出來る、そして工事について色々と指圖をする、それは實に偉い奴だ。

「今や我が帝國は大東亞の盟主として……收容者諸子は心を茲に致し、戮力協心以て本事業の完成を期すべし」訓示は終つた。私共はホッとして息をのんだ一入緊張せざるを得ない。

「部隊長告示」日やけしたあの顏、そして一つ釜の飯を喰ひ一つ屋根の下に眠り、唯一すじに作業の完成を期し私共のならび居る者も私と同じ感激に打たれてみるのだらう寂として聲もない。

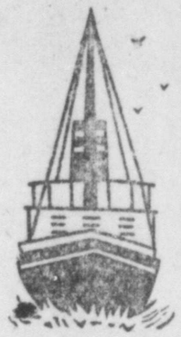
やがて吾等の代表が式臺の前へ進んだ所長殿が嚴然と式臺の上に立たれた。

「本日茲に光輝ある隊旗を授與せらる、私共の感激之に過ぎたるはなし……滅私奉公戮力協心以つて本工事の完成を誓ふ」力強く結んだ。その通りだ。どんなに苦しからふが誰が不平を言はふ、身はつながるゝとも我等も陛下の赤子だそして日本人だ、私共の此の努力によつてやがて生るゝ新東亞の礎をきづき得るならば、私共は身を粉にしても御奉公申上げねばならぬ。

收容者獻納牽引自動貨車命名式

九月二十三日海軍經理學校に於て、收容者獻納の牽引自動貨車を筆頭に、輕裝甲車、內火艇等八十六點には夫々裝飾が施され、海軍大臣代理松木少將以下の諸星將兵、獻納各代表者等の參列の下に、海軍々樂隊の莊重なる國歌吹奏によつて式は開かれ、一同起立新鋭器を注目の裡に神官の修祓あり、更に降神獻饌と靜肅に次第し滿場咳一つない。間もなく齋主廣小路靖國神社禰宜は朗々と祝辭を捧げる。

次に海軍大臣代理の嚴かな命名、大臣代理以下各獻納代表者、命名式委員長等の順位に依つて夫々玉串奉奠が行はれたが、吾が全國收容者諸君の代表者として府中刑務所長吉田律氏亦收容者の心をこめての奉奠をせられた。收容者の赤誠必ずや神に通ずるであらう。



海外異聞錄

◇フランスの高等法院と敗戰の直接責任者

去る七月佛國政府はダラディエ元首相、レイノー前首相及びガムラン前國軍總監の三氏を敗戰の直接責任者として逮捕監禁處分に付したが、更にリヨンに新設された「高等法院」は戰爭責任者としてレイノー前首相を除く兩名に有罪の判決を下した。七月三十一日ペタン首相はこの高等法院の設置を認可すると共に、フランスを敗北に導いた責任者たる元大臣竝に軍人の裁判權を賦與した。一八七五年の佛憲法はその必要に應じて上院に高等法院設置を認め、その管轄範圍を規定してゐるが、新法令はこの裁判權をすべて新「高等法院」に賦與、同時に高等法院に關する憲法の條項を全廢した。また八月六日の法令によつて、高等法院はドイツに宣戰布告をなすよう國內に働きかけるために一般國民乃至新聞社が外國から金錢を受けた事實の有無を調査することをも命じたのである。

かくて、レイノー前首相はペタン元帥の降伏宣言前にすでにヴイシーの近傍で逮捕され、開戰當時の首相ダラディエは同時にマルセイユで監禁、前海相カンバンキ、前文相デルボス等も相當以前から行動の自由は剝奪されてゐるといはれ、早くよりマレキスの監獄に投ぜられてゐた前內相マンデルの如きはロンドンのド・ゴール政權に投合せんとして飛行機で出發しようとしたところを捕へられたといはれている。

◇拘留の「分割拂」と獨逸

ドイツでは拘留の「分割拂」が許されることゝなつた。卽ちドイツ司法省の發表によれば、今後短期の拘留乃至禁錮を言渡された者に對してはいまゝでのやうに裁判確定の日より起算して刑期の濟むまで繼續的に刑に服さなくても、日曜日以外は從來の職務につき、刑の濟むまで每週末のみ、卽ち土曜日の午後三時から月曜日の午前六時まで獄窓で過させようといふのであつて、人手不足の折から勞働力を最大限度まで活用しようといふ思ひつきである。

◇フランス人が書いた大豫言書と獨逸の勝利

ドイツがフランスを打破ると豫言した佛人の書「ウルリツヒ皇帝の不思議な勝利」は、當時獨佛國交を阻害するといふ理由で發禁になつてゐたが、フランスの降服後ナチス親衞隊機關紙「ダス・シワルツ・コルプ」の編輯長グンター・ダルケンは、この本書のウルリツヒ皇帝はまがひなくヒトラー總統であることを發見し、作者トマセツトこそはナチズムの新たなる豫言者であると述べたので、豫言書は七年目にやうやく陽の目を見、獨佛人の興味を集めてゐる。

此の豫言書の内容はベルシファンの精神的後裔である清廉なる支配者ウルリツヒは、戰爭においてフランスを打破り、腐敗せるゴール人の支配より民衆を解放し、アルサス・ローレヌ、シヤンパーニユ、ブルガンヂーを「神聖（ドイツ）帝國の直接の保護」下におく、イタリアは南東フランス諸州を「保護指導」する役割を任される。ピレネー山脈の兩側にゐるバスク族及びカタラン族は合一されて獨立し、フランダース及び北部フランス諸州には「ネーデルランド大聯合王國」が建設される。かくて「皇帝の領土と平和は前後的に確保され」ウルリツヒは大ドイツを東方に對する防壁として、眼を大西洋の彼方「マンモン（金權）帝國アメリカ」に轉ずる、といふのである。

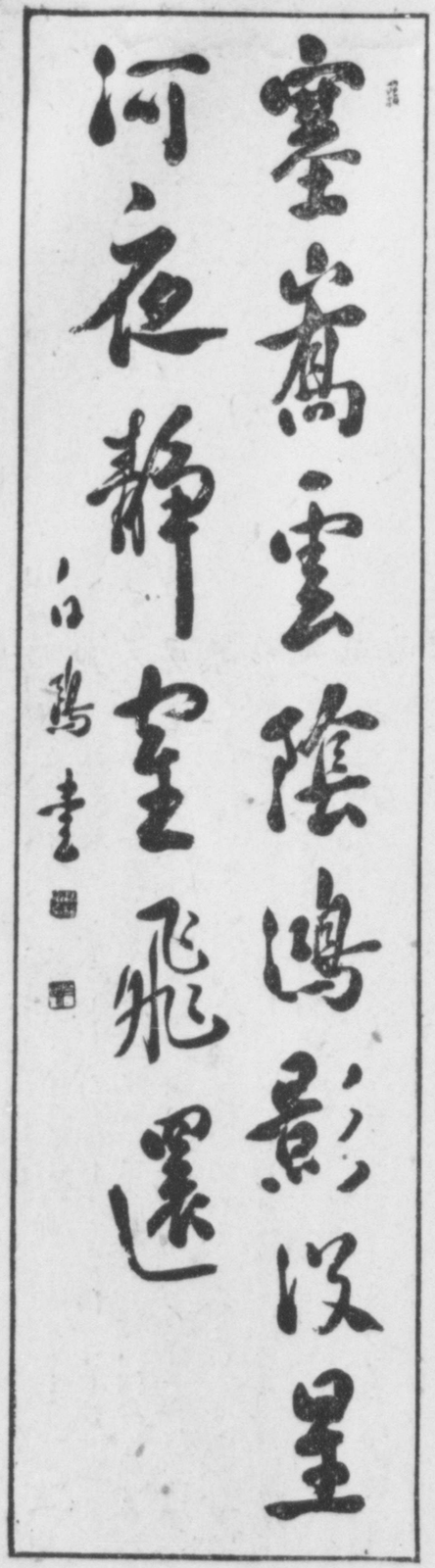
然して、この本の著者は七年ほど前東部フランスのサンヂルで葡萄園を經營してゐたヨハネス・トマセットといふ人で、彼は暇な時に詩をつくるのが道樂だつたが、大のドイツひゐきでフランス的なのは大嫌ひ、大きな屋敷の中で腐敗したゴール人（フランス人）を打ち破り王國を建設したそのかみのブルガンヂアの騎士達を夢みてゐた。ところが一九三三年の或日、この葡萄つくりの詩人は幻覺を觀て、これに基づいて「ウルリツヒ皇帝の不思議な勝利」と題する本を書いて自費出版をしたが、フランスはもとよりドイツにおいても、獨佛國家を阻害する理由で、これを發禁處分としたのであつた。だがトマセットは相變らず夢想をつゞけ、一昨年、獨墺併合成るや、自分の夢が實現しはじめたと喜び、昨年九月の第二次大戰勃發以來の出來事に欣喜雀躍たる有樣だつたところへ、禁止本の復活といふ大きな喜びが與へられたわけである。

◇上海ガチヤンコの親分捕はる

「片手の泥棒機械」といはれ、南京路からジヨツフル街一帶の遊び場に備へつけられてゐる「ガチヤンコ」を上海に輸入し一時に巨萬の富を獲得してゐる「ガチヤンコの親分」こと米人ジヤック・ライレは過般靜安寺路にあるアメリカン・マリン・クラブで米本國から派遣されたピーターソン檢察官に逮捕された。彼は本國で賭博罪外十七件の罪を犯して上海に逃避してゐたもので、米國法令で五年の懲役に値するの罪狀となり右保釋金は二萬五千米ドルで、法幣では實に四十六萬ドルに値する。

◇豪華結婚式に罰金のお布令

わが占領下において新海南島建設の途にある海口の結婚新體制によれば、結納金最高百五十圓と決定、違反者は十圓以上五百圓以下の罰金に處すとのお布令が出た。これは皇軍の治下にあつて安居樂業が出來るやうになつたから安く結婚して、大いに「產めよ殖やせよ」と奬勵するといふのである。從來海南島における結婚制度は人身賣買の弊風があつて身の代金と稱して高いものは數千圓、安くて數百圓といはれ、貧困な靑年は一生結婚費用稼ぎに苦しみ、假に借金して結婚したとしても一生そのため債鬼に追はれてみじめな生涯を送らねばならぬ狀態であつたのを、今度海口市政府が舊來の陋習を打破する結婚新體制規定九ヶ條を制定したものである。



書道の變遷（三〇）

黃庭堅

黃庭堅、字は魯直、洪洲分寧の人である。進士に擧げられ、熙寧の初國子監留守と爲る。哲宗召して校書郎と爲す、徽宗位に卽き吏部員外郎に起す。草書を善くし、楷法亦自ら一家を成して居る。自ら山谷道人と號す。

黃山谷は、蘇東坡と共に宋代に於て詩書雙絕と稱せられた大家であるに拘らずその書の世に傳はるものは頗る罕で、その刻石せられたものゝ如きも、百に一眞なしとまで言はれてゐる。

黃山谷の、尺牘は、筆法端謹整美で黃山谷の書としての特異の神彩は或は窺ひ得られないかも知れないが、詩を揮毫せられたものは、如何にも山谷ばりの筆である。この山谷ばりの書法は本邦人の書風にも少なからず影響し、北島雪山、龜井昭陽等の如きは、全く山谷の書風を學んだものらしい。

黃山谷はよく大字を書されてゐる。緊密ではあるがなか〳〵暢達なところもある書風で、別に書の線の味を出そうとか努めて變化の妙を現すとかいふ作意的な何ものもなく山谷そのものが自然の中に

表現されてゐる書風で、後世の書家と呼ばるゝ人々もかなり山谷を學んだものと思ふ。併しこの山谷ばりの大字の行書には、明の沈石田や、文徵明あたりの僞筆されたものが頗る多いともいはれてゐる。

この僞筆のことであるが、支那人はよく古人の有名な書風を慕つて、別にその筆を僞筆として製作して一もうけするといふ氣持でなく、自分の樂しみに古人の書をそつくり謄書し又落款までチヤント古人の名を書いて獨りで悦に入り樂しみとする習慣があるとのことである。もしそんな氣持で古人の氣分になりすましそれれになりの筆力のある人が書されたものとするとその書には僞筆を爲すといふ邪念がないから後世その書が古人の書として人間に出た場合全く眞僞を區別するに困難を來すことゝなるわけである。前の沈石田や文徵明なども、もしそんな氣持で書かれたものが山谷の書として今日殘つてゐるとすれば、餘程氣を付けねばならぬと思ふ。

山谷は最初周越に書を學び、二十幾年かは俗を脱することは出來なかつたといはれてゐる、後に焦山の瘞鶴銘（エイカクメイ）を得て之を學ぶに及び、始めて晉人用筆の法を悟り俗を脱することが出來たと自ら云つて居るが仍ち瘞鶴銘を王羲之筆だと確信してのことかどうかは判然とせぬが、瘞鶴銘は王右軍の筆でないことは勿論で、山谷の書も亦瘞鶴銘を學んだものとはどう見ても受けとれない。

しかしながら唐より以前の書に着用した點は買つてやらねばなるまい。

吾人は山谷の書風をよく見るに、奇崛、剛枚の筆は唐人徐浩あたりから出て居るものゝやうに思はるゝのである。

明の張丑は黃山谷を賞して曰くに、精采煥發、結構人を動かす、拙處に於てその奇を見ると譽めてゐる。

大中祥符五年壬子に生まれ、天聖年中進士に擧げられ、西京留守推官となり、中外に歷任し、端明殿學士に至る。

治平二年乙巳二月杭州知府に貶せられ二年丁未の歲卒す。年五十有六。南宋の乾道年間諡して忠惠といふ。蔡襄の著書として著名なものには茶錄、荔枝譜及び蔡忠惠公集がある。

蔡襄の書風は、吾人の見るところ部眞卿あたりより來て居るものと思はれる。大楷はことにその感を深くする。

（寫眞揭載は黃山谷書、金剛經である）

蔡　襄

蔡襄、字は君謨、福建仙遊の人である

第十一回競書募集

一、課題、十月號揭載の課題手本揮毫のこと一人一枚。

一、隨意、臨書、自運何れにても可一人一枚。

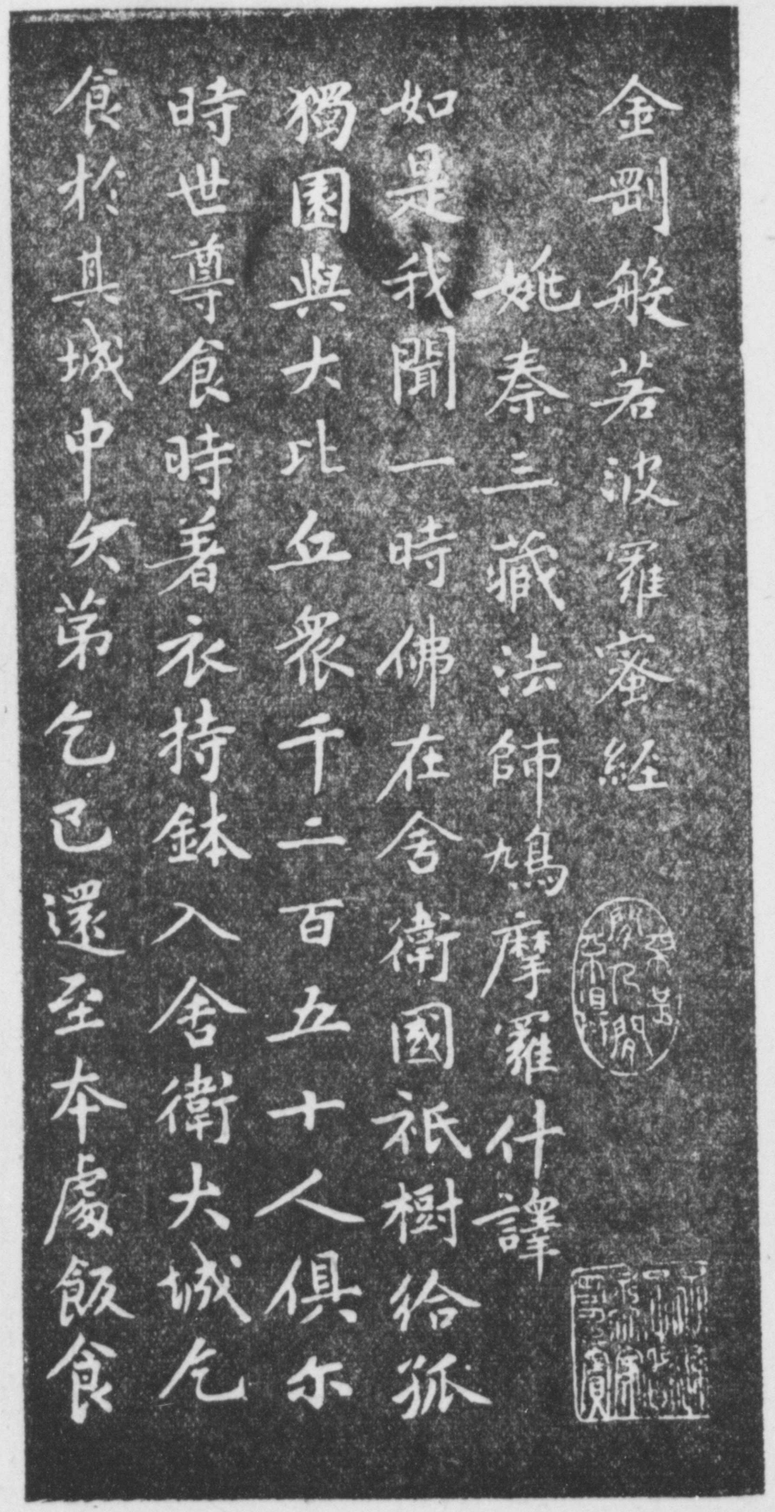
一條幅、小畫仙戴大、書體隨意一人一枚

一、送先、東京市品川區西品川三ノ八二一番地
高橋白鷗先生宛送付のこと。

一、締切、十一月五日

一、發表、十二月號本欄。

一、注意、級位あるものは級位、所屬氏名、雅號を明記せる小紙片を貼付すること新に應募するものは級位を新とすること。



條幅

寒嶠雲陰鴻影沒。
星河夜靜鶴飛還。

刑政第53巻第11号
矯正図書館

選歌しつつ（三十七）

古今集の話（10）

大翼

しかしながら、斯くの如き行きかたは嚴正に評するならば一種の遊戯に過ぎない。語調の上の滑かさはあつても、讀む人の心を搏つて來る內容の眞實さはない。時代がかやうなところに長く低徊してゐたのは、それだけ古今集官拜の夢がつづいたからであつた。「夜や更けぬらむ袖の露けき」といつて見ても、哀切なる別離の情を感ずる前に、そこには徒らに誇張の心、感情を虛假に弄んだ態度の浮薄さを知るばかりである。

毎月募集

刑政歌壇

當季雜詠　締切　毎月五日限
用紙ハガキ一葉三首

臼井大翼選

一　岐阜　梶田草民

思はずも息をぞのめり日獨伊の同盟條約成るてふ記事に

○

擱強きこの子責めつつ淋しかり幼き頃はわれもかかりき

二　樺太　佐竹綠坡

ひさし打つ時雨の音に從軍の吾子を思ひてしばし眠らず

○

三　松江　田尻久美緒

鱗雲ひろがる秋の空高く黍の穗丈はのびたわみけり

○

佳作

名古屋　高島明峰

巡囘の服じつとりと汗ばみてあかとき萩の風をすがしむ

○

名古屋　水野勿忘草

初夏の夜の月あきらけき光にて靜かにゆらぐ濱名湖のみづ

○

小田原　白河英龍

村爭議解けて戻れば月の夜の葉枯れの匂ひ仄かに流らふ

○

名古屋　兼平義郎

かくの如く冷靜眞摯に本集の作品を批判するならば、あはれ歌道の寶典といはれたものも、その實われわれの鑑賞に堪へ得ないものが多い。これ迄に述べたやうに本集獨特の幾つかの性格を數へることは出來ても、眞實なる感動の上に立脚する詩歌本來の基礎といふ觀點からするならば、全二十卷の作品を通じてこれを千古に傳ふるに足る歌といつてはいくつもないのである。謂はゞ作者が才にまかせて歌といふものをあそんでしまつたのである。しかもその遊びざまに才の利いたものほどが好しとされたのであるから、歌の風尙が加速度を以て萬葉集の蒼古質實を遠ざかり、奇矯にして輕浮なるものとなつたのである。

驛頭に歸還の兵を迎ふれば戰死せる弟瞼にあらたなり

○

海州　黑岩重治

唯一輪殘りて咲けば朝露に哀れとぞ思ふ朝顏の花

○

新義州　泰賢郎

いささかの戰功もなくて歸還せる我は先祖に如何に申さむ

○

青森　一

ゆゑなくて定期昇給にもれたるをいかるこゝろはうすらぐともせず

○

宮城　志賀宮童

野地藏の赤い涎かけにかまきりが鎌を立てゝゐる靜かなる晝

○

小田原　白河英龍

水禽の群れ立つ桑の畑うらに銀河わたせり光り冷えつつ

○

青森　奈良健藏

高らかに笑ふて見しが心ほぐれず雲の流をわれは見守りぬ

○

札幌　來生忠次

顏洗ふ水屋のはりの戶のまへに菊咲ける朝のこゝちよきかな

○

札幌　對馬海洋

國策の職にも今は慣れそめて新こめにほゝ笑む子等のいとしさ

○

咸興　岡元藤良

向日葵の小枝は更に枝をもち小さく咲きてつゝ秋たけにけり

○

滋賀　鈴木輝香

昔の立木の影さへ美しくうつれる秋の石山の月

○

浦和　齋藤義雄

つぐなひのあゆみも強し背の汗と土打つ鍬に秋陽輝よう

七句鑑賞

花蓑

默りゐる人のいかめし秋の風

靜枝

無口の人を俗に「むつつり屋」と言ひます、何か怒つてゐるのかと思ふ程にむつかしい顏をして居りますがさういふ人は多くは直情徑行で人にへつらふといふやうなことの出來ない性質の人です、然しつき合つてみると案外情に脆く親切心の深い人であつたりするものです、この句の主人公もさういふ人のやうに思はれます、一寸會つたところでは餘り物を言はず、いかめしい顏をしてゐますが人間の苦惱を舐め盡した悟りの色がその相に現はれて、秋風を透して羅漢尊者のやうな尊嚴が感じられたことでありませう。

羅や派手に流れぬ身嗜

土晉

羅を着るにも派手に流れぬやうに身嗜をするといふのであつて女性の床しい心構が見えます、奢侈を戒むる法令さへ出てゐる戰時下の今日です、銃後の女性としてその位のことは當然心掛くべきことであり乍ら街頭に札を突きつけられて人の指彈を受くる女性すらあります、さういふ不心得の女性に對して警告を與へる意味に就てもこの句は役立ちます、つい餘計なことを言つて了ひましたけれどもこの句を味ふ上には勿論そんなことを考へる必要はありません。

派手に流れぬ身嗜——それは羅ばかりではありません、それに伴ふいろ〳〵の裝身具のやうなものもありませう、それ等の凡ての物の上にその人の心使ひが見て人の目にもその人の教養、趣味そしてその奥床しい人柄を察することが出來るのであります。

納豆のカビの香ほのか雨降れり

公圭

雨が降つたりすると納豆に黴の浮くやうなこともあるが然しそれを厭はしく思ふのでもなく、納豆の仄かな黴の香が一種の風味を持つて感じられたのでありませう、風雅の心は物に親しみを持つ心です、納豆の黴の香に風味を感ずる心は物に親しみを持つ風雅の心と言つていゝでせう。

慰むる言葉もなくて野菊つむ

榮

女同士の仲よしのお友達でありませう、二人連れ立つて郊外に出て遊んでゐるのでありますが、その一人のお友達に何か不仕合せな出來ごとがあつてそれを思ふと何と言つて慰めてよいか胸に迫るものがあるのですけれども口に出しては言はれず、それとなく氣を紛らすやうに野菊など摘んでゐるといふのであります。

明月の疊を掃いてとのゐかな

楓峰

「明月の疊」とつゞいてゐるので疊の上

兄歸還紫苑青々と星をさす　名古屋　いばら

いのちまつたき兄にまみえぬ颱風下　同

あか〳〵と秋蠶飼ふ家の竈火燃ゆ　同

芭蕉垂るゝ陵みちの夕燒けぬ　同　壽美

紫苑咲き人遠くより來りつぐ　同

紫苑昏れ歸還の兄のゆあみながし　同

鰋蝶星の紫苑にねむるあり　同

贅の蜂蠟鄕鐵のあぎともつ　同　栗本豐齊

雁來紅病みほほけたる囚あはれ　同

獄庭に玉簾のみ咲きみだれ　同

風邪熱に窓外の木々くわつと照る　同

向日葵に幼なの瞳ふかく澄む　同

垂れし穗をあげて引きけり畦の豆　函館　船山船風

ふる里の裏山にあるなつめの木　同

毎月募集　刑政俳壇

題當季隨意　締切毎月五日限　用紙官私製葉書

選　花蓑

驛の上葡萄山なり汽車の窓　同

滅切りと蚤蚊のへりし彼岸かな　同

月見草とつぶり暮れて咲き揃ふ　松江　川津天水

とつぷりと暮れて明るき月見草　同

青々としてスコールのあと一と時の風青し　同

書院の灯秋の夜更けて澄みにけり　同

稻妻や稻はほつ〳〵穗をはらむ　飯田　市川紅東

かへり見て芒の土堤の横たはる　同

うぶすなの鳥居に映えて靑藥火　諫早　副島雅石

八代路の蔭田まざ〳〵と颱風禍　同

摘み殘る煙草に花のところ〴〵　同

高張の提灯暗き月見寺　滋賀　西村幸吉

雲出でし月に勾欄光りけり　同

鹿ヶ谷ひそと町あり草紅葉　同

赤とんぼこゝらあたりは古戰場　松江　芦しぐれ

刑務所の壁に鷄頭の影並び　同

湖の面のゆたかに秋の雲の影　同

秋雲の四海を統べり航しづか　小田原　白河英龍

わが書房祖父母の像と多の菊　同

染め上げし毛糸を干して棗もぐ　富山　栃木越人

ガスタンク蜻蛉の群れの流れけり　同

行く秋や遠山々に雪かゝり　大津　鈴木暉香

に月の清光のさしわたつてゐることが分ります、又「疊を掃いて」とあるので塵一つ止めない疊の上にあり〳〵と清淨な月のさしわたつてゐる光景が眼に浮んで來ます、さうして獨り靜かにとのゐをしてゐるといふのであります。いろ〳〵の月見の雅宴が他所では催されることでありませうが作者にはさうした樂しみを樂しむよりも寧ろとのゐの月を見て心靜かにあることに興味を覺えたことでありませう。

夕かげを引いて見事や鹿の角　巴湖

牝鹿が夕かげを引いて佇つてゐる、夕影を引いてと言つた爲に逞しい牡鹿の姿が地上にくつきり映つてゐることが分ります、殊にその鹿の角の影が六尺もあらうかと思はるゝ程に長く映つて如何にも立派な角であることが讃嘆せらるゝのであります、見事やが卽ちその讃嘆の心持を現はしてゐます。

ゆるやかな水に灯の影月の影　高嶺

一筋の川が流れてゐる、ゆるやかな流れである、河畔の家の灯影が洩れて水の上に注いでゐる、空には月がかゝつてゐて水の面を照らしてゐる、その灯の影と月の影の明るさの中にゆるやかな流れがあり〳〵と見えてゐるといふのであります。周圍の物を一切抹殺して叙すべきものが精細に叙されてあります。

灯火を一つ增しけり秋の暮　高知　堅田常吉

秋暑しされども威儀を正し立つ　同

はかどらぬ護岸工事や秋出水　同

行き歸り公園通る紫苑かな　姫路　富山ちから

霧晴れし汀を歩く秋鴉　富山　あきを

萩刈つて夕日さし入る書院かな　松江　蒲生無風

岩壁に流燈消えて漂へる　高松　いしろ

無花果の多き村里鳥渡る　富山　久美子

粟餅を搗いて祝ふや明治節　横濱　内堀龍男

われのみに茶房はひろし夜の秋　神戸　和田櫻枝

虫の音に誘はれ心琴を彈く　大津　鈴木輝香

短日のネオン街より灯りけり　大阪　山田柚仙子

横たへし大擂鉢やとろゝ汁　同　比騎

長き夜を子なくて老ゆる夫婦かな　横濱　先崎寧芳

雨毎に減りてゆくなり蟬の聲　滋賀　深田五角

水運ぶもんぺ部隊や秋櫻　福岡　宗霞舟

雁來紅獄園の午後雨しとゞ　名古屋　兼平黄昏子

女郎花供へてありし觀世音　佐賀　十都枝

秋深む狂へる囚の瞳の哀れ　大阪　山田微粒子

咲き殘る花に飛び交ふ白き蝶　朝鮮　黒岩重治

蚌も鳴かずなりたる霜夜かな　青森　奈良健藏

栗はぜて落つる日和や鵙高音　小田原　大木舟波

武藏野は尾花に暮れて虫しぐれ　浦和　齊藤義雄

敍任辭令

九月二十四日

願免四級　支所長看守長　坂口喜曾市（八代支所長兼熊本）

同　七〇　看守長　佐山正義（宮城）

同　羽田野直（熊本）

十月三日

任敎誨師（久留米少）一〇級　名古屋敎誨師　荒木勝美

府中　敎誨師　兒玉義蘊（網走）

網走　同　園井義雄（久留米少）

死亡三級　支所長看守長　伊藤勝重（御嵩）

御嵩支所長　看守長　宮川良市（滋賀）

十月五日

願免六級　看守長　南　清城（福井支）

十月九日

宮城　保健技師　高田龜吉（宇都宮）

岡山　同　吹田有規也（大阪）

十月十一日

長崎　作業技師　前田靜雄（府中兼浦和支）

府中　同　平田穣（靜岡）

十月十五日

免本職豐多摩　少年所長兼典獄補　寺光忠（川越少）

川越少年所長　所長心得兼典獄補　武子喜久治（宇都宮）

宇都宮所長　典獄　佐藤備六郎（横濱）

十月十六日

橫濱兼鳥取支　看守長　喜島直市（鳥取支）

十月二十三日

肇長崎　看守長　馬場敬藏（浦上支）

任看守長（熊本）九級　看守長　上島清（東拘）

同（富山支）八級　同　元田尙文（同）

八王子少　看守長　前坂源三郎（富山支）

熊本　同　夏目善太郎（神戸）

神戸　同　島田誠吾（名拘）

名拘　同　遠藤勝三郎（名古屋）

名古屋　同　清水重光（浦和支）

浦和支　同　井上惣三郎（盛岡少）

免本職盛岡少　支所長看守長　齋藤良介（小樽支）

小樽支所長　看守長　佐々木友三郎（網走）

任看守長（網走）九級　刑務協會書記　中河原喬

同（宮城）同　看守　吉川弘（豐多摩）

同（靜岡）五三　同　阿部正博（東拘）

同（沖繩）九級　同　田羅間巖（高松）

同（福井支）八級　同　福平眞（名古屋）

同（鳥取支）九級　同　小川清則（福岡）

滋賀六七　看守長　山内永七（府中）

府中　同　津川駿吉（靜岡）

敍任辭令

昭和十五年九月中入出監並月末在監人員 （△ハ減）

Prison Population during the Month of September, 1940.

		越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者		37,479	4,112	3,991	37,600	37,479	44,111	121	△ 6,511
被疑者		251	1,266	1,284	233	251	361	△ 18	△ 128
刑事被告人		4,065	3,036	2,813	4,288	4,065	3,990	223	298
勞役場留置者		169	225	208	186	169	226	17	△ 40
乳兒		4	2	3	3	4	7	△ 1	△ 4
總計	男	41,248	8,451	8,099	41,600	41,248	47,929	352	△ 6,329
	女	720	190	200	710	720	766	△ 10	△ 56
	計	41,968	8,641	8,299	42,310	41,968	48,695	342	△ 6,385

備考　受刑者現員中朝鮮人 男 1,913 女 11 人ヲ含ム

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名	性別	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國	男	22	—	1	—	23
	女	2	—	—	—	2
滿洲國	男	1	—	15	—	16
英吉利	男	—	—	2	—	2
總計	男	23	—	18	—	41
	女	2	—	—	—	2

々作業原簿ニ依リ整理相成度候

◇作業別食量表中種目追加ノ件依命通牒

（司法省　行甲第一〇一六號
行刑局　昭和十五年九月五日）

收容者食糧給與手續第二號作業別食量表中刑務所傭夫ノ欄ニ左記ノ通種目追加相成候條御了知相成度候

記

業名	種目	細目	食量
刑務所傭夫	計算夫		五等
	圖書夫		五等

◇計算夫並圖書夫常置人員設定ノ件

（司法省　行甲第一〇一五號
行刑局　昭和十五年九月六日）

標記ノ件ニ關シテハ曩ニ刑務作業ノ進展竝其後累進處遇令ノ施行ニ伴ヒ著シク行刑事務激增シ多數ノ事務員配置ヲ必要トセルモ豫算ノ關係上已ムヲ得ス受刑者ヲ撰擇シ作業其他ノ事務補助ニ當ラシメ居候處監督指導ノ適正周到ナル爲各所共何等弊害ナク其成績極メテ良好ナルモ右經理夫ノ人工整理ニ付テハ掃除夫運搬夫等ノ名義ヲ以テ日課表ヲ整理セラルヽ等各所區々ト相成居ル實狀ニ有之候ニ付今回計算夫並圖書夫ノ作業種目ヲ追加致候ニ付將來左記標準ニ依リ御取計相成度候

記

計算夫ノ常置人員ハ左ノ各項ニ依ル

前年度作業生產高

五萬圓迄	二人
十萬圓迄	三人
二十五萬圓迄	四人
五十萬圓迄	五人
七十五萬圓迄	六人
百萬圓迄	七人

百萬圓以上ハ三十萬圓ヲ加フル毎ニ一人ヲ增置ス但シ右標準人員ハ各課ノ事務補助ヲ含ム

圖書夫ノ常置人員ハ左ノ各項ニ依ル

收容者百人以上五百人迄	一人
同　千人迄	二人
同　千五百人迄	三人
同　二千人迄	四人

二千人以上ハ五百人ヲ加フル毎ニ一人ヲ增置スルコトヲ得

◇刑務共濟組合ノ事務執行ニ要スル費用支出方ノ件

（司法省　行甲第一〇二三號
行刑局　昭和十五年九月六日）

標記ノ件左記ニ依リ御處理相成度候

記

一、組合ノ事務執行ニ要スル印刷費、筆紙墨文具、通信費等ハ事務費相當科目ヨリ支出スルコト

一、郵便振替貯金ヲ利用スル場合ノ諸用紙（拂込書用紙、拂出書用紙等）代金竝ニ口座振替及現金拂ニ要スル料金ノ類ニ限リ組合金ヨリ支出スルコト

◇刑務共濟組合員掛金ヲ支所ヨリ本所へ郵便振替貯金ニ依リ送付スル場合所要ノ通常拂込料金負擔方ニ關スル件

（司法省　行甲第一〇一七號
行刑局　昭和十五年九月六日）

刑務支所ニ於テ徵收シタル刑務共濟組合掛金ヲ本所ノ郵便振替貯金加入口座ヘ拂込ヲ爲ス場合所要ノ通常拂込料金ハ刑務支所ニ於テ郵便振替貯金加入口座ノ開設ナキ事情ニ鑑ミ便宜本所ノ加入口座ヨリ控除徵收セラルル樣之カ取扱方ヲ一定致度ニ付テハ左記事項御配意相成度候

記

一、豫メ左ノ請求書ヲ郵便振替貯金課宛提出シ其ノ承認ヲ受クルコト

通常拂込料金加入者負擔承認請求書

一、口座番號　「何々」　何　番

一、加入者氏名　何々刑務所內刑務共濟組合

右承認相成度別紙拂込書用紙見本（又ハ加負拂込書用紙請求書）相添ヘ請求候也

昭和　年　月　日　何々刑務所內刑務共濟組合
代表者所長　氏名　印

何々振替貯金課　御中

二、右ニ基キ刑務支所ヨリノ送金ニハ「通常拂込料金加入者負擔」ノ表示アル拂込書用紙ヲ用フルコト

◇刑務共濟組合ノ死亡給與金給與ニ關スル件

（司法省　行甲第一〇三二號
行刑局　昭和十五年九月十一日）

標記ノ件ニ關シ宮崎刑務所長ヨリ別紙甲號ノ照會ニ對シ乙號ノ通回答致置候條御了知相成度候

（甲號）

（昭和十五年八月三十日
宮崎刑務所長問合）

刑務共濟組合規則第十三條ノ父母トハ養父母モ包含スルモノト思料候モ爲念御指示相仰度及上申候

（乙號）

（昭和十五年九月十一日
行刑局長回答
行丙第一七一〇號）

客月三十日附標記ノ件御照會相成候處右ハ死亡ノ當時組合員ニ於テ現ニ扶養シ居タル者ナルトキハ貴見ノ通養父母ヲモ包含スル義ト御了知相成度候

◇刑務共濟組合ノ分娩給與金並學資補助金給與施行期日等ニ關スル件

（司法省　行甲第一〇四八號
行刑局　昭和十五年九月十四日）

標記ノ件ニ關シテハ刑務共濟組合規則附則第一項ニ依リ處理相成ルコト、思料候ヘ共今般當局ニ到達セル支出證憑書ヲ精査スルニ一部刑務所ニ在リテハ誤テ之ヲ給與シ居ル等遺憾ノ點有之候條之ガ取扱ニ付テハ向後一層御留意ノ上此際左記ノ通御處理相成樣致度候

記

一、刑務共濟組合規則第十七條及第十八條ニ該當ノ給與金ハ同附則第一項ニ基キ司法大臣ヨリ施行期日ニ關シ何分ノ訓令アル

刑政第53巻第11号
矯正図書館

迄ハ之ヲ給與セザルコト

一、誤テ給與シタル場合ニ於テハ速ニ戻入ノ手續ヲ爲スコト

◇刑務共濟組合ノ委囑醫師ニ協力ヲ求ムル醫療方針並組合員ニ對スル指示事項等ニ關スル件依命通牒

（司法省行刑局　行甲一五〇八號　昭和十五年九月十八日）

刑務共濟組合ノ目的ハ組合員ニ對シ各種ノ共濟ヲ行フニ在ルモ限リ有ル資金ニ依リ共濟ノ實ヲ擧グルニハ勢ヒ醫療ニ付一定ノ方針ヲ定ムルト共ニ其ノ給與金ノ給與ニ關シテモ亦相當ノ制限ヲ加フルコト已ムヲ得ザル義ト思料セラレ候間標記ノ件ニ關シテハ刑務共濟組合規則及同事務取扱規程ニ據ルノ外別紙方針ニ準據シ之ガ施行ニ當リテハ委囑醫師（保健技師、技手、囑託醫並昭和十五年七月三十一日行甲第八三五號通牒ニ依リ協定シタル醫師ヲ謂フ）ニ對シ篤ト諒解ヲ求メ置カルルハ勿論組合員ニ對シテモ克ク其ノ趣旨ヲ熟知セシメラルル、等萬遺憾無キヲ期セラレ度候

甲　委囑醫師ニ協力ヲ求ムル醫療方針

本組合員ニ對スル醫療ハ醫學上一般ニ其ノ眞價ヲ認メラレタルモノナルコトヲ要シ研究ノ目的ヲ以テ之ヲ爲スベカラザルハ勿論患者ニ對シテハ努メテ懇切ヲ旨トシ且療養上必要ト認ムル事項ハ可成詳細ニ說示スベキモノトス然レドモ醫療ハ必要ノ範圍ニ於テ之ヲ爲シ程度ヲ超ユルガ如キコト無キ樣留意スルコト

第一　診斷

一　診察

診察ハ組合員ノ勤務ノ性質ヲ顧慮シテ爲スコト但シ往診ハ緊急ノ場合其ノ他特ニ必要アリト認メタル場合ニ限ルコト

二　診斷上行フ各種檢査ノ標準

化學的定性檢査及顯微鏡的檢査ハ必要ニ應ジ之ヲ爲シ細菌學的血清學的、又ハ「レントゲン」檢査ハ診斷上特ニ必要アリト認メタル場合ニ限ルコト

檢査ヲ行フ必要アリト認メラル、場合ハ概ネ左ノ如シ

（一）化學的定性檢査

糖尿病又ハ腎臟疾患診斷ノ爲尿ノ檢査ヲ爲ス場合

（二）顯微鏡的檢査

イ　肺結核又ハ喉頭結核ノ診斷ノ爲喀痰ノ檢査ヲ爲ス場合

ロ　腎臟疾患又ハ膀胱疾患ノ診斷ノ爲尿ノ沈渣ノ檢査ヲ爲ス場合

ハ　消化器疾患又ハ寄生蟲病ノ診斷ノ爲糞便檢査ヲ爲ス場合

（三）細菌學的檢査

傳染病ノ診斷ノ爲培養檢査ヲ爲ス場合

（四）血清學的檢査

腸チフス、パラチブス及黴毒又ハ原因不明ノ疾病ノ診斷ノ爲血液檢査ヲ爲スノ必要アル場合

（五）「レントゲン」檢査

骨折、脫臼、異物、內臟器ノ腫瘍及肺結核又ハ其ノ他ノ疾病ニシテ診斷上特ニ必要ト認メラル、場合

第二　投藥

一　投藥ハ必要ノ程度ニ於テ爲スコト

（一）內科的疾患ニ對スル投藥ハ慢性病タルト將又急性病タルトニ拘ラズ治療上數劑ヲ投與スル必要アリト認メラル、場合ハ數劑ヲ投與シ一劑ヲ以テ足ル場合ニ於テハ數劑ヲ投與セザルコト

（二）內科的疾患以外ノ疾患ニ對シテモ內服藥ヲ投與スル必要アリト認メラル、場合ニ於テハ投與スルコト

（三）外用藥ノ投與ハ普通一病一劑トスルヲ原則トスルモ必要ト認メラル、場合ニ於テハ數劑ヲ投與スルコト

二　治療上必要アリト認メラル、藥品ハ必ズ配劑スルコト

三　投藥量ハ疾病又ハ傷痍ノ輕重ニ因リ一定シ難キモ概ネ左記標準ニ據ルコト

（一）內服藥ハ普通一回ニ二日分ヲ限度トシテ投與スルコト

（二）外用藥ハ普通一回ニ五日分ヲ限度トシテ投與スルコト

（三）特殊ノ事情ニ依リ必要アリト認メタル場合ハ適當量ヲ投與スルコト

（四）投藥ハ必要ナル診察ヲ爲サズシテ濫ニ反復セザルコト

第三　注射

一　注射ハ必要アリト認メタル場合ニ於テ爲シ其ノ注射藥ハ必要量ヲ用ユルコト

二　內服藥又ハ外用藥ヲ以テ治療可能ト認メタル場合ニ於テハ注射ヲ爲サザルコト

三　皮下注射又ハ筋肉注射ヲ以テ治療可能ト認メタル場合ニ於テハ靜脈注射ヲ爲サザルコト

第四　手術及處置

一　手術ハ必要ニ應ジ爲スコト

一回ノ手術及處置科ハ原則トシテ二十圓以下ナルコトヲ要スルモ患者ノ爲特ニ必要アリト認ムル場合ニ於テハ其ノ事情ヲ所長ニ通知シ意見ヲ求ムルコト

蓄膿症、鼻中隔彎曲症、肥厚性鼻炎、扁桃線肥大症及子宮內膜炎ニ對スル手術ハ特ニ必要アリト認メタル場合ニ限ルコト

二　外科的處置又ハ綳帶交換ハ必要ノ程度ニ於テ爲スコト

三　小外傷ハ通常ノ場合ニ於テハ外用藥ノ投與又ハ單ニ患部處置ノミヲ爲シ「マツサージ」其ノ他ノ理學的療法ハ特ニ必要アリト認メタル場合ニ限ルコト

四　洗眼及淋疾ニ對スル尿道洗滌ハ普通一日一回ヲ標準ト爲スコト

第五　理學的療法

理學的療法ハ投藥處置又ハ手術ニ依リ治療ノ效果ヲ收ムルコト難ク且其ノ療法ヲ最モ適切ナリト認メタル場合ニ限ルコト

第六　特殊療法並新藥新製劑及特殊藥ノ使用

特殊療法又ハ新藥、新製劑若ハ特殊藥ノ使用ハ醫學上一般ニ其ノ價値ヲ認メラレタルモノ、外爲サザルコト

第七　入院

一　組合員ニシテ病院ニ於テ治療ヲ爲スノ必要アリト認ムル者ニ限リ之ヲ入院セシムルコト

入院料ハ其ノ病院ニ於ケル下級ノモノタルコトヲ要スルモ

設備其ノ他ノ事情ニ依リ已ムヲ得ズ下級ヲ超ユル入院料ヲ要スルノ餘儀ナキ場合ハ其ノ事情ヲ所長ニ通知シ意見ヲ求ムルコト

二入院治療ノ必要アル場合ハ概ネ左ノ標準ニ據ルコト

(一)急性腸管閉塞等ニテ開腹術ノ必要アル場合

其ノ他自宅ニテ施ス能ハザル外科手術ノ必要アル場合

(二)疾病又ハ傷病ノ程度入院セシムルニ非ザレバ醫療上甚シキ支障ヲ生ズル虞アル場合但シ肺結核、腎臟炎其ノ他慢性疾患等ノ如キモノニアリテハ入院セシメザルヲ原則トスルモ特殊事情ニ依リ入院加療ノ必要アリト認メタルトキハ其ノ旨所長ニ通知シ意見ヲ求ムルコト

(三)腸チフス、赤痢其ノ他法定傳染病ニ罹リ充分ナル隔離治療ヲ施スコト能ハザル場合但シ傳染病患者トシテ國又ハ公共團體ノ負擔ニ於テ傳染病院又ハ隔離病舍其ノ他ノ場所ニ收容セラルヽトキハ此ノ限ニ在ラザルコト

組合員ニ對シ指示スル事項

乙

第一

一般注意

一組合員診察ヲ受ケントスルトキハ緊急ノ場合及重症其ノ他已ムヲ得ザル事情有ル場合ヲ除クノ外必ズ所屬課長又ハ主任若ハ之ニ代ル監督者ニ届出デ其ノ承認ヲ受ケタル後爲スコト

二組合員ハ醫療共濟ノ趣旨ヲ體シ必要ノ程度ヲ超エタル醫療ヲ請求スルガ如キコト無キハ勿論藥品又ハ治療材料等ヲ濫費セザル樣留意スルコト

第二　醫療給與金給與期間

一醫療給與金ノ給與ハ同一ノ疾病又ハ傷痍及之ニ起因シタル疾病ニ付其ノ診療開始ノ日ヨリ起算シ百八十日ヲ經過シタルトキハ爲サヾルコト

二氣管支喘息等ノ如キ不定期的ニ發作ヲ起ス疾病ニ付テハ其ノ一發作毎ニ一疾病トシテ取扱フコト

三醫師ニ依リ病名ヲ異ニシタル場合ト雖疾病自體ガ同一ナル場合ニ於テハ當然同一疾病トシテ取扱フコト

四一旦治癒シタル後ニ於テ醫學的通念ニ依リ相當ト認ムベキ期間ヲ經過シ再ビ前回ノ疾病ト同一病名ノ疾病ニ罹サレタル場合ハ之ヲ別個ノ疾病トシテ取扱フコト

五治療中恣ニ病名ヲ變更シ又ハ未ダ治癒ニ至ラザルニ全治ヲ裝ヒ再發ノ形式ニ移シテ更ニ醫療ヲ開始スルガ如キ情弊ニ陷ラザル樣留意スルコト

第三　醫療給與金ノ給與ヲ爲サヾル場合

一組合規則第十一條各號ニ該當スル醫療費及諸費用

二賣藥治療費及賣藥類ノ購入費

三同一疾病ニ付二人以上ノ醫師ノ治療ヲ受ケタル場合ニ於ケル主治醫以外ノ醫師ニ要シタル費用但シ主治醫ニ於テ必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラザルコト

四法定傳染病ニ罹リ傳染病院又ハ隔離病舍ニ收容セラレタル場合無料扱ヲ受ケ得ラルヽニモ拘ラズ本人又ハ其ノ他ノ者ノ希望ニ依リ有料室ニ入リタルトキハ無料扱ヲ限度トシテノ超過額

傳染病以外ノ疾病ニ依リ入院ノ場合本人又ハ其ノ他ノ者ノ希望ニ依リ下級ヲ超ユル入院料ヲ要スル室ニ入リタルトキ

ハ其ノ下級室ヲ限度トシテノ超過額

五鍼術、按摩術、其ノ他療術的行爲ニ對スル費用但シ主治醫ニ於テ治療上必要アリト認メタル證明書（療法ヲ指示シタルモノナルコトヲ要ス）有ルモノ及柔道整復術ノ費用ハ此ノ限リニ在ラザルコト

六整美整容等ヲ目的トシテ行フ治療又ハ處置ニ要スル費用

七醫師ヲ招聘シタル場合ニ於ケル車馬賃

八遠隔地ヨリ醫師ノ往診ヲ受ケタル場合ノ費用ニ付テハ近隣醫師ノ往診ヲ受ケタル場合ニ要スル費用ヲ限度トシテノ超過額

九診斷書並證明書料但シ醫療費給與ノ決定上必要アルモノハ此ノ限ニ在ラザルコト

十眼鏡選定ノ爲ノ檢定費ノ類

十一齲齒ノ充塡ニシテ必要ノ程度ヲ超ユルト認メタル場合ノ費用

十二豫防注射費但シ狂犬ノ咬傷ヲ受ケタルガ如キ場合ノ豫防注射ハ此ノ限ニ在ラザルコト

十三前各號ノ外家庭醫療ノ範圍ニ屬スル程度ノ疾病ニ對スル治療費例ヘバ輕微ノ風邪、腹痛、頭痛其ノ他一時ノ眩暈等ノ如キモノ

十四其ノ他醫療ノ程度ヲ超エタルモノ並醫療ノ範圍ニ屬スルモノト認メ難キモノ

丙

醫療ニ關シ所長ニ於テ申請ヲ要スル事項

一手術及處置料ニ關シ第四ノ一所定事項ニ付醫師ヨリ通知アリタルトキハ速ニ其ノ實情ヲ調査シ司法省行刑局長ニ具申シ承認ヲ受クルコト但シ緊急已ムヲ得ザル場合ニ於テハ追認ヲ求メ得ルコト

二入院料ニ關シ第七ノ一所定事項ニ付醫師ヨリ通知アリタルトキハ速ニ其ノ實情ヲ調査シ司法省行刑局長ニ具申シ承認ヲ受クルコト

三入院ニ關シ第七ノ二ノ(二)但書所定事項ニ付醫師ヨリ通知アリタルトキハ速ニ其ノ實情ヲ調査シ司法省行刑局長ニ具申シ承認ヲ受クルコト

刑政第53巻第11号
矯正図書館

法曹會雜誌

○新日本法の建設——日本法理研究會設立に就て……前司法大臣　鹽野季彥
○民事訴訟と眞實發見——辯論主義の側面的考察(六)……仙臺地方裁判所判事　熊谷弘
○公衆禮拜用建物及墳墓地登記令に付て……東京控訴院判事　根本松男
○量刑實際の統計的調査とエックスネルの研究(二・完)……司法省調査部
○歐文に飜譯せられた大日本帝國法典目錄(四・完)……司法省調査部
◇法曹會決議　◇司法省訓令通牒回答　◇大審院判例要旨
◇登記事務協議會決議　◇新法令　◇雜報

第十八卷　第十一號　司法省構内
昭和十五年十一月一日發行　法曹會
定價　金五拾錢　振替口座東京一五六七〇番

正義

○口絵　帝國辯護士會皇軍慰問並現地視察員出發記念寫眞
○報告　皇軍慰問並現地視察特派員出發——皇軍感謝文及慰問品——日程
○論說　學徒の誤解　田畑永代賣買の禁に就て……播磨龍城
世界一の大轉換期に處する教育の根本改革……大島正義
○時評　大詔渙發さる——司法部の使命——民事訴訟法の全面的檢討
○戰塵錄　中支の思ひ出(十三)……橋本武人
○資料　續法曹瑣談(其四十三)……山崎佐
○通信　皇軍慰問並現地視察特派員通信
○文苑　漢詩……(棠溪町井鐵　赤塚長澤越)
和歌……播磨龍城
俳句……河西善太郎
○會報　理事會——東亞新秩序建設攻究委員會——改正刑法假案研究委員會——雜事社交——會員電話變更
○各地辯護士會記事——雜報——新法令

帝國辯護士會誌　東京市麴町區霞ヶ關一ノ一
昭和十五年十一月號　帝國辯護士會發行
定價　金五拾錢　電話二二五五番　振替口座七二三九〇番
送料一錢五厘　銀座四三八〇番　東京

編輯後記

□われわれ刑務官にも淺からぬ因緣をおもちの前司法大臣鹽野季彥先生の首唱で日本法理研究會が過般誕生した。法曹會館大講堂で集る者數百、而もそのうちには各大學の諸先生も居られたようである。その時の高柳眞三教授の講演は明治初年に於ける家族制度改革の一例として妾廢止の過程を說明されたもの。直接に研究會に關係する事項ではないが、同會の將來の仕事に示唆を與へるものとして興味深く聞かれた。祖國愛の熱情を內に把持しつゝ今迄の各種の法理現象に嚴密な科學的メスを振はれんことを望む。

□十有餘年の歷史を以てわが國刑事政策の現實に寄與するところ多大であつた刑法及監獄法改正調査委員會が其の仕事を一時中止することになつた。實質的には大正十年の臨時法制審議會に對する刑法改正の政府諮問に始まつてゐるのであるから、その歷史は相當に長いものである。大正の終りより現在までの刑政思潮はこの會を中心として外に流れ出たといつても過言ではあるまい。適當な機會にわれわれは其處にあらはれた業績を尋究したいと思つてゐる。

□第六回高級刑務官練習所と第二回教誨師研究會が殆と時を同うして開講された。教誨師研究會は既に開講したが、刑務官練習所は目下各講師の熱心なる指導の下に研究中である。何れも、新體制一色にぬりつぶされた帝都の秋、受講者各位の感慨は大いなるものあると考へる。

□實務實疑應答欄はその後好評を續けてゐるが、なほ讀者諸君の賢問を望む。解答そのものに疑義をもたれる方は遠慮なく寄稿して欲しい。

（小川生）

定價
一冊（稅共）金三十錢
六冊（稅共）金一圓八十錢
十二冊（稅共）金三圓六十錢

廣告料
一等一頁　金五十圓
二等一頁　金四十圓
普通一頁　金三十圓

注文規定
●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十五年十月二十八日印刷納本
昭和十五年十一月一日發行
編輯兼發行人　東京市麴町區霞ヶ關一丁目一番地一　大原虎夫
印刷人　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　大河內恭三郎
印刷所　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　刑務協會印刷所
發行所　東京市麴町區霞ヶ關一丁目一番地一　刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番　振替口座東京二一五〇五九番

矯正図書館